

岐阜市職員措置請求に係る監査の結果（公表）

令和8年8月25日付けで提出されました岐阜市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により監査した結果を下記のとおり公表します。

令和8年10月20日

岐阜市監査委員 御子 柴 慎
岐阜市監査委員 大野 一 生
岐阜市監査委員 浅野 雅 樹

記

第1 監査の請求

1 請求人
（略）

2 措置請求書の受付
令和8年8月25日

3 請求の要旨

請求人から提出された措置請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。

（請求の要旨及び求める措置）

第1 請求の要旨

〈1〉誰が

岐阜市長及び岐阜市教育委員会（以下「市長等」という。）

なお、岐阜市教育委員会は、地方自治法180条の2により、市長の業務の補助執行を行っている。

〈2〉いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか又は怠る事実があるのか

市長等は、学校法人岐阜朝鮮学園（以下「本件法人」という。）に対し、岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金として（但し令和元年度については岐阜朝鮮学園教育施設整備事業補助金として）、次の各支払を行った。

年度	交付確定日	支払額	支払の相手方
令和元年度	令和2年3月19日	305,000 円	本件法人

年度	交付確定日	支払額	支払の相手方
令和5年度	令和6年3月28日	275,000 円	本件法人
令和6年度	令和7年3月31日	218,668 円	本件法人

本請求が対象とするのは、岐阜市が本件法人に対して有する補助金の返還請求権の行使を怠る事実である。本件法人は、令和元年度においては、同一の経費に係る証ひょうを岐阜市・大垣市の2市に重複して提出し、2市の補助金の合計金額が実際の支出額を超える補助を受けた（過大受給）。また、令和5年度及び令和6年度において、本件法人は、岐阜市・羽島市・大垣市の3市に重複して提出し、3市の補助金の合計が実際の支出額を超える補助を受けた（過大受給）。また、令和6年度補助金においては、補助根拠を欠く経費23,980円が計上されていた。なお、令和元年度・令和5年度及び令和6年度については、本件法人が岐阜市に提出した収支決算書に他市補助金の記載を欠いており、超過額の多寡にかかわらず、規則19条3項の全部取消事由が存在する（後述）。

この返還請求権及び加算金請求権は、岐阜市がその相手方たる本件法人に対して有する金銭債権であり、地方自治法第240条第1項にいう「債権」、すなわち市の「財産」に当たるから、その行使を怠る事実は、同法第242条第1項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当する。

（3）その行為又は怠る事実が違法、不当である理由

市長等は、本件法人に対して返還請求権及び加算金請求権を有するにもかかわらず、その行使を怠っている。

- （1） 令和6年度の補助対象経費とされた本件マイクスピーカーセット（原資料では「ワイヤレススピーカー」と表記された税込23,980円の物品。正式な商品名は長大であるため、以下「本件マイクスピーカーセット」という。）について、かかる23,980円については、支払を証する書類を欠き、支出の実在すら確認できない（甲4号証）。
- （2） 岐阜市は、返還請求権の存在を既に把握し、羽島市は同一の資料に基づき既に令和8年5月1日に交付決定を取り消し、全額の返還を求め回収を完了しているにもかかわらず、岐阜市は一部について、その返還請求を行っておらず、これはまさに財産の管理を怠るものである。

（4）その行為により、岐阜市がどのような損害を被るのか

市長等が返還請求権及び加算金請求権の行使を怠ることにより、岐阜市は次の損害を被る。

（令和元年度）

岐阜市が交付した305,000円から、元本部分について一部につき返還された金額(76,973円)を控除した残部228,027円及びその残部に対する支払済みまで岐阜市補助金等交付規則21条に定める年10.95パーセントの割合で計算した加算金。

（令和5年度）

岐阜市補助金支出額275,000円から、元本部分について一部につき返還された金額(59,409円)を控除した残部（215,591円）及びその残部に対する支払済みまで岐阜市補助金等交付規則21条に定める年10.95パーセントの割合で計算した加算金。

（令和6年度）

岐阜市補助金支出額218,668円の全額から、元本部分について一部につき返還された金額(90,534円)を控除した残部(128,134円)及び、その残部に対する受領済みから支払済みまで岐阜市補助金等交付規則21条に定める年10.95パーセントの割合で計算した加算金。仮に、当該部分が認められないとしても、少なくとも本件マイクスピーカーセット23,980円及び、その金員に対する受領済みから支払済みまで岐阜市補助金等交付規則21条に定める年10.95パーセントの割合で計算した加算

金。

〈5〉どのような措置を請求するのか

請求人は、岐阜市長及び岐阜市教育委員会に対し、次の措置を執るよう勧告することを求める。

- (1) 本件法人に対し、令和元年度、令和5年度及び令和6年度の補助金について、交付決定の全部を取り消し、交付済み額798,668円のうち未返還残額571,752円の返還を請求し、あわせて加算金の支払いを求めること。
- (2) 令和元年度及び令和6年度の補助金について本件法人の解散等により回収できない場合、その関与職員に対する損害賠償請求を行うこと。
- (3) 再発を防ぐため、次の措置を講じること。

a. 様式の改善

他の公的補助の受給状況の申告欄を様式に新設し、申請書・実績報告書の様式に「同一の経費について他の地方公共団体等から交付を受け、又は受ける予定の補助金の名称・交付者・金額」欄を設け、無記入の申請書・報告書は受理しない措置を講じること

b. 確認書の徴求

実績報告書に「補助対象経費として計上した経費のうち、他の地方公共団体の補助金により補填された部分はない」旨の確認書を徴すること

c. 交付決定通知書の「交付の条件」欄の改善

当該欄に次のように重複計上の禁止を明記すること

「他の地方公共団体の補助金により補填された経費を補助対象経費に計上してはならない」

「違反が判明したときは交付決定を取り消し返還を命ずる」など

d. 原本確認と消し込み措置の実施

領収書等は原本を提示させ、確認のうえ原本に「岐阜市補助金充当済（年度・金額）」の表示を行うか、確認記録を残すことで、同一証ひょうの重複使用を難しくすること。

e. 証ひょうの記載事項の最低基準を定める

取引年月日・宛名・発行者名を欠く書面は証ひょうとして受理しない旨を運用基準とすること。

f. 事務決裁審査手続チェックシートへの項目追加

岐阜市の事務決裁審査手続チェックシート（甲11号証の3頁）に、係長等の確認事項として「記載された数値等が正しいか」などが並んでいるが、ここに「他の自治体からの補助の有無を申請者に確認したか」「証ひょうに日付・宛名・発行者の記載があるか」を追加すること。

g. 補助対象経費の品目単位での特定

現在は総事業費に対し定額を交付する運用のため、補助金がどの支出に充当されたのかが書類上不明瞭であり、交付決定時に補助対象経費を品目レベルで特定し、確定時にその品目の証ひょうと突合する運用に改めること。

h. 規則11条の変更承認手続きの履行徹底

予算と決算が大きく乖離した場合は変更承認を経ているかを確認してから額を確定すること。

i. 他の公的補助の控除規定を置く

現行要綱5条は「市長が認める額のうち、次に掲げる額の合計額を上限とする」と定めるのみで、他の補助との調整規定がないことから、「補助金の額は、補助対象経費から他の公的補助により補填される額を控除した額を超えないものとする」を加え、そもそも超過が生じ得ない制度設計にすること。

j. 自治体間の照合

同種の補助金を交付する県内自治体との間で、交付先・交付対象経費及び交付額を年一回相互に通知する覚書の締結を実施すること。

〈6〉財務会計上の行為から1年以上経過後に請求する場合は、その正当な理由

本請求が対象とするのは、岐阜市が本件法人に対して有する返還請求権及び加算金請求権の行使を怠る事実（財産の管理を怠る事実）であり、この怠る事実は現に継続しているから、地方自治法第242条第2項本文の期間制限を受けない。また、仮に本件を不真正怠る事実と解する余地があるとしても、本件で行使が怠られているのは、交付決定及び確定行為の違法性を前提とせずに成立する不当利得返還請求権であるから、同項本文の期間制限は及ばない。

仮に本件各補助金の支出につき形式上1年を経過している部分があるとしても、正当な理由（同項ただし書）がある。理由は次のとおりである。

- (1) 本件の多重補助は、各市に提出された書類を相互に照合して初めて判明する性質のものであり、単一の市に提出された書類のみを見る限り、収支決算書は形式上均衡しており、外形上の異常は認められない。本件法人及び各市はいずれも重複を公表していなかったから、住民が相当の注意力をもってしても、これを知ることが困難であった。
- (2) 本件法人が3市に補助金を多重に申請した疑いは、令和8年3月に報道され始めた。もっとも、報道が伝えたのはその概要にとどまり、岐阜市がいかなる経費についていくらの補助金を交付し、それが他市の補助金とどのように重複しているのかは、報道からは判明しない。請求人は、他市の住民から資料提供を令和8年8月17日に受けて監査請求に必要な資料が手元にそろった。
- (3) 加えて、報道によれば3市は令和8年5月末までに超過分を返還する方針であるとされていたことから、岐阜市が自ら目途とするこの時期までに返還請求を行うものと考えられた。
- (4) しかしながら、岐阜市は令和8年5月末を経過してもこれを行わなかった。その後7月上旬に一部返還請求がされたが、先述の通り、残部がある状態にある。すなわち、請求人が待つべき合理的な期間はすでに経過し、市が返還請求権を行使しないことがまさに財産の管理を怠る事実として顕在化したものである。
- (5) 令和元年度の重複については、令和8年3月からの報道でも取り上げられず、同年7月上旬に岐阜市及び大垣市は一部について返還請求をした際にも公表されなかった。請求人がこれを知ったのは、同年8月17日に他市の住民からの資料の提供を受けた時である。

第2 事実及び違法・不当である理由の詳細

1 補助金制度の概要

岐阜市は、岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金交付要綱（甲3。以下「要綱」という。）に基づき本件法人に補助金を交付している。要綱によれば、この補助金には岐阜市補助金等交付規則（平成10年規則第55号。甲10。以下「規則」という。）が適用され（要綱第1条）る。

なお、従前は、岐阜朝鮮学園に対する助成要綱によっていた（甲11の10頁以下）。

2 令和元年度における同一経費に対する多重補助

本件法人が令和元年度に現実に支出した体育教材（マット及びティーボールセット）127,440円について、岐阜市と大垣市の双方に補助金の交付を受けた。

市	補助対象経費（申請された経費）	補助金額	確定通知日
岐阜市	体育教材127,440円を含む総額310,266 円	305,000 円	令和2年3月19日頃
大垣市	体育教材127,440円	110,000 円	令和2年3月31日

市	補助対象経費（申請された経費）	補助金額	確定通知日
	計	415,000 円	

岐阜市に提出された使途明細書（甲11）と大垣市に提出された収支決算書・領収書（甲12）は、同一のマット及びティーボールセットの購入を対象としている。実支出総額310,266円であるのに対し、両市の補助金合計415,000円は、104,734円を超過している。

3 令和5年度における同一経費に対する多重補助

本件法人が令和5年度に現実に支出した額は、放送設備修繕費123,200円及び教材購入費217,434円の合計340,634円である（甲2号証）。本件法人は、この同一の経費について3市に補助を申請し、次のとおり補助金の交付を受けた。

市	補助対象経費（申請された経費）	補助金額	確定通知日
岐阜市	修繕123,200円・教材217,434円（計 340,634 円）	275,000 円	令和6年3月28日
大垣市	修繕123,200円のみ（甲8号証）	110,000 円	令和6年3月31日
羽島市	修繕123,200円・教材217,434円（計340,634円） （甲6号証，甲7号証）	49,500 円	令和6年5月24日
	計	434,500 円	

3市の補助金合計434,500円は実支出額340,634円を93,866円上回る（羽島市監査結果、甲5号証）。本件法人が岐阜市に提出した収支決算書（甲2号証）によれば、総事業費340,634円は岐阜市補助金275,000円と岐阜朝鮮学園負担65,634円で全額が賄われており、放送設備修繕費123,200円は3市すべてに重複して計上されている。

この放送設備修繕費123,200円については、3市のいずれに対しても、同一の支払を証する書面が提出されている。

4 補助対象経費の意義——他市の補助金により補填された経費は補助対象経費に当たらないこと

要綱第4条は補助対象経費を定めるが、他の地方公共団体の補助金との調整について明文の規定を置いていない。しかし、要綱の各規定を総合すれば、ここにいる補助対象経費とは、補助事業者が現実に負担した経費を意味すると解される。すなわち、要綱第4条は「補助金の交付の対象となる経費は、修繕料、手数料、工事請負費、消耗品費、備品購入費その他補助対象事業を実施するために必要な経費とする。」としており、要綱第6条は「規則第15条の規定により市長に提出する補助事業等実績報告書の提出期限」を明確にしており、規則15条では補助事業等実績報告書に添えるべき書類として、「補助事業等に係る事業実績書」「補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類」及び「その他市長が必要と認める書類」の添付もあわせて義務付けられているものであり、規則第16条は「市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定」と定める。収支の状況を審査したうえで交付額を確定するというこの仕組みは、補助金が現実の負担の存在を前提とすることを示すものである。よって、他の地方公共団体の補助金により既に補填された経費は、補助事業者の負担として現存しないから、補助対象経費に当たらない。

なお、岐阜市は、令和5年度については、令和5年5月8日に本件法人に対し補助金275,000円の交付を決定し（甲1）、その後、交付決定額と同額を確定している（甲2）ほか、令和6年度については、交付決定額265,000円より少ない218,668円を確定している（甲4）。法人の収支決算書（甲2の5頁、

甲4の6頁)によれば、大垣市及び羽島市からの補助金交付は一切記載がないが、現実には交付金額が充てられていることから、この収支決算書自体内容に重大な問題があることから、岐阜市補助金等交付規則19条2項(補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したとき)及び同規則同条3項(虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき)を適用すべきであり、それに基づき同規則19条により補助金の交付の決定の「全部」を取り消すべきところ、現状の一部の取消しでは依然として問題がある。

旧要綱においても2条2項で、補助金の交付の対象経費は申請者の施設整備費及び教材費とする旨規定されていることから、他市の補助金で負担される経費は申請者の経費とはいえない。令和元年度の岐阜市への収支決算書上は、収入として大垣市補助金110,000円の記載が欠落しており、真実を記載すれば収入合計は415,000円となるのであるから、支出310,266円を104,734円上回るのであり、これは規則第19条3項の「虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」に該当することから、全額取消し事由となりうるものである。

5 令和6年度における同一経費に対する多重補助

本件法人が令和6年度に計上した実支出(総事業費)は218,668円である。岐阜市は令和7年3月31日付でこの218,668円の全額を補助金として確定・交付しており、岐阜市の収支決算書上、本件法人の自己負担額は0円である。すなわち令和6年度の実支出は岐阜市の補助金のみで全額が補填されている。しかし、法人側は、甲7及び甲9の通り、大垣市と羽島市にも同一の領収書を出してそれぞれ受領してきたものである。この関係は次表の通りである。

市	補助対象経費(申請された経費)	補助金額	確定通知日
岐阜市	教材購入費150,688円・屋根修繕費・調律44,000円・ワイヤレススピーカー23,980円	218,668 円	令和7年3月31日
大垣市	教材購入費150,688円・屋根修繕費・調律44,000円・ワイヤレススピーカー23,980円(甲9)	105,000 円	令和7年3月31日
羽島市	教材購入費150,688円・屋根修繕費・調律44,000円・ワイヤレススピーカー23,980円(甲7)	49,500 円	令和7年5月15日
	計	373,168 円	

3市の補助金合計373,168円は実際の支出額218,668円を154,500円上回る。

6 本件マイクスピーカーセットの支出の実在及び証ひょうの不備

本件マイクスピーカーセットについて、岐阜市に補助対象経費の証ひょうとして提出された書面(甲4の15頁及び16頁)は、支払の事実を証する書類の体をなしていない。

(1) 提出された書面の内容

当該書面には、商品名、個数、価格、税率、税込価格及び小計と、欄外の注記とが記載されているにとどまる。宛名も、日付も、発行者の記載もない。上部が切除されたとみられ、本来その位置に記載されるべき事項が失われている。

当該書面がアマゾンで購入した品物に係るものであることは、そのフォント及びレイアウトのほか、商品名に付された「B088FV3XPQ」がアマゾンの商品識別番号(ASIN)であること、並びに欄外に「マーケットプレイス商品の税率は、アマゾンジャパン合同会社ではなく当該商品の出品者が決定しています」等の記載があることから明らかである。また、欄外の注記には「適格請求書における取引年月日は」等の文言があり、当該取引は適格請求書等保存方式(インボイス制度。令和5年10月1日開始)の下におけるものである。本件物品が令和6年度の補助対象経費として報告

されている以上、その取引は同制度の運用下にあるところ、アマゾンで購入した品物であれば、本件法人は適格請求書を容易に取得することができたはずである。しかるに、当該書面は適格請求書の記載事項すら備えず、これに代わる適格請求書も別途提出されていない。

結局、当該書面は、通常の領収証・請求書としても、これに代わり得る適格請求書としても、支払の事実を証する書類の体裁を備えていない。

(2) 支払の事実を証するために不可欠な事項の欠如

領収証その他支払の事実を証する書類にとって不可欠なのは、いつ（取引年月日）、誰から誰へ（発行者及び購入者）、いくら（金額）の取引かを示すことである。当該書面には金額の記載はあるものの、次の各事項をいずれも欠いている。

ア 取引年月日

いつ成立した取引であるかを示す日付がなく、当該支出が令和6年度の補助事業に係るものであるかどうか、当該書面からは確認できない。なお、同年度に補助対象経費として計上された他の支出については、いずれも日付を明記した書面が提出されており、日付の記載を欠くのは本件マイクスピーカーセットに係る当該書面のみである。

イ 購入者（宛名）

誰が購入したのかを示す記載がなく、本件法人による支出であることが、当該書面からは確認できない。

ウ 発行者の名称及び登録番号

誰から購入したのかを示す販売者の名称の記載がなく、適格請求書として必要な登録番号の記載もない。

以上のとおり、当該書面によっては、いつ、誰が、誰から、当該物品を購入し、代金を支払ったのかを、いずれも確認することができない。加えて、当該書面には、取引を特定し、同一の書面が他の支出の証ひょうとして重複して用いられていないかを確認するための注文番号も記載されていない。

したがって、岐阜市は、支出の実在を確認しないまま23,980円を補助対象経費と認定したものである。

しかも、当該書面は、岐阜市が令和6年度の補助金の額の確定に係る決裁文書（「岐阜市外国人学校施設整備等事業補助金の確定について（伺い）」。甲4号証）の添付書類として綴られていた。本件マイクスピーカーセットの写真及び当該購入明細は、当該決裁文書に添付されているのであって、岐阜市は、これらを確認したうえで補助金の額を確定したものである。支払の事実を確認し得ない書面を現に確認しながら、これを補助対象経費と認定したものだといえる。

問題は、領収書という書式の有無ではなく、支出の実在の確認を欠いたまま公金を交付した点にある。支出の実在が確認できない経費は、補助対象経費として認定する前提を欠くものであり、取消事由に該当する。これは、補助対象該当性以前の、支出の存否という事実の問題である。

7 補助事業者である岐阜朝鮮学園において、市長が認める軽微な変更を除く補助事業等の計画を変更しようとするときにおいて、予め補助事業等計画変更申請書を提出すべきことが岐阜市補助金等交付規則第11条で規定されているにもかかわらず、この手続きが取られないまま補助金が確定されたこと（令和6年度分補助金・令和元年度分補助金）

学校が令和6年6月4日付で岐阜市長に対し補助金等交付申請書により補助金265,000円の交付を申請した（甲3号証の4頁）が、その際において、助成による事業その他の計画書（甲3号証の5頁）

には修繕費として体育館及び校舎改修一式について500,000円、また教材購入として毎月、旬期180冊として単価900円で162,000円、「学習課題帳」として48冊、単価は1,250円で60,000円及び作文集、絵本として35冊として単価1200円で42,000円として組まれていた。補助事業に係る予算計画書（甲3の7頁）においては、岐阜市補助金265,000円以外に岐阜朝鮮学園が負担する金額として499,000円と記載されており、支出の予算は教材が264,000円、修繕費が500,000円であった。ところが、決算の段階（甲4号証の6頁）では補助事業に係る収支決算書として、岐阜市補助金218,668円のみが原資となっている記載となり、支出対象も教材購入費150,688円、屋根修繕費・調律44,000円、ワイヤレススピーカー23,980円となっており、(1)予算額で示されていた支出対象である教材費は264,000円から150,688円を控除した113,312円が減少し、(2)修繕費44,000円のうちピアノ調律代11,000円は予算で示されていた「体育館及び校舎改修」を構成しないことから、実質的に要した修繕費は33,000円にすぎなかったことから予算から決算を控除することで計算される修繕費の減少分は実に467,000円にのぼる事実、さらに (3)ワイヤレススピーカー23,980円にいたっては全く予算に示されていない経費であるということがわかる。このように令和6年度の場合、計画では「体育館、校舎補修」500,000円が中心であったのに対し、実績は一回屋根修繕33,000円、建物とはいえない調律11,000円、計画外のワイヤレススピーカー23,980円となっており、対象設備・支出の種類・規模ともに大きく異なることから、市長が認める軽微な変更該当する可能性は極めて低いものである。

このような予算との大幅な変更が決算で生じていたことについて、「市長が認める軽微な変更」の範疇を超えている疑いが濃厚であり、変更承認申請や承認の形跡が見当たらないことも、本件補助金交付決定の一部ではなく全部を取り消すべき事由として構成されるべきである。

なお、令和元年度分についても、補助金等交付申請書（甲11号証の5頁）においては、305,000円の岐阜市補助金と本件法人の840,320円の収入予算に対し、145,320円の教材費と施設修繕費1,000,000円の支出予算が組まれており、助成による事業その他の計画書（甲11号証の7頁）では教材費の内訳として雑誌・作品集及び指定図書と施設修繕費の内訳として火災報知器及び消火栓と記載がされており、決算書（甲11号証の21頁）では予算時には記載のなかった体育教材の言葉が突然現れ、施設修繕費は突然なくなっているという状況にあり、令和6年度分と同様に、市長が認める軽微な変更とは言い難い大幅な変更が無断でなされており、それにもかかわらずそのまま確定されているという問題が見受けられる。

8 職員の責任について

関与した職員は、令和元年度及び令和6年度の補助金について、それぞれ、上記2番と上記7番の問題の双方について気づくべき立場にあったから、それを気づかないまま、証ひょうがそろっていないまま上記6番で言及したワイヤレススピーカー分(23,980円)を支出したこと及び令和元年度(228,027円)及び令和6年度(128,134円)の2年分については軽微変更以外の変更と考えられる支出についてそのまま確定したことは違法又は不当な行為である。

○全額返金を求めるべき理由

本件法人は、3市すべてに対し自ら申請書及び実績報告書を提出し、同一の証ひょうを添付した。したがって、3市に補助を申請していることを、申請の主体である本件法人が知らなかったとする余地はない。特に、提出先の市ごとに異なる自己負担額を申告していることは重大な問題である。

令和元年度の体育教材購入費については、岐阜市への補助事業等実績報告書（甲11号証の16頁）に付随する補助事業に係る収支決算書（甲11号証の20頁）において、体育教材費127,440円を含む

支出総額310,266円のうち、305,000円の岐阜市補助金額を除く 5,266円を岐阜朝鮮学園の負担額として決算をしているが、現実には大垣市に対しても収支決算書（甲12号証の4頁）において、体育教材127,440円の支出にかかる収入額は大垣市補助金が110,000円、また対象法人負担額が17,440円と記載をされており、体育教材費のそれぞれの原資は、岐阜市に出された書類には大垣市補助金の存在が消されている一方、大垣市に出された書類においても岐阜市補助金の存在が消されていた。このような結果として現実には体育教材費の支出に際し真実としては岐阜朝鮮学園の負担は全くなかったのに、岐阜市、大垣市それぞれに対し事実と反する実績報告書を出していたことになる。令和5年度の放送設備修繕123,200円について、本件法人は、大垣市には自己負担13,200円と、岐阜市には自己負担65,634円と申告している。いずれも当該提出先の補助金額から逆算した数値にすぎず、現実の自己負担は0円であって、各市への申告はいずれも事実と反する。

令和6年度についても、本件法人は大垣市に自己負担113,668円と申告しているが、同年度の実支出218,668円は岐阜市補助金により全額が補填されており（甲3・甲4、甲9）、現実の自己負担は0円であるから、この申告もまた事実と反する。

このように各市に対し、他市の補助金を受けている事実を隠してそれぞれ予算・決算を連年出し続けてきた事によって、過剰受給が令和元年度・令和5年度及び令和6年度にわたって生じたことは、単なる事務の誤りと言えるものとはいえないことから、過剰受給が生じた年度については一部ではなく全部の補助金を返還すべきであり、岐阜市補助金等交付規則第19条も市長に対し補助金等の交付の決定の全部を取り消す権限を付与しているものであるもので、そうすべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、事実を証する書面を添えて、必要な措置を請求します。

（添付書類）

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- ① 甲1号証 収受日令和5年5月8日 岐阜市外国人学校教育施設等事業補助金の交付決定について（岐阜朝鮮初中級学校）
- ② 甲2号証 収受日令和6年3月21日 岐阜市外国人学校教育施設等事業補助金の確定について
- ③ 甲3号証 収受日令和6年6月4日 岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金の交付決定について（岐阜朝鮮初中級学校）※岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金交付要綱が10頁から12頁まで記載あり。
- ④ 甲4号証 収受日令和7年3月31日 岐阜市外国人学校教育施設整備等補助金の確定について
- ⑤ 甲5号証 羽島市職員措置請求に係る監査結果について（公表） 令和8年5月8日付
- ⑥ 甲6号証 羽島市令和5年度分開示文書
- ⑦ 甲7号証 羽島市令和6年度分開示文書
- ⑧ 甲8号証 大垣市令和5年度分開示文書
- ⑨ 甲9号証 大垣市令和6年度分開示文書
- ⑩ 甲10号証 岐阜市補助金等交付規則
- ⑪ 甲11号証 岐阜市令和元年度補助金書類
- ⑫ 甲12号証 大垣市令和元年度補助金書類

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

第2 請求の受理

本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年8月26

日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

中本一美監査委員は、法第199条の2の規定により、本件請求に係る監査及び監査結果の決定について除斥となった。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人は、措置請求書に甲第1号証から甲第12号証までを掲げ、これらを本件請求に係る事実を証する書面として提出した。

また、令和8年9月4日に陳述の機会を設けたところ、請求人は、措置請求書に記載した事項を補足して陳述した。

監査委員から請求対象について質問したところ、請求人は、各年度の補助金の交付決定及び補助金額の確定等と、その後、岐阜市が追加の交付決定の取消し及び返還請求を行っていないことの両方を問題としている旨を述べた。なお、措置請求書では、補助金返還請求権及び加算金請求権の行使を怠る事実を請求対象として構成している。

本件補助金に関する問題を知った経緯について、請求人は、最初に接した報道は羽島市に関するものであったと思うと述べるとともに、令和8年4月11日の記事に言及した。また、同年4月頃、羽島市で開催された集会において、本件に関連する問題について話を聞き、関心を持った旨を述べた。

その上で、請求人は、新聞報道があることを教えられた後、令和8年4月27日に、教育委員会に対し、本件補助金の交付要綱を対象とする情報公開請求を行ったと述べた。他方、令和元年度、令和5年度及び令和6年度の交付決定、実績報告、補助金額の確定その他の補助金執行関係文書については、自ら情報公開請求を行って取得したものではなく、他の関係者が取得した資料並びに羽島市及び大垣市の住民監査請求に関する資料の提供を受けたものであり、これらの資料がそろったのは同年8月頃であったと述べた。なお、措置請求書では、監査請求に必要な資料の提供を受けた日を同月17日としている。

また、ワイヤレススピーカーについては、物品が購入されていないと積極的に主張するものではなく、補助金額の確定時に提出されていた証憑によって支出の事実を確認できたか、及び教育委員会が当該証憑を適切に審査したかを問題としている旨を述べた。

加えて、関与職員への損害賠償請求について、請求人は、陳述において、市職員の責任追及に至らせるべきではなく、その前に問題を解決すべきであるとの考えを述べた。

3 監査対象事項

本件請求について、措置請求書及び請求人の陳述、提出された事実を証する書面、関係書類並びに関係職員の説明を踏まえ、令和元年度、令和5年度及び令和6年度の本件補助金に係る次の事項を監査の対象とした。また、請求人が措置請求書において個別に指摘した事項に限らず、請求対象となった財務会計上の行為及び怠る事実の適否を判断するため、監査の過程で確認された関連事実についても併せて検討した。

なお、措置請求書では、補助金返還請求権及び加算金請求権の行使又は管理を怠る事実を中心

に請求が構成されているが、請求人は陳述において、各年度の交付決定、補助金額の確定その他の過去の財務会計上の行為と、その後、教育委員会が追加の交付決定の取消し及び返還請求を行っていないことの双方を問題としている旨を述べている。このため、本件請求の対象を、次のとおり、その法的性質に応じて区分した。

（１）本件補助金の交付及び支出に係る財務会計上の行為

各年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、変更支出負担行為、支出命令及び支払の適否。

（２）補助事業の実施、実績報告及び補助金額の確定に係る事項

学校法人岐阜朝鮮学園（以下「学園」という。）による補助事業の実施、交付申請前又は交付決定前の事業着手、計画変更、実績報告、収支関係書類における実際の財源構成、すなわち、補助対象経費を岐阜市補助金、他市補助金、学園の自己資金その他のどの財源で負担したかという内訳及び学園の自己資金による実際の負担額の記載並びに証憑の内容。

併せて、教育委員会による実績報告の審査、計画変更の要否及び軽微な変更への該当性の判断、補助対象経費の確認並びに補助金額の確定に係る確認及び判断の状況。

（３）交付決定の取消し及び補助金の返還

本件補助金について、岐阜市補助金等交付規則（平成１０年岐阜市規則第５５号。以下「交付規則」という。）第１９条第１項各号に定める取消事由への該当性、取消権行使の要否及び範囲、全部取消し又は一部取消しの選択、取消対象額の算定及び重複調整並びに返還、加算金及び延滞金の取扱い。

（４）既に発生している返還請求権等の行使又は管理を怠る事実

交付規則第１９条第１項第１号により既に交付決定の一部を取り消した部分について、市が学園に対して有する返還請求権、加算金請求権及び延滞金請求権の行使又は管理を怠る事実の有無。

また、交付決定が取り消されていない部分について、具体的な返還請求権、加算金請求権又は不当利得返還請求権その他の債権が発生しているか、及び発生している場合にその行使又は管理を怠る事実があるか。

（５）追加取消権不行使の取扱い

教育委員会が、交付規則第１９条第１項第１号により既に取り消した部分を除く部分について、交付決定の全部又は一部を更に取り消していないことの、法的及び監査上の位置付け。

本監査結果において、交付規則第１９条第１項第１号による既取消しとは別に、同項第２号又は第３号の取消事由を理由として交付決定の全部又は一部を更に取り消すことを「追加取消し」といい、その権限を「追加取消権」という。これらの用語は、追加取消しを行う法的義務又は具体的な取消範囲があることを、あらかじめ意味するものではない。

追加取消権は、交付決定の全部又は一部を更に取り消すための権限であり、既に発生している返還請求権その他の債権とは、法的性質が異なる。また、返還請求権その他の債権が発生する時期は、追加取消権を行使する時期と一致するとは限らない。このため、教育委員会が追加取消権を行使していないことは、既に発生している返還請求権等の行使又は管理を怠る事実と区別して検討する。

（６）関与職員に対する財務上の措置

本件補助金の交付、補助金額の確定及び支出に関与した職員について、市に対する損害賠償責任その他の財務上の責任の有無並びに損害賠償請求その他の財務上の措置を求める必要性。

(7) 制度及び内部統制の改善

申請及び実績報告の様式、他の公的補助金及び実際の財源構成の確認、補助対象期間及び交付決定前着手、計画変更及び軽微な変更の判断、証憑及び立替精算の確認、実績報告の審査、役割分担、決裁、取消権行使の判断並びに判断過程の記録について、制度及び内部統制の改善を求める必要性。

以上の事項については、財務会計上の行為、既に発生している返還請求権等の行使又は管理を怠る事実、教育委員会が追加取消権を行使していないこと、関与職員の財務上の責任並びに制度及び内部統制の改善を区別して検討する。その上で、各年度及び各行為の時期を踏まえ、法第242条第2項に定める請求期間、同条第5項の規定による勧告の要否並びに監査意見として検討又は改善を求める必要性を判断する。

各年度の過去の財務会計上の行為については、請求期間を経過しているか、請求期間を経過している場合に法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由が認められるかを判断し、その結果を踏まえて実体判断の対象となる範囲を確定する。また、請求期間に関する判断の結果、実体判断の対象とならない部分について監査過程で確認された事実は、当該財務会計上の行為に対する判断と区別して、補助金交付事務の検討並びに制度及び内部統制の改善に用いることができるかを検討する。

4 監査対象部局

教育委員会

5 監査対象部局の陳述

監査の一環として、令和8年9月18日に監査対象部局である教育委員会の職員から陳述を聴取するとともに、その後、追加の説明及び関係資料の提出を受けた。教育委員会の説明及び見解の概要は、次のとおりである。

教育委員会は、本件補助金に係る交付規則及び交付要綱等には、他市補助金との併用を禁止する規定、他市補助金を学園負担分の財源とすることを禁止する規定、他市補助金の申告を義務付ける規定又は複数市の補助金が重複した場合の調整方法を定めた規定はなかったと説明した。また、交付申請書及び実績報告書等にも、他市補助金の名称又は金額を記載する専用欄はなかったとしている。

教育委員会は、大垣市及び羽島市にも同種の補助制度があること自体は認識していたが、両市の制度の詳細及び学園の申請・受給状況までは把握していなかった。他市補助金との併用は可能であると考え、交付申請時及び実績報告時に、その受給状況を確認していなかったと説明した。他方、各市の補助対象経費及び補助金の重複関係を補助金額の確定前に把握し、補助金の合計額が対応する補助対象経費を上回ることを確認していれば、本市の交付決定額の修正等を行ったと説明した。

交付申請及び実績報告の審査については、各年度に適用される交付要綱及び提出書類に基づいて行っていたが、本件補助金の審査に使用する個別のマニュアル、チェックリスト、記載要領若しくは引継資料又は軽微な変更に関する具体的な判断基準は作成していなかったと説明した。また、軽微な変更への該当性について検討した内容及び判断過程を示す個別の記録は作成していなかったとしている。

事業計画と実績との相違については、各年度の交付要綱及び変更内容に照らし、いずれも軽微な変更として取り扱ったと説明した。

令和元年度の合成スポンジマット及びティーボールセットへの変更については、実績報告書等により計画と実績との相違を把握したが、当時の交付要綱が補助対象経費を施設設備費及び教材費と定めており、交付決定額の増額を伴わない変更であったことから、補助金額の確定に係る決裁過程で軽微な変更にあたると判断したと説明した。

令和５年度の変更についても、実績報告書等により計画と実績との相違を把握したが、変更後の経費が交付要綱上の補助対象経費に該当し、補助目的に沿うものであり、交付決定額の増額を伴わなかったことなどから、軽微な変更にあたると判断したとしている。いずれの年度についても、変更の内容及び理由について学園への個別の確認は行わなかったと説明した。

令和６年度の計画と実績との相違については、年度途中又は変更後の役務の実施若しくは物品の購入前に学園から相談又は報告を受けたものではなく、実績報告時に提出された収支決算書及び補助金使途明細書によって把握したと説明した。また、実績報告書の提出時期に学園へ変更内容及び理由を確認し、実績報告時の計画書、補助金使途明細書その他の関係書類を比較した上で、補助金額の確定に係る決裁過程において軽微な変更にあたると判断したとしている。ただし、確認を行った具体的な日、対応した職員、学園側の説明者、具体的な質問及び回答並びに軽微な変更への該当性の判断過程を示す記録は作成していなかったと説明した。

収支予算書及び収支決算書については、補助事業全体の実際の財源構成を記載する書類とは取り扱っておらず、「学園負担分」には、本市が補助対象として認定した経費から本市補助金を差し引いた額を記載する運用であったと説明した。また、他市補助金を自己負担分の財源に充てることを禁止する定め等がなく、その財源の内訳を審査の対象としていなかったことから、他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の負担額は確認していなかったとしている。

学園側の認識については、教育委員会は、令和８年４月１６日の立入検査において、（略）との説明を受けたとしている。教育委員会は、これを、他市補助金の存在そのものについての認識不足ではなく、複数市の補助金と補助対象経費とを照合し、超過の有無を確認することについての認識不足であったと評価したと説明している。なお、立入検査時点では令和元年度の超過は判明しておらず、この説明は令和元年度の実績報告時の認識についてされたものではない。

もっとも、教育委員会が提出した資料によれば、（略）。教育委員会は、（略）と説明した。また、（略）と説明した。特に、令和元年度については、立入検査後に超過が判明したため、学園に当時の認識を改めて確認していないとしている。

令和６年度のワイヤレススピーカーについて、教育委員会は、補助金額の確定時には、購入明細によって注文内容及び金額を確認するとともに、物品の写真によって当該物品の存在を確認し、物品が購入され、学園で使用されていると判断して補助対象経費としたと説明した。また、その後の立入検査において、学園の帳簿に当該支出が記載されていることを確認するとともに、適格請求書、学園教員が作成した領収書及び教員名簿の提出を受け、当該教員がワイヤレススピーカーを購入し、学園から立替金23,980円を受領した経過を確認したと説明している。

交付決定の取消しについては、交付規則第１９条第１項を検討し、複数市の補助金の合計額が対応する補助対象経費を上回る部分について、同項第１号の「補助金等を他の用途に使用したとき」に該当すると判断したと説明した。

同項第2号については、計画と実績との相違は、変更後の経費が交付要綱上の補助対象経費に該当し、補助目的に沿い、交付決定額の増額も伴わない軽微な変更であると判断したため、計画変更承認義務への違反には当たらないと整理したと説明した。また、他市補助金については、明文の記載又は報告義務がなく、学園の自己負担額についても、その財源を学園の自己資金に限定する規定はなかったとした。

財源構成及び自己負担額が「補助事業等の計画」に含まれるかについて、教育委員会は、陳述中、当初は含まれると回答したが、その後、他市補助金を記載することを求めていなかった財源構成の部分については含まれないとの説明をした。その上で、他市補助金の受給に伴う財源構成又は自己負担額の変更は、交付の可否、交付決定額又は交付上限に影響するものではないため、事前承認を要する計画変更には当たらず、同号の取消事由にも該当しないと判断したとしている。

同項第3号については、学園の説明及び顧問弁護士の助言等を踏まえ、不正受給の意図を認定することはできないとして、適用しなかったと説明した。

一部取消しについては、補助事業及び支出自体は実在し、補助対象経費として支出された部分と、複数市の補助金の合計額が補助対象経費を上回る部分とを金額的に区分できることから選択したと説明した。既取消額については、各市補助金の具体的な充当先及び優先順位を特定できず、いずれかの市を優先する規定もなかったため、各市の補助金確定額の割合によって超過額を按分したとしている。

第1号により一部を取り消した部分については、返還金及び加算金の全額が納付され、延滞金も発生していないと説明した。また、一部取消しの対象としなかった部分については、追加して交付決定を取り消すべき事由はないとの見解を示した。さらに、追加の一部取消し及び返還命令を行っていない部分については、交付規則に基づいて学園に返還を求める具体的な金額は定まっておらず、不当利得返還請求権も存在しないと説明した。

本件の主な要因について、学園において、複数自治体から交付された補助金の合計額と補助対象経費とを照合し、その合計額が補助対象経費を上回らないよう管理する認識が十分でなかったことにあると説明した。一方、本市の申請書には他市補助金の記載欄がなく、その受給状況の報告を求める仕組み及び関係自治体間で補助金の交付状況を共有する仕組みも設けられていなかったとしている。今後は、申請者からの報告を基本として、他の補助金を受ける場合の取扱いや当初計画と実績に大きな相違がある場合の確認方法等を検討する必要があるとの見解を示した。

第4 監査の結果

1 本件の概要

本件は、学園が、令和元年度、令和5年度及び令和6年度に、岐阜市、大垣市及び羽島市から、同一又は共通する事業若しくは経費について補助金の交付を受け、その補助金と対象経費との対応関係及び補助金の合計額が対応する補助対象経費を上回る部分の取扱いが問題となったものである。

学園が岐阜市に提出した収支関係書類には、他市から交付された補助金が記載されておらず、岐阜市が補助対象として認定した経費から岐阜市補助金を差し引いた額が「学園負担」又は「自己負担」として記載され、他市補助金を含む実際の財源構成は示されていなかった。

また、交付申請時の事業計画と実績報告の内容を比較すると、当初計画していた事業の全部又は一部が実施されていない一方で、計画になかった経費が新たに計上されるなどの相違があった。

このうち、令和元年度の合成スポンジマット及びティーボールセット並びに令和6年度の調律及びワイヤレススピーカーは、交付申請時の計画に含まれていなかった。これらについて、学園が計画変更申請書を提出した事実及び教育委員会が変更を承認した事実は確認されなかった。また、その経費を含めて補助金額が確定されていた。

さらに、監査の過程において、令和元年度の補助対象経費に含まれていた雑誌購入費2件・合計26,199円について、交付申請及び交付決定より前に納品されていたことが確認された。

他市補助金との重複及び超過が判明した後、教育委員会は、関係各市の補助金確定額の合計が補助対象経費を上回る部分について、交付規則第19条第1項第1号の「補助金等を他の用途に使用したとき」に当たると判断した。その上で、各年度の超過額を関係各市の補助金確定額の割合に応じて按分し、岐阜市分として算定した合計226,916円に相当する部分の交付決定を取り消して返還を命じた。学園は、当該返還金及び加算金の全額を納付した。

これに対し、請求人は、計画変更の承認を受けていなかったこと、収支関係書類に他市の補助金を記載していなかったこと、自己負担額の記載内容、証拠の不備その他の事情を踏まえれば、各年度の交付決定を全部取り消すべきであると主張している。また、既に返還された額を超える補助金及びこれに係る加算金を学園に返還させるべきであるとしている。

2 本件補助制度の概要

(1) 制度の根拠及び住民監査請求上の位置付け

本件補助制度は、交付規則、対象年度ごとの交付要綱及び各年度の交付決定に基づいて運用されている。

法第242条第1項は、違法若しくは不当な公金の支出、債務その他の義務の負担等の財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実を、住民監査請求の対象としている。

本件では、各年度の交付決定については債務その他の義務の負担として、補助金の支払については公金の支出として、それぞれ検討する。また、学園に対する補助金返還請求権その他の債権が存在する場合には、岐阜市がこれを行使していないことが、財産の管理を怠る事実にあたるかを検討する。

(2) 交付申請及び交付決定

補助金の交付を受けようとする者は、交付規則第4条の規定により、交付申請書に事業計画書、収支予算書その他の必要書類を添えて提出しなければならない。

市長は、第5条第1項の規定により、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。その上で、申請内容が法令等及び予算に適合しているか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、補助金額の算定に誤りがないかなどを調査し、交付の可否を決定する。

補助金額、補助事業の内容及び交付決定に付された条件は、各年度の交付申請書及びその添付書類並びに交付決定通知によって具体化される。

(3) 計画変更

交付規則第6条第1項第1号は、補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更する場合には、市長が認める軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受けることを交付決定の条件としている。

また、第11条第1項は、補助事業者が補助事業等の計画を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないと定めている。

（４）交付申請前又は交付決定前の事業着手

本件補助制度は、補助事業者が、実施しようとする事業の内容、経費及び財源計画を示して補助金の交付を申請し、市長がこれを審査した上で、交付の可否、補助金額及び交付決定に付す条件を決定する仕組みとしている。

交付申請前又は交付決定前に実施され、若しくは履行が完了した事業に係る経費の取扱いについては、対象年度の交付規則、交付要綱並びに交付決定通知及びこれに付された条件に基づき、個別に確認する必要がある。

（５）実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、事業の完了後、交付規則第１５条の規定により、実績報告書に事業実績書、収支決算書その他の必要書類を添えて提出しなければならない。

市長は、第１６条の規定により、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合しているかを調査する。その結果、適合していると認めた場合に、交付すべき補助金額を確定する。適合していないと認める場合には、第１７条の規定により、補助事業者には是正措置を命ずることができる。また、第１８条第１項は、原則として、補助金額を確定した後に補助金を交付するものとしている。

実績報告及び補助金額の確定は、補助事業の実績並びに収入及び支出の状況を確認し、補助事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合しているかを審査する手続である。収支決算書は、この審査のために提出される書類の一つである。

（６）補助事業者の義務及び市の調査権限

補助事業者は、交付規則第１０条の規定により、法令等並びに交付決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うとともに、補助金を他の用途に使用してはならない。

また、第１２条は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、５年間保存することを義務付けている。

市長は、第１３条の規定により、補助事業者には事業の実施状況に関する報告を求めることができる。さらに、第２５条の規定により、補助事業者には報告を求め、その事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査し、又は関係者に質問することができる。

交付規則第１３条及び第２５条は、交付申請書又は実績報告書の様式に個別の記載欄が設けられているかにかかわらず、市長が、必要に応じて補助事業者には報告を求め、帳簿書類等を検査し、又は関係者に質問することができる旨を定めている。

（７）交付決定の取消し、返還及び加算金

交付規則第１９条第１項は、交付決定を取り消すことができる事由として、補助金等を他の用途に使用した場合、交付決定の内容若しくは条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反した場合、虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合などを、それぞれ定めている。

市長は、同項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。同条第２項により、この規定は、補助金額を確定した後についても適用される。

交付決定を取り消した場合には、第２０条第１項の規定により、取消しの対象となった部分について、既に交付した補助金の返還を命ずることになる。このため、返還を求める額は、原則として、認定された取消事由と、それを理由として交付決定を取り消した範囲に応じて定まる。

また、第21条第1項は、第19条第1項による交付決定の取消しに伴って返還を命じられた場合、補助事業者は、返還対象額について、補助金を受領した日から納付した日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならないと定めている。

（８）令和元年度、令和５年度及び令和６年度の交付要綱

本件補助金は、岐阜市内から通学する児童生徒の教育環境又は学習環境の整備等を目的として、岐阜朝鮮初中級学校又は外国人学校が行う施設整備、教材購入その他の事業に要する経費を補助する制度である。ただし、令和元年度と令和５年度及び令和６年度とでは、適用された交付要綱が異なる。

令和元年度に適用された岐阜朝鮮学園に対する助成要綱（決裁日不明）は、岐阜朝鮮初中級学校の教育施設、設備等の充実を図ることを目的とし（第1条）、施設整備費及び教材費を補助対象経費としていた（第2条第2項）。

補助金額は、定額250,000円と、岐阜市内から通学する児童生徒数に5,000円を乗じて得た額との合計額とされていた（第3条）。

令和５年度及び令和６年度に適用された岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金交付要綱（令和4年3月31日決裁。以下「令和５年度及び令和６年度要綱」という。）は、外国人学校に通学する児童生徒の学習環境を整備し、子どもの学びを充実させることを目的としている（第1条）。

同要綱は、施設の整備及び教材の購入を補助対象事業とし（第3条）、修繕料、手数料、工事請負費、消耗品費、備品購入費その他の必要経費を補助対象経費としている（第4条）。

補助金額は、第4条に定める補助対象経費に相当する額のうち市長が認める額とされ、250,000円と、岐阜市内から通学する児童生徒数に5,000円を乗じて得た額との合計額が上限とされている（第5条）。

（９）他市補助金との関係

各年度の交付要綱には、他市補助金との併用を一律に禁止する規定、他市補助金を学園負担分の財源とすることを禁止する規定、他市補助金の受給について申告を明文で義務付ける規定又は複数市の補助金の合計額が補助対象経費を上回った場合の調整方法を定めた規定は、確認されていない。

また、岐阜市、大垣市及び羽島市の補助制度は、その目的、補助対象経費及び補助金額の算定方法が同一ではない。

（１０）大垣市及び羽島市の制度の位置付け

大垣市及び羽島市の補助金交付規則並びに交付要綱は、岐阜市の財務会計上の行為に直接適用される規範ではない。

しかし、学園が両市から受けた補助金の対象事業、対象経費及び算定方法を確認し、各市の補助対象経費がどの範囲で重複していたか、また、補助金の合計額が補助対象経費をどの程度上回っていたかを検討する上では、事実認定の前提となる。

また、他市補助金との併用禁止、申告義務又は重複した場合の調整方法に関する規定が各市の制度に設けられていたかを確認するための資料でもある。

（１１）大垣市の補助制度

大垣市補助金等交付規則（昭和46年大垣市規則第21号。以下「大垣市規則」という。）及び岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付要綱（決裁日不明。以下「大垣市要綱」という。）によれ

ば、大垣市の補助制度は、岐阜朝鮮初中級学校における教材及び教育施設等の充実を目的とし、教材整備費及び施設整備費を補助対象経費としている（大垣市要綱第1条及び第2条）。

補助金額は、補助対象経費の10分の10の額で、10万円を上限とする経費割補助と、大垣市から通学する児童生徒数に1人当たり5,000円を乗じて得た人数割補助との合計額である（同要綱第3条）。

このように、大垣市補助金には、教材整備費又は施設整備費を算定の基礎とする経費割部分と、通学する児童生徒数を算定の基礎とする人数割部分とが含まれている。

大垣市要綱第5条は、交付申請時に事業計画書及び収支予算書等を提出することを求めている。また、第10条は、申請事項を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更申請を行うことを求めている。第11条及び第12条は、事業完了後に収支決算書を添付した実績報告書を提出し、その内容を審査した上で補助金額を確定する仕組みを定めている。

大垣市規則第7条は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿の整備・保存を求めている。また、第9条は、補助事業の実績及び効果が交付目的及び交付条件に適合するかを調査・検討した上で、補助金額を確定するものとしている。

大垣市規則第11条は、補助事業が交付決定の内容又は市長の命令若しくは交付条件に違反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、その差額の返還を命ずることができる旨を定めている。

一方、大垣市規則及び大垣市要綱には、他市補助金との併用を禁止する規定、他市補助金の受給について申告を明文で義務付ける規定又は複数市の補助金の合計額が補助対象経費を上回った場合の調整方法を定めた規定は、確認されていない。

（12）羽島市の補助制度

羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号。以下「羽島市規則」という。）及び岐阜朝鮮学園に対する補助金交付要綱（令和3年羽島市教育委員会告示第10号。以下「羽島市要綱」という。）によれば、羽島市の補助制度は、岐阜朝鮮初中級学校の教育環境の整備を目的とし、施設整備費及び教材費を補助対象経費としている（羽島市要綱第1条及び第2条）。

補助金額は、定額45,000円と、羽島市から通学する児童生徒数に1人当たり4,500円を乗じて得た生徒数割補助との合計額である（同要綱第3条）。

同要綱は、施設整備費及び教材費を補助対象経費としているが、各対象経費の実支出額と定額補助及び生徒数割補助との個別の対応関係や、実支出額を補助金額の上限とする算式は明記していない。

羽島市規則第4条は、交付申請書に、補助事業の目的、内容、効果、経費及び財源計画並びに補助金額の算出基礎等を記載することを求めている。第5条は、法令及び予算への適合性、公益上の必要性、事業の目的及び内容の適正性並びに補助金額の算定等を審査することとしている。

また、第6条第1項第2号及び第4号並びに第9条は、軽微な変更を除き、事業の内容、経費の配分又は補助金の使用方法を変更する場合には、事前に承認を受けることを求めている。

第11条から第13条まで及び第18条は、実施報告書及び収支決算書の提出、交付決定の内容及び条件への適合性の調査、補助金額の確定並びに収支関係書類等の整備・保存について定めている。

羽島市規則第15条及び第16条は、補助金の他用途使用又は交付決定の内容若しくは条件そ

の他法令等への違反があった場合に、交付決定の全部又は一部を取り消し、取消部分について補助金の返還を命ずることができる旨を定めている。

一方、羽島市規則及び羽島市要綱にも、他市補助金との併用を禁止する規定、他市補助金の受給について申告を明文で義務付ける規定又は複数市の補助金に係る重複調整の方法を定めた規定は、確認されていない。

（１３）３市の補助制度の相違

３市の補助制度は、いずれも施設整備又は教材購入を補助の対象とし、交付申請時の事業計画及び収支関係書類、事業完了後の実績報告並びに補助金額の確定を予定している点で共通している。

しかし、補助金額の算定方法は同じではない。岐阜市の令和５年度及び令和６年度の要綱は、補助対象経費に相当する額のうち市長が認める額を補助金額としている。これに対し、大垣市は経費割補助と人数割補助を組み合わせ、羽島市は定額補助と生徒数割補助を組み合わせている。したがって、各市の補助金は、補助の目的、対象事業、対象経費、算定の基礎及び対象経費との結び付きが同一ではない。

３ 関係資料により確認した事実

以下では、関係書類から直接確認した事実と、教育委員会から受けた説明とを区別して記載する。また、関係資料から確認できなかった事項については、その旨を明示する。

（１）本件補助金事務の執行体制及び決裁権限

ア 教育委員会事務局の職員による補助執行

本件補助金に係る交付決定、補助金額の確定、支出その他の事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２２条第６号が市長の職務権限として定める、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行に係る事務である。

法第１８０条の２及び岐阜市事務決裁規則（昭和４６年岐阜市規則第３２号。以下「決裁規則」という。）第１６条第１項の規定により、市長の権限に属する事務の一部は、教育委員会事務局の職員に補助執行させることとされている。

また、同条第３項の規定により、この補助執行については、決裁規則第１３条の規定のうち、別表第１共通専決事項の財務に関する事項が準用され、その際、「部長」は「教育委員会事務局長」に、「課長等」は「教育委員会事務局の教育政策課長」等に、それぞれ読み替えられる。

これらの規定に基づき、本件補助金に係る事務は、次のとおり処理された。

イ 各事務の起案者、決裁者及び決裁区分

（ア）教育政策課職員が、補助金交付決定の決裁を起案し、教育委員会事務局長が決裁した。

この決裁区分は、決裁規則第１６条第３項において準用する決裁規則第１３条第１項及び別表第１共通専決事項のうち、「財務に関する事項－ア 支出負担行為等に関する事項－負担金、補助及び交付金－その他－交付決定等伺」の専決区分が「部長」とされ、決裁規則第１６条第３項の読替えにより、「部長」が「教育委員会事務局長」とされることによる。

（イ）教育政策課職員が、支出負担行為書を起案し、教育政策課長が決裁した。

この決裁区分は、決裁規則第１６条第３項において準用する決裁規則第１３条第１項及び別表第１共通専決事項のうち、「財務に関する事項－ア 支出負担行為等に関する事項－負担金、補助及び交付金－その他－支出負担行為書」の専決区分が「課長等」とされ、決裁規則第１６条第

3 項の読替えにより、「課長等」が「教育委員会事務局の教育政策課長」等とされることによる。
予算執行の目及び節は、（目）事務局費、（節）負担金、補助及び交付金である。

（ウ）教育政策課職員が、支出命令書を起案し、教育政策課長が決裁した。

この決裁区分は、決裁規則第 16 条第 3 項において準用する決裁規則第 13 条第 1 項及び別表第 1 共通専決事項のうち、「財務に関する事項－イ その他の事項－支出命令」の専決区分が「課長等」とされ、決裁規則第 16 条第 3 項の読替えにより、「課長等」が「教育委員会事務局の教育政策課長」等とされることによる。

予算執行の目及び節は、（目）事務局費、（節）負担金、補助及び交付金である。

（２）各年度の交付申請から支払までの経過

ア 交付申請（交付規則第 4 条）

「学校法人岐阜朝鮮学園岐阜朝鮮初中級学校 理事長 甲（令和元年度は「理事 甲」）」が、補助金等交付申請書（収支予算書が添付されている。）により、岐阜市長あて、交付申請した。

なお、令和元年度の補助金額は、次に掲げる額の合計額とされていた（岐阜朝鮮学園に対する助成要綱第 3 条）。また、令和 5 年度及び令和 6 年度については、補助対象経費に相当する額のうち市長が認める額とされ、次に掲げる額の合計額が上限とされていた（令和 5 年度及び令和 6 年度要綱第 5 条）。

（ア）25万円

（イ）市内から通学する子どもの人数（なお、令和 5 年度及び令和 6 年度要綱は、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 1 日現在とする。）に 5,000 円を乗じて得た額

	令和元年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
申請日	令和元年 5 月 28 日付け		令和 5 年 5 月 8 日付け		令和 6 年 6 月 4 日付け	
申請額	305,000円 (25万円+5千円×11人)		275,000円 (25万円+5千円×5人)		265,000円 (25万円+5千円×3人)	
補助対象 経費	教材費	145,320円	教材費	323,700円	教材費	264,000円
	施設整備費	1,000,000円	施設整備費	123,200円	施設整備費	500,000円
	計	1,145,320円	計	446,900円	計	764,000円

イ 交付決定及び交付決定通知（交付規則第 5 条第 1 項及び第 7 条）

教育政策課職員が、決裁「岐阜朝鮮学園教育施設整備事業補助金の交付決定について」（令和元年度）及び「岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金の交付決定について（岐阜朝鮮初中級学校）」（令和 5 年度及び 6 年度）を起案し、教育委員会事務局長が決裁した。

岐阜市長名で、「学校法人岐阜朝鮮学園岐阜朝鮮初中級学校 理事長 甲（令和元年度は「理事 甲」）」に対して、補助金等交付決定通知書により、補助金交付決定を通知した。

	令和元年度	令和 5 年度	令和 6 年度
起案日	令和元年 5 月 29 日	令和 5 年 5 月 8 日	令和 6 年 6 月 4 日
決裁日	令和元年 5 月 31 日	令和 5 年 5 月 8 日	令和 6 年 6 月 12 日
交付決定額	305,000円	275,000円	265,000円
補助指令日	令和元年 5 月 31 日	令和 5 年 5 月 8 日	令和 6 年 6 月 12 日

ウ 支出負担行為（法第 232 条の 3、岐阜市会計規則（平成 24 年岐阜市規則第 13 号。以下「会計規則」という。）第 62 条）

教育政策課職員が、支出負担行為書「岐阜朝鮮学園教育施設整備事業補助金」（令和元年度）

及び「岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金」（令和５年度及び６年度）を起案し、教育政策課長が決裁した。

	令和元年度	令和５年度	令和６年度
支出負担行為日	令和元年５月３１日	令和５年５月８日	令和６年６月１２日
支出負担行為額	305,000円	275,000円	265,000円

エ 補助事業等実績報告（交付規則第１５条）

「学校法人岐阜朝鮮学園岐阜朝鮮初中級学校 理事長 甲（令和元年度は「理事 甲」）」が、補助事業等実績報告書（収支決算書が添付されている。）により、岐阜市長あて、実績報告した。

	令和元年度		令和５年度		令和６年度	
報告日	令和２年３月１７日付け		令和６年３月１４日付け		令和７年３月３１日付け	
収支決算書記載の補助金額	305,000円		275,000円		218,668円	
補助対象経費	教材費	310,266円	教材費	217,434円	教材費	174,668円
	施設整備費	０円	施設整備費	123,200円	施設整備費	44,000円
	計	310,266円	計	340,634円	計	218,668円

オ 補助金額の確定及び確定の通知（交付規則第１６条）

教育政策課職員が、決裁「岐阜朝鮮学園教育施設整備事業補助金の確定について」（令和元年度）及び「岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金の確定について」（令和５年度及び６年度）を起案し、教育委員会事務局長が決裁した。

岐阜市長名で、「学校法人岐阜朝鮮学園岐阜朝鮮初中級学校 理事長 甲（令和元年度は「理事 甲」）」に対して、補助金等確定通知書により、補助金額確定を通知した。

	令和元年度	令和５年度	令和６年度
起案日	令和２年３月１８日	令和６年３月２１日	令和７年３月３１日
決裁日	令和２年３月１９日	令和６年３月２８日	令和７年３月３１日
確定金額	305,000円	275,000円	218,668円
確定通知日	令和２年３月１９日付け	令和６年３月２８日付け	令和７年３月３１日付け

カ 変更支出負担行為（法第２３２条の３、会計規則第６２条）

令和６年度分については、教育政策課職員が、変更支出負担行為書「令和６年度岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金 補助対象経費減による補助金減額」を起案し、教育政策課長が決裁した。

	令和元年度	令和５年度	令和６年度
変更支出負担行為日	—	—	令和７年３月３１日
変更支出負担行為額	—	—	△46,332円

キ 支出命令及び支払（法第２３２条の４第１項）

教育政策課職員が、支出命令書「岐阜朝鮮学園教育施設整備事業補助金」（令和元年度）及び「岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金」（令和５年度及び６年度）を起案し、教育政策課長が決裁した。

	令和元年度	令和5年度	令和6年度
支出命令日	令和2年3月19日	令和6年4月3日	令和7年5月2日
支出命令額	305,000円	275,000円	218,668円
支払日	令和2年4月6日	令和6年5月2日	令和7年5月28日

(3) 交付申請時の計画と実績報告時の実績との相違

ア 収支予算書と収支決算書の比較

交付申請書に添付された収支予算書と実績報告書に添付された収支決算書の内容を、年度順に整理すると、次のとおりである。

なお、「－」は、収支予算書又は収支決算書に対応する金額の記載がないことを示し、項目名が予算書と決算書で異なるものは、両者を「／」で併記した。

(ア) 令和元年度

区分	項目	収支予算書	収支決算書	差額（決算－予算）
収入	岐阜市補助金	305,000円	305,000円	0円
	岐阜朝鮮学園	840,320円	5,266円	△835,054円
	合計	1,145,320円	310,266円	△835,054円
支出	教材／教材購入	145,320円	310,266円	164,946円
	施設修繕	1,000,000円	－	△1,000,000円
	合計	1,145,320円	310,266円	△835,054円

(イ) 令和5年度

区分	項目	収支予算書	収支決算書	差額（決算－予算）
収入	岐阜市補助金	275,000円	275,000円	0円
	岐阜朝鮮学園	171,900円	65,634円	△106,266円
	合計	446,900円	340,634円	△106,266円
支出	教材／教材購入費	323,700円	217,434円	△106,266円
	修繕費（放送機器）	123,200円	123,200円	0円
	合計	446,900円	340,634円	△106,266円

(ウ) 令和6年度

区分	項目	収支予算書	収支決算書	差額（決算－予算）
収入	岐阜市補助金	265,000円	218,668円	△46,332円
	岐阜朝鮮学園	499,000円	－	△499,000円
	合計	764,000円	218,668円	△545,332円
支出	教材／教材購入費	264,000円	150,688円	△113,312円
	ワイヤレススピーカー（ママ）	－	23,980円	23,980円
	修繕費／屋根修繕費・調律	500,000円	44,000円	△456,000円
	合計	764,000円	218,668円	△545,332円

イ 事業計画書と事業報告書の比較

交付申請時の事業計画書と実績報告時の事業報告書の内容を対比し、計画から実績への変更が一瞥できるよう、年度別に並べると次のとおりである。

なお、各年度の「相違」欄には、計画と実績との間で内容若しくは金額に変更があるもの、計画にのみ記載があるもの又は実績報告時に追加されたものを示した。「変更」等の表示は、事業計画書と事業報告書の記載内容又は記載金額が一致しないことを示すものであり、変更承認の要否又は当該変更が軽微なものであるか否かを評価したのではない。

また、令和6年度「区分欄」の「不明」は、事業報告書において教材費又は施設整備費の区分が示されていないものである。

(ア) 令和元年度

区分	補助申請時の事業計画書		実績報告時の事業報告書		相違
	内容	金額	内容	金額	
教材費	雑誌 初・中	102,240円	雑誌 幼・初・中	127,161円	
	雑誌 幼	12,780円			
	作品集	6,300円	作品集	11,097円	
	指定図書	24,000円	図書	44,568円	対応関係不明
	—	—	合成スポンジマット、 ティーボールセット	127,440円	実績で追加
	計	145,320円	計	310,266円	164,946円増
施設 整備費	火災報知器・ 消火栓修繕	1,000,000円	—	—	実績なし
	計	1,000,000円	計	—	1,000,000円減
合計		1,145,320円		310,266円	835,054円減

※以下、合成スポンジマットを「マット」という。

(イ) 令和5年度

区分	補助申請時の事業計画書		実績報告時の事業報告書		相違
	内容	金額	内容	金額	
教材費	母国語教材購入	162,000円	国語（朝鮮語） 教材購入費	217,434円	
	課外図書	11,700円			
	理科等教材	150,000円			
	計	323,700円	計	217,434円	106,266円減
施設 整備費	放送機器	123,200円	放送機器	123,200円	
	計	123,200円	計	123,200円	
合計		446,900円		340,634円	106,266円減

(ウ) 令和6年度

区分	補助申請時の事業計画書		実績報告時の事業報告書		相違
	内容	金額	内容	金額	
教材費	毎月・旬期	162,000円	教材購入 各種	150,688円	
	学習課題長（ママ）	60,000円			
	作文集・絵本	42,000円			
	計	264,000円	計	150,688円	113,312円減
施設	体育館、校舎補修	500,000円	修繕費 一階屋根	33,000円	

整備費	—	—	調律	11,000円	実績で追加
	計	500,000円	計	44,000円	456,000円減
不明	—	—	ワイヤレススピーカー (ママ)	23,980円	実績で追加
	—	—	計	23,980円	23,980円増
合計		764,000円		218,668円	545,332円減

ウ 変更承認申請及び変更承認の状況

(ア) 資料から確認された事実

前記（３）ア及びイのとおり、令和元年度、令和５年度及び令和６年度について、収支予算書と収支決算書との間に費目、内容又は金額の相違があり、事業計画書と事業報告書との間にも、内容又は金額の相違、計画にのみ記載された項目及び実績報告時に追加された項目があった。

関係資料からは、これらの相違について、学園が補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書を提出した事実及び教育委員会が計画変更を承認した事実は確認されなかった。また、変更後の事業を実施し、又は物品を購入する前に、教育委員会が軽微な変更への該当性を判断したことを示す記録も確認されなかった。

(イ) 教育委員会の説明

教育委員会は、事業計画と実績との相違について、変更後の経費が交付要綱上の補助対象経費に該当し、補助目的に沿うものであり、交付決定額の増額も伴わなかったことなどから、軽微な変更として取り扱ったと説明している。

令和元年度のマット及びティーボールセットへの変更については、実績報告に基づく補助金額の確定に係る決裁過程で、軽微な変更への該当性を判断したとしている。

令和５年度の変更についても、交付決定額の増額を伴わない軽微な変更に当たるものとして、学園への個別の確認は行わなかったと説明している。

令和６年度については、年度途中又は調律の実施若しくはワイヤレススピーカーの購入前に学園から相談又は報告を受けたものではなく、実績報告時に提出された収支決算書及び補助金使途明細書によって計画と実績との相違を把握したと説明している。また、実績報告書の提出時期に、学園に対し変更内容及び理由を確認し、実績報告時の計画書、補助金使途明細書その他の関係書類を比較して変更内容を確認したとしている。ただし、確認を行った具体的な日は、現存資料及び監査対象部局の陳述によっても、それ以上具体的に確認することができなかった。

また、調律及びワイヤレススピーカーへの変更については、実績報告書及び添付書類を基に、補助金額の確定に係る決裁の中で軽微な変更への該当性を判断したと説明している。ただし、確認を行った具体的な日、確認した職員、学園側の説明者、調律及びワイヤレススピーカーに関する具体的な質問及び回答並びに軽微な変更への該当性の具体的な判断過程を示す個別の記録は作成していなかったとしている。これらの事項は、監査対象部局の陳述によっても、それ以上具体的に確認することができなかった。

(４) 収支決算書の「岐阜朝鮮学園」欄と他市補助金

ア 各年度の収支決算書の記載

各年度の収支決算書に記載された岐阜市補助金、収支決算書の「岐阜朝鮮学園」欄及び収入合計は、次のとおりである。なお、「記載なし」は、収支決算書の「岐阜朝鮮学園」欄に対応する金額の記載がないことを示す。

年度	岐阜市補助金	収支決算書の「岐阜朝鮮学園」欄	収入合計（決算額）
----	--------	-----------------	-----------

令和元年度	305,000円	5,266円	310,266円
令和5年度	275,000円	65,634円	340,634円
令和6年度	218,668円	記載なし	218,668円

イ 大垣市及び羽島市の補助金の記載状況

各年度の収支決算書には、大垣市補助金及び羽島市補助金は区分して記載されていなかった。また、収支決算書の「岐阜朝鮮学園」欄の記載だけからは、同欄の額と学園の自己資金による実際の負担額との関係及び他市補助金を含む実際の財源構成は確認できなかった。

ウ 教育委員会の説明

教育委員会は、収支予算書及び収支決算書を、補助事業全体の実際の財源構成を記載する書類とは取り扱っておらず、収支決算書の「岐阜朝鮮学園」欄には、本市が補助対象として認定した経費から本市補助金を差し引いた額を記載する運用であったと説明している。

教育委員会は、同欄を学園の自己資金による実際の負担額として確認しておらず、大垣市及び羽島市の補助金を含む実際の財源構成も確認していなかったと説明している。

エ 学園の回答及びその確認方法

教育委員会は、令和8年4月16日の立入検査に（略）との説明を受けたとしている。もっとも、立入検査時点では令和元年度の超過は判明しておらず、この説明が令和元年度の実績報告時の認識についてされたものとは認められない。教育委員会は、これを、他市補助金の存在そのものについての認識不足ではなく、複数市の補助金と補助対象経費とを照合し、超過の有無を確認することについての認識不足であったと評価したと説明している。

もっとも、教育委員会が提出した資料によれば、（略）。教育委員会は、（略）と説明している。また、（略）と説明している。特に、令和元年度については、立入検査後に超過が判明したため、学園に当時の認識を改めて確認していないとしている。

（5）各市に提出された支出関係書類の共通状況

学園が岐阜市に提出した実績報告書の添付書類を、大垣市及び羽島市に提出された実績報告書の添付書類と照合したところ、令和元年度、令和5年度及び令和6年度について、同一の領収書等が複数の市に提出されていた。

ここでいう「共通」とは、同一の領収書等が各市への提出書類に含まれていたことを示すものであり、それだけで各市の補助金が同一経費に重複して充当されたことを示すものではない。

ア 令和元年度

令和元年度についても、学園は羽島市から補助金65,000円の交付を受けていた。岐阜市提出分4件・計310,266円のうち、大垣市との共通は1件・127,440円、羽島市との共通は4件・計310,266円、3市すべてに共通するものは1件・127,440円であった。

なお、羽島市に提出された支出関係書類には、岐阜市及び大垣市と共通しないものが4件・計221,379円あった。教育委員会は、羽島市の補助対象経費が、これらを含む8件・計531,645円で確定しており、岐阜市及び大垣市と共通しない4件・計221,379円だけでも羽島市補助金65,000円を上回ることから、羽島市補助金は岐阜市及び大垣市の補助金と重複しないものとして返還額を算定したと説明している。ただし、羽島市の関係書類から、羽島市も同じ見解であるかは確認できなかった。

領収日等	金額	摘要	業者	領収書を共通とする市	
7月25日	127,440円	マット、ティーボールセット	(有)Aスポーツ	大垣市	羽島市

3月9日	127,161円	学生雑誌代	B書房	—	羽島市
3月9日	11,097円	学生作品集	B書房	—	羽島市
3月9日	44,568円	学生図書代	B書房	—	羽島市
計	310,266円				

イ 令和5年度

岐阜市提出分2件・計340,634円のうち、大垣市との共通は1件・123,200円、羽島市との共通は2件・計340,634円、3市すべてに共通するものは1件・123,200円であった。

領収日等	金額	摘要	業者	領収書を共通とする市	
1月26日	123,200円	放送プログラムタイマー修繕	C通信(株)	大垣市	羽島市
3月12日	217,434円	学生図書、母国用教材費	B書房	—	羽島市
計	340,634円				

ウ 令和6年度

岐阜市提出分4件・計218,668円のすべてが、大垣市及び羽島市の双方と共通していた。ただし、23,980円について各市の実績報告書に添付されていた共通の書類は、領収書ではなく、インターネット通販による購入に係る購入明細であった。

領収日等	金額	摘要	業者	領収書を共通とする市	
12月5日	11,000円	調律代	(有)D	大垣市	羽島市
1月8日	33,000円	一階屋根補修工事	E建設(株)	大垣市	羽島市
3月21日	150,688円	学生図書代金	B書房	大垣市	羽島市
不明	23,980円	ワイヤレスマイク スピーカーセット	インターネット通販	大垣市	羽島市
計	218,668円				

(6) 関係市の補助金確定額の合計と算定対象経費との差額

教育委員会が交付決定の一部取消し及び返還額の算定に用いた、関係市の補助金確定額の合計、当該算定において補助金確定額の合計と比較した経費（以下「算定対象経費」という。）及びその差額は、次のとおりである。

ア 令和元年度

支出関係書類の共通状況は、前記（5）のとおりである。

教育委員会は、羽島市の補助対象経費が、岐阜市及び大垣市と共通する4件のほか、両市と共通しない4件を含む8件・計531,645円であり、この額が羽島市の補助確定額65,000円を上回っていることから、羽島市の補助金は岐阜市及び大垣市の補助金と重複していないものとして返還額を算定した。

このため、教育委員会は、岐阜市及び大垣市の補助確定額の合計415,000円と、算定対象経費310,266円との差額104,734円を、補助確定額の合計が経費を上回る額としている。

イ 令和5年度

支出関係書類の共通状況は、前記（5）のとおりである。

教育委員会は、3市の補助確定額の合計434,500円と、算定対象経費340,634円との差額93,866円を、補助確定額の合計が経費を上回る額としている。

ウ 令和6年度

教育委員会は、3市の補助確定額の合計373,168円と、岐阜市の実績報告に記載された経費

218,668円との差額154,500円を、補助確定額の合計が経費を上回る額としている。

エ 年度別の金額の一覧

以上を整理すると、教育委員会が返還額の算定対象とした金額は、次のとおりである。

なお、岐阜市は、羽島市の令和元年度分について、岐阜市及び大垣市と共通しない領収書4件・計221,379円を含む8件・計531,645円が羽島市の補助対象経費として確定しており、岐阜市及び大垣市の補助金とは重複しないとして、返還額の算定対象から除外したと説明している。ただし、羽島市の書類から、羽島市も同じ見解であるかは確認できなかった。

年度	算定対象 経費	関係市の補助確定額				経費を上回 る額
		岐阜市	大垣市	羽島市	計	
令和元年度	310,266円	305,000円	110,000円	※	415,000円	104,734円
令和5年度	340,634円	275,000円	110,000円	49,500円	434,500円	93,866円
令和6年度	218,668円	218,668円	105,000円	49,500円	373,168円	154,500円
計	869,568円	798,668円	325,000円	99,000円	1,222,668円	353,100円

(7) 教育委員会による交付決定の一部取消し及び返還額の算定

ア 立入検査及び交付決定の一部取消しに係る判断（交付規則第19条第1項及び第20条第1項）

教育委員会は、令和8年4月16日に学園に対する立入検査を実施した後、3市の補助金、補助対象経費及び学園から提出された関係書類を確認した。教育委員会は、交付規則第19条第1項各号への該当性並びに交付決定の取消しの要否及び範囲を検討したと説明している。このうち、関係資料からは、同項第1号を前提とする返還額の算定方法及び同項第3号による全部取消しの可能性を検討したことが確認できる。一方、同項第2号については、検討したとの説明はあるものの、第2号に特化した検討過程及び判断理由を示す記録は確認されなかった。

その後、教育政策課職員が、決裁「交付決定一部取消決定及び返還命令について（岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金）」を起案し、教育委員会事務局長が決裁した。

教育委員会は、関係市の補助金確定額の合計が、その算定の対象とした補助対象経費を上回る部分について、交付規則第19条第1項第1号の「補助金等を他の用途に使用したとき」に該当すると判断した。

同項第2号について、教育委員会は、計画と実績との相違について、変更後の経費が交付要綱に定める補助対象経費に該当し、補助目的に沿うものであり、交付決定額の増額も伴わなかったことから、軽微な変更として取り扱い、計画変更承認義務への違反には当たらないと判断したと説明している。

他市補助金の不記載及び自己負担額の記載について、教育委員会は、交付規則、交付要綱その他の関係規程に他市補助金の報告を求める定めがなく、収支決算書も他市補助金を含む補助事業全体の収入を記載する様式として取り扱っていなかったことから、交付決定の内容若しくは条件又は関係規程への違反には当たらず、交付規則第19条第1項第2号には該当しないと判断したと説明している。

財源構成及び自己負担額が交付規則第11条第1項にいう「補助事業等の計画」に含まれるかについて、教育委員会は、監査対象部局の陳述において、当初は含まれると回答したが、その後、他市補助金の記載を求めていなかった財源構成の部分については含まれないとの見解を示した。その上で、他市補助金の受給に伴う財源構成又は自己負担額の変更は、交付の可否、交付決定額

又は交付上限に影響するものではないため、事前承認を要する計画変更には当たらないと説明している。

なお、第2号に係る検討記録の状況は、前記のとおりである。

同項第3号については、教育委員会は、令和5年度及び令和6年度に関して立入検査で得た学園の説明及び顧問弁護士の助言等を踏まえ、学園に不正受給の意図があったとは認定できないとして、適用しなかったと説明している。もっとも、令和元年度については、立入検査時点で超過が判明しておらず、その後も学園に当時の認識を改めて確認していない。

教育委員会は、補助事業及び支出自体は実在し、補助対象経費として認められる部分と、関係市の補助金確定額の合計が補助対象経費を上回る部分とを金額的に区分できると判断したことから、交付決定の全部取消しではなく、第1号による一部取消しを行ったと説明している。

起案日	令和8年7月13日		
決裁日	令和8年7月14日		
取消決定通知日	令和8年7月14日付け		
返還命令通知日	令和8年7月14日付け		
返還金額	令和元年度分 76,973円	令和5年度分 59,409円	令和6年度分 90,534円
	合計226,916円		
納期限	令和8年8月3日		
納付日	令和8年7月24日		

イ 返還額の算定方法

教育委員会は、前記(6)の各年度について、経費を上回る額の全額を岐阜市の返還額とするのではなく、その額を関係市の補助確定額の割合で按分し、岐阜市の補助確定額に対応する部分を岐阜市への返還額として算定した。

算定式は、次のとおりであり、算定結果に1円未満の端数が生じる場合は、これを四捨五入している。

岐阜市への返還額 = 経費を上回る額 × 岐阜市の補助確定額 ÷ 関係市の補助確定額の合計

年度	計算式	岐阜市への返還額
令和元年度	104,734円 × 305,000円 ÷ 415,000円	76,973円
令和5年度	93,866円 × 275,000円 ÷ 434,500円	59,409円
令和6年度	154,500円 × 218,668円 ÷ 373,168円	90,534円
合計		226,916円

以上により、教育委員会は、岐阜市への返還額を、令和元年度76,973円、令和5年度59,409円及び令和6年度90,534円の合計226,916円と算定した。

ウ 返還命令及び返還金の納付（交付規則第20条第1項）

返還命令の内容及び返還金の納付状況は、前記アの表のとおりである。

エ 加算金の算定及び納付（交付規則第21条第1項）

教育政策課職員が、決裁「岐阜朝鮮学園教育施設整備事業補助金及び岐阜市外国人学校教育施設整備等事業補助金にかかる加算金の納付について」を起案し、教育委員会事務局長が決裁した。

起案日	令和8年7月27日
-----	-----------

決裁日	令和８年７月２９日		
返還金の納付日	令和８年７月２４日		
補助金等の受領日から納付までの期間	令和元年度分 ６年１１０日	令和５年度分 ２年８４日	令和６年度分 １年５８日
加算金の率	年１０．９５パーセントの割合		
加算金額	令和元年度分 53,111円	令和５年度分 14,507円	令和６年度分 11,488円
	合計79,106円		
納期限	令和８年８月１８日		
加算金の納付日	令和８年８月４日		

教育委員会は、前記イの226,916円について交付決定を一部取り消して返還を命じるとともに、交付規則第２１条第１項の規定により、年１０．９５パーセントの割合による加算金を請求した。返還金226,916円は令和８年７月２４日に、加算金79,106円は同年８月４日に、それぞれ指定された納期限までに納付され、延滞金は発生していない。

（８）令和元年度の交付申請前及び交付決定前の納品

ア 交付申請及び交付決定

令和元年度の本件補助金について、学園は、令和元年５月２８日付けで交付申請を行い、教育委員会は、同月３１日付けで交付決定を行った。

交付申請書に添付された事業計画書には、教材費として、雑誌、作品集及び指定図書が記載されていた。このうち、雑誌については、雑誌名、号数、購入先及び購入予定時期は記載されていなかった。

イ 実績報告に計上された雑誌購入費

学園は、令和２年３月１７日付けで提出した実績報告書において、雑誌購入費を教材費として計上し、その証拠書類として納品書を添付していた。

納品書を確認したところ、雑誌購入費のうち、次の２件は、令和元年５月２８日の交付申請前かつ同月３１日の交付決定前に納品されたものであった。

納品書の日付	内容	金額	交付申請及び交付決定との関係
令和元年４月１０日	雑誌購入費	12,141円	交付申請前かつ交付決定前
令和元年５月８日	雑誌購入費	14,058円	交付申請前かつ交付決定前
合計		26,199円	

納品書の日付はいずれも実際の納品日であり、当該２件は、交付申請及び交付決定の時点で既に納品が完了していた取引に係る経費であった。

ウ 交付申請書の記載との関係

当該２件はいずれも雑誌購入費であり、交付申請書には教材費の内訳として「雑誌」と記載されていた。

一方、交付申請書には、雑誌名、号数、購入先及び購入予定時期その他の個別的な情報が記載されていなかった。このため、学園が、交付申請時に当該２件を個別具体的な申請対象としていたか、また、既に購入及び納品が完了した経費として申請していたかは、交付申請書から確認できなかった。

学園が、交付申請時に、当該２件が既に納品済みであることを教育委員会に明示した事実は、

関係資料から確認されなかった。また、教育委員会が、当該２件が交付申請前に納品済みであることを認識した上で、交付決定の対象に含めた事実も確認されなかった。

エ 本件補助制度における規定及び手続

令和元年度に適用された交付規則及び交付要綱並びに交付決定通知及びこれに付された条件を確認したが、年度内の経費であれば、交付申請前又は交付決定前に発生した経費も遡って補助対象とする旨の規定は確認されなかった。

また、本件補助金について、交付決定前の事業着手又は物品購入を認める規定、事前着手届、事前承認その他の例外的な手続は設けられていなかった。当該２件について、個別に事前着手又は購入の承認が行われたことを示す資料も確認されなかった。

オ 実績報告の審査及び補助金額の確定

教育委員会は、令和元年度の実績報告時に、当該２件の納品書を確認できる状態にあった。

当該２件が交付申請前及び交付決定前に納品されていた事実は、監査対象部局の陳述後、監査委員が納品書を確認したことにより、監査過程で確認されたものである。関係資料からは、当該２件を補助対象経費に含めることができるとする制度上の根拠又は事前着手の承認その他の手続が行われたことは確認されなかった。

教育委員会は、当該２件を含め、令和元年度の補助対象経費を310,266円、補助金額を305,000円とし、令和２年３月１９日付けで補助金額を確定した。

カ 当該２件を除外した場合の算術上の差額

当該２件・合計26,199円を補助対象経費310,266円から除外すると、残る経費は284,067円となる。

$$310,266円 - 26,199円 = 284,067円$$

この284,067円と、実際の補助金確定額305,000円との差額は、20,933円となる。

$$305,000円 - 284,067円 = 20,933円$$

この20,933円は、交付申請前及び交付決定前に納品された当該２件のみを補助対象経費から除外した場合の、実際の補助金確定額との差額である。交付規則第１９条第１項第１号による既取消部分、計画変更未承認に係る取消対象部分その他の取消対象部分との重複を調整した金額ではない。

（９）令和６年度のワイヤレススピーカーに係る書類及び確認の経過

ア 交付申請時の事業計画

関係資料によれば、令和６年度の事業計画書には、教材費として毎月・旬期162,000円、学習課題長（ママ）60,000円及び作文集・絵本42,000円の計264,000円並びに施設整備費として体育館・校舎補修500,000円が記載されていたが、ワイヤレススピーカー又はワイヤレスマイクスピーカーセットの記載はなかった。ワイヤレスマイクスピーカーセット23,980円は、事業報告書及び実績報告時の資料で追加された項目であった。

イ 実績報告時に提出された書類

関係資料によれば、令和６年度の収支決算書には、ワイヤレスマイクスピーカーセット23,980円が計上されていた。また、実績報告書に添付されていた当該金額に係る書類は、領収書ではなく、インターネット通販による購入に係る購入明細であった。購入明細及び物品写真の確認については、次のウのとおり、教育委員会が補助金額確定時に確認したと説明している。

ウ 補助金額確定時の確認

教育委員会は、補助金額の確定時に、購入明細によって注文内容及び金額を確認するとともに、

物品写真によってワイヤレスマイクスピーカーセットの存在を確認し、同セット23,980円を補助対象経費として取り扱ったと説明している。

エ ワイヤレススピーカーに係る確認資料及び確認経過

補助金額の確定時に、ワイヤレススピーカー23,980円に係る資料として実績報告書に添付されていた書類は、インターネット通販による購入に係る購入明細であった。また、教育委員会は、当該購入明細によって注文内容及び金額を確認するとともに、物品写真によってワイヤレスマイクスピーカーセットの存在を確認し、同額を補助対象経費として取り扱ったと説明している。

もっとも、当該購入明細及び物品写真からは、販売者への支払が完了していたこと及び学園が最終的に当該費用を負担したことまでは確認できなかった。

教育委員会が作成した立入検査の結果に関する資料には、令和8年4月16日の立入検査において、ワイヤレススピーカーの支払の事実を確認できる書類に日付の記載がなかったことから、その場で帳簿の提示を求め、3市立会いの下、令和6年度の帳簿に当該支出が記載されていることを確認した旨が記載されている。一方、同資料には、購入物品の現物並びに適格請求書、学園教員が作成した領収書及び教員名簿を確認した旨の記載はない。

他方、教育委員会は、令和8年9月18日の監査対象部局の陳述において、問題判明後の確認により、購入物品の現物及び学園の帳簿における当該支出の記載を確認するとともに、適格請求書、学園教員が作成した領収書及び教員名簿の提出を受けたと説明している。これら3資料は、監査の過程で教育委員会から提出されたものであるが、教育委員会が学園から各資料を取得し、又はその内容を確認した具体的な時期は、現有資料からは明らかでない。

監査の過程で教育委員会から提出された適格請求書には、2024年11月21日付けで、学園教員を購入者名義とし、学園所在地とみられる住所を配送先として、ワイヤレスマイクスピーカーセット1点を23,980円で注文した旨が記載されている。この適格請求書には、実績報告書に添付されていた購入明細に対応する購入明細部分が含まれている。また、同書の末尾には「この書類は支払いの請求ではありません」と記載されている。

学園教員が作成した2024年11月29日付けの領収書には、学園を宛名とし、ワイヤレススピーカーのインターネット通販による購入立替分23,980円を受領した旨が記載されている。同領収書に押印はない。また、教員名簿により、適格請求書の購入者及び領収書の作成者が学園の教員であることを確認した。

適格請求書及び学園教員が作成した領収書は、購入者又は領収書作成者、対象物品、金額及び時期の点で対応している。また、適格請求書に記載された配送先は学園所在地とみられる住所であり、教員名簿は、適格請求書の購入者及び領収書の作成者が学園の教員であることを補強している。これらの資料は、教育委員会が、問題判明後に購入物品の現物及び学園の帳簿における当該支出の記載を確認したとする説明とも整合している。

以上については、現有資料により確認可能な範囲で事実関係を整理した。もっとも、適格請求書は、当該教員から販売者等への決済完了を直接示すものではなく、学園から当該教員への出金記録そのものも確認されていない。

また、適格請求書、学園教員が作成した領収書及び教員名簿は、監査の過程で教育委員会から提出された資料であり、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真とは区別して取り扱う。教育委員会がこれら3資料を具体的に取得し、又は確認した時期は現有資料から明らかでないため、補助金額の確定時に確認済みであった資料としては取り扱わない。

オ 大垣市及び羽島市への提出状況

関係資料によれば、ワイヤレスマイクスピーカーセット23,980円に係る書類は、大垣市及び羽島市に提出された書類と共通しており、3市共通であった。ここでいう「共通」とは、同一の書類が各市への提出書類に含まれていたことを示すものであり、それだけで各市の補助金が同一経費に重複して充当されたことを示すものではない。詳細は、前記（５）のとおりである。

（１０）教育委員会における審査及び確認体制

ア 審査資料及び審査記録

教育委員会は、交付申請及び実績報告の審査について、各年度に適用される交付要綱及び提出書類に基づいて行っていたが、本件補助金の審査に使用する個別のマニュアル、チェックリスト、記載要領若しくは引継資料又は軽微な変更に関する具体的な判断基準は作成していなかったと説明している。また、補助金額の確定に係る決裁文書等は作成されているものの、軽微な変更への該当性について検討した内容及び判断過程を具体的に示す記録は作成していなかったとしている。

イ 計画変更及び軽微な変更の判断

計画と実績との相違に関する教育委員会の取扱い、軽微な変更への該当性を判断したとする時期及びその判断過程に関する記録の状況は、前記（３）ウのとおりである。

ウ 他市補助金の確認

教育委員会は、大垣市及び羽島市にも同種の補助制度があること自体は認識していたが、両市の制度の詳細及び学園の申請・受給状況までは把握していなかったと説明している。また、他市補助金との併用は可能であると考え、交付申請時及び実績報告時に、その受給状況を確認していなかったとしている。

他方、教育委員会は、各市の補助対象経費及び補助金の重複関係を補助金額の確定前に把握し、補助金の合計額が対応する補助対象経費を上回ることを確認していれば、本市の交付決定額の修正等を行ったと説明している。

エ 学園関係者への確認

立入検査時に説明した学園関係者の立場、学園としての回答及び当時の書類作成者又は確認者本人への直接確認の状況は、前記（４）エのとおりである。

（１１）本件補助金に関する新聞報道

令和８年３月１３日から同年５月１４日までの間に、本件補助金に関連する住民監査請求、複数の市から交付された補助金及び学園による補助金の返還について、岐阜新聞、中日新聞及び産経新聞による報道が行われた。

以下は、各記事に記載された補助金の重複等を当該記事のみによって事実として認定するものではなく、それぞれの記事が公表された時点において、どの年度の岐阜市補助金について、どのような情報が報道されていたかを整理したものである。

ア 令和８年３月１３日付け岐阜新聞

令和８年３月１３日付け岐阜新聞には、学園に対して羽島市が交付した令和５年度分の補助金について、住民監査請求が行われた旨の記事が掲載された。

同記事には、学園が羽島市に提出した実績報告に計上された経費について、岐阜市及び大垣市からも補助金が交付され、３市の補助金の合計額が実際の支出額を上回っていた旨が記載されていた。

イ 令和８年３月３１日付け岐阜新聞

令和 8 年 3 月 3 1 日付け岐阜新聞には、学園に対して大垣市が交付した令和 5 年度分の補助金について、住民監査請求が行われた旨の記事が掲載された。

同記事には、大垣市における補助対象経費と同一又は共通する経費について、岐阜市及び羽島市からも補助金が交付されていた旨が記載されていた。

ウ 令和 8 年 4 月 1 1 日付け産経新聞

令和 8 年 4 月 1 1 日付け産経新聞には、令和 5 年度に学園が岐阜市、大垣市及び羽島市から補助金の交付を受けたこと、実際の事業費が340,634円であったのに対し、3 市の補助金の合計額が434,500円であったこと並びに岐阜市が275,000円、大垣市が110,000円、羽島市が49,500円をそれぞれ交付していたことが記載されていた。

また、対象となった支出は、教材費217,434円及び放送機器修繕費123,200円であり、学園が領収書及び振込用紙を添付して3 市に決算報告していたこと並びに当該書類の記載内容等から、3 市に同じ書類が提出された可能性があることが記載されていた。

さらに、3 市が関係書類の照合等により事実関係を調査し、返還請求も視野に対応方針を検討していたことが記載されていた。

エ 令和 8 年 5 月 1 4 日付け岐阜新聞

令和 8 年 5 月 1 4 日付け岐阜新聞には、羽島市に対して行われた住民監査請求について、羽島市監査委員が請求を棄却した旨の記事が掲載された。

同記事には、学園に対し、同一又は共通する経費について岐阜市及び大垣市からも補助金が交付され、3 市の補助金の合計額が実際の支出額を上回っていた旨が記載されていた。

ただし、同記事の記載からは、岐阜市補助金の重複に関係する対象年度を明確に特定することはできなかった。

オ 令和 8 年 5 月 1 4 日付け中日新聞

令和 8 年 5 月 1 4 日付け中日新聞には、学園が令和 5 年度及び令和 6 年度について、岐阜市、大垣市及び羽島市に同様の名目で補助金を申請し、3 市から補助金の交付を受けていた旨の記事が掲載された。

同記事には、羽島市が住民監査請求を受けて調査した結果、令和 5 年度及び令和 6 年度のいずれについても、3 市の補助金の合計額が実際の事業費を上回っていた旨並びに岐阜市及び大垣市も調査及び対応の検討を行っていた旨が記載されていた。

カ 各記事に記載されていた事項の整理

令和 5 年度については、令和 8 年 3 月 1 3 日付け岐阜新聞に、岐阜市補助金を含む 3 市の補助金が同一又は共通する経費に関係し、その合計額が実際の支出額を上回っていた旨が記載されていた。

その後、同年 3 月 3 1 日付け岐阜新聞には、令和 5 年度の岐阜市、大垣市及び羽島市の補助金の関係が記載され、同年 4 月 1 1 日付け産経新聞には、岐阜市を含む各市の補助金額及び 3 市の補助金の合計額等が記載されていた。

令和 6 年度については、同年 5 月 1 4 日付け中日新聞に、岐阜市、大垣市及び羽島市から交付された補助金の合計額が実際の事業費を上回っていた旨が記載されていた。

キ 各記事の記載から確認できなかった事項

これらの記事の記載からは、令和元年度の岐阜市補助金に関する問題、各年度の収支決算書の具体的な記載、交付申請時の事業計画と実績報告時の事業内容との相違、計画変更申請及び変更

承認の有無、交付申請前又は交付決定前に納品された経費並びに令和6年度の調律及びワイヤレススピーカーに関する具体的な問題を確認することはできなかった。

また、これらの記事の記載からは、岐阜市における各年度の補助金額の確定、支出命令及び支払の日、学園から岐阜市に提出された実績報告書及び収支決算書の具体的内容、個別の支出関係書類の内容並びに岐阜市補助金について交付決定を取り消し、返還を求めるべき具体的な範囲及び金額を確認することはできなかった。

4 監査委員の判断

(1) 判断の枠組み

前記第3の3で整理した監査対象事項について、次の枠組みにより判断する。

ア 財務会計上の各行為と判断の基準時

住民監査請求の対象となる交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、変更支出負担行為、支出命令及び支払は、それぞれ別個の財務会計上の行為である。

そのため、先行又は後続する行為に問題があることだけで、他の行為も当然に違法又は不当となるものではない。各行為について、その行為が行われた時点の事実及び適用される規定に基づき、行為自体に違法又は不当があるかを判断する。

また、補助金額の確定後又は支払後に新たな事実若しくは資料が判明した場合であっても、それらを当該行為の時点で確認済みであった事実として扱わない。後日判明した事実及び資料については、当該行為の適否の判断に用いることができるか、交付決定の取消しその他の事後的な措置の判断に用いるべきものを区別する。

イ 請求期間及び実体判断の範囲

財務会計上の行為を対象とする請求は、正当な理由がある場合を除き、その行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは行うことができない。

請求期間は、取消事由ごとではなく、対象となる財務会計上の行為ごとに判断する。後日判明した事実が、同一の財務会計上の行為についての追加的な違法若しくは不当の理由又は証拠にすぎない場合は、その事実の判明によって新たな請求期間が開始するものではない。

最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁は、当該財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合についても、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうか等により、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由の有無を判断すべき旨を判示している。

この判断枠組みを踏まえ、正当な理由の有無は、一般住民が相当の注意力をもって調査した場合に、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に、問題となる財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができた時期と、その時期から相当な期間内に請求がされたかを踏まえて判断する。そのためには、当該行為及びその違法又は不当を基礎付ける基本的な事実を把握していることを要するが、最終的な取消範囲、返還額、個別の取消事由又は全ての証拠資料まで判明していることを要しない。

以上により、各年度及び各財務会計上の行為について、請求期間を経過しているか、また、請求期間を経過している場合に正当な理由が認められるかを判断する。請求期間の要件を満たす部

分については実体判断を行い、これを満たさない部分については実体判断を行わない。

請求期間を経過したことにより実体判断を行わない部分については、当該財務会計上の行為が適法若しくは適当であったこと又は取消事由に該当しないことを判断するものではない。また、監査過程で確認された事実については、制度及び内部統制の改善その他必要な検討に用いることができるかを、法定勧告との区別に留意して判断する。

ウ 取消事由への該当性、取消権行使、取消範囲及び返還

交付規則第19条第1項各号への該当性は、号ごとにその要件に照らして判断する。特に、同項第2号に定める交付決定の内容若しくは条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示への違反と、同項第3号に定める虚偽その他不正の手段による補助金等の受給とは、要件を異にするため、それぞれ区別して判断する。

また、次の事項は、それぞれ区別して順次判断する。

(ア) 取消事由への該当性

(イ) 取消権を実際に行使するか

(ウ) 取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲

(エ) 交付規則第19条第1項第1号による既取消部分その他の取消事由との重複

(オ) 取消範囲に応じた返還額及び納期限

(カ) 加算金及び延滞金

取消事由に該当することから、交付決定全部の取消し、特定額の返還、加算金又は関与職員の財務上の責任が直ちに導かれるものではない。

問題のある部分とそれ以外の部分とを区分できる場合は、その区分を踏まえて取消しの要否及び範囲を検討する。また、複数の取消事由が同一の事業、経費又は補助金部分に係る場合は、それぞれの取消事由との関係及び既取消部分との重複を整理する。

取消権行使の要否及び範囲について判断の余地がある場合であっても、これを任意又は恣意的に決定することはできない。交付規則第3条の趣旨を踏まえ、補助金等が税その他の貴重な財源で賄われること、公正かつ効率的に使用されるべきこと及び同種事案との公平性に留意し、確認された事実、関係規定及び合理的な理由に基づいて判断する。

また、交付規則並びに交付決定の内容及び条件に定められた具体的な義務への違反が認められる場合は、同規則第10条に定める、法令等並びに交付決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うという補助事業者の基本的義務との関係も踏まえ、違反の内容及び程度を評価する。ただし、同条を、個別の義務違反とは別の独立した取消事由として重複して扱うものではなく、同条との関係だけから、交付決定の全部取消し又は特定範囲の取消しが直ちに導かれるものでもない。

取消しの要否及び範囲は、違反の内容及び程度、補助目的の達成状況、補助対象経費として認められる範囲、問題のある部分を金額的に区分できるか、確定すべき補助金額への影響、補助事業者の認識、交付申請及び実績報告の様式並びに従前の運用、既取消部分その他の取消事由との重複、同種事案との公平性、取消し及び返還が補助事業の実施及び補助目的の達成に及ぼす影響並びにその他取消しの要否及び範囲に影響する事情を踏まえて判断する。

エ 発生済み債権と追加取消権不行使

交付規則第20条の規定による返還請求権は、交付決定の全部又は一部が取り消され、その取消範囲に応じた返還額及び納期限が定められることにより具体化する。したがって、取消事由に

該当する事情があることだけで、市が補助事業者に具体的な金額の返還を求めることができるものではない。

交付規則第19条第1項第1号により既に取り消された部分については、取消し及び返還命令によって発生した返還請求権、加算金請求権及び延滞金請求権について、未納額の有無、納期限並びに市による行使及び管理の状況を確認し、その行使又は管理を怠る事実があるかを判断する。

未取消部分については、取消しの要否及び範囲が決定されていない段階で、具体的な返還請求権又は加算金請求権が当然に発生するものではない。また、交付決定及び補助金額の確定が取り消されることなく存続している場合は、取消しその他の理由により法律上の原因が失われない限り、不当利得返還請求権が当然に発生するものではない。

追加取消権は、返還請求権を発生させ得る行政上の権限であり、既に発生している債権そのものとは異なる。このため、追加取消権不行使と、既に発生した返還請求権、加算金請求権その他の債権の行使又は管理を怠る事実とは区別して検討する。

追加取消権不行使の法的及び監査上の位置付けについては、追加取消権の性質、交付規則上の取消し及び返還の仕組み、具体的な債権の発生状況並びに法第242条第1項にいう財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実との関係を踏まえて判断する。

また、監査過程で取消事由との関係を検討すべき事実が確認された場合は、取消事由への該当性、取消権行使の要否及び範囲、既取消部分その他の取消事由との重複並びに返還及び加算金への影響について、検討及び記録を求める必要があるかを、法定勧告と監査意見との区別に留意して判断する。

オ 法定勧告と監査意見

請求に理由があると認めるときは、法第242条第5項の規定により、その理由があると認める請求の範囲内で、必要な措置及び措置を講ずべき期間を示して勧告する。

法定勧告の対象及び内容は、請求期間の要件を満たし、実体判断を行った請求部分について、監査委員が違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実を認めた範囲及びその是正に必要な措置に基づいて定める。取消事由への該当性を認めた場合であっても、取消しの要否及び範囲についてさらに検討を要するときは、その検討及び結果に応じた措置を、どの範囲で勧告の対象とするかを判断する。

請求期間の経過により実体判断を行わない事項については、その財務会計上の行為が違法若しくは不当であること又は取消事由に該当することを前提とする法定勧告を行わない。

もっとも、監査過程で、補助金事務の適正、過年度の補助金交付事務の取扱い、制度又は内部統制について検討若しくは改善を要する事実が確認された場合は、法定勧告の対象としない事項についても、監査意見として必要な検討又は改善を求めるかを判断する。

監査意見により補助金交付事務の検討を求める場合は、違法若しくは不当な財務会計上の行為であるか、取消事由に該当するか、追加取消しの法的義務又は返還義務があるかについて監査委員が判断したものではなく、また、違法な怠る事実を認定したものでもないことが明確になるよう、その趣旨及び法的位置付けを示す。

また、法定勧告に基づく措置報告と、監査意見に基づく検討結果又は改善状況の報告とを求める場合は、両者の対象、根拠及び法的位置付けを区別する。

(2) 請求期間及び実体判断の範囲

ア 判断基準

法第242条第2項の規定により、財務会計上の行為を対象とする請求は、正当な理由がある場合を除き、その行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは行うことができない。

同項ただし書に規定する正当な理由の有無は、前記（1）イの判断枠組みに基づき、一般住民が相当の注意力をもって調査した場合に、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に、問題となる財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができた時期と、その時期から相当な期間内に請求がされたかを踏まえて判断する。

そのためには、当該行為及びその違法又は不当を基礎付ける基本的な事実を把握していることを要するが、最終的な取消範囲、返還額、個別の取消事由又は全ての証拠資料まで判明していることを要しない。

また、後日取得した資料が、既に公表されていた財務会計上の行為の違法又は不当を基礎付ける追加的な理由又は証拠にすぎない場合、その資料の取得によって新たな請求期間が開始するものではない。

イ 令和5年度

本件補助金に係る交付決定、補助金額の確定、支出その他の財務会計上の行為自体は、住民に隠れて秘密裡に行われたものとは認められない。したがって、正当な理由の有無については、前記判断基準により、一般住民が相当の注意力をもって調査した場合に、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に、当該財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができた時期を、当時の公表内容に即して検討する。

前記3（11）のとおり、令和8年3月13日付け岐阜新聞には、令和5年度に学園が羽島市に提出した実績報告に計上された経費について、岐阜市及び大垣市からも補助金が交付され、3市の補助金の合計額が実際の支出額を上回っていた旨が記載されていた。

これにより、同日の時点で、令和5年度の岐阜市補助金を含む3市の補助金が同一又は共通する経費に関係し、その合計額が実際の支出額を上回っているという基本的な問題が公表されていた。

さらに、同年4月11日付け産経新聞には、令和5年度に学園が岐阜市、大垣市及び羽島市から補助金の交付を受けたこと、実際の事業費が340,634円であったのに対し、3市の補助金の合計額が434,500円であったこと並びに岐阜市が275,000円、大垣市が110,000円、羽島市が49,500円を交付していたことが記載されていた。

また、対象となった支出が教材費217,434円及び放送機器修繕費123,200円であったこと、学園が領収書及び振込用紙を添付して3市に決算報告していたこと並びに当該書類の記載内容等から、3市に同じ書類が提出された可能性があることも記載されていた。

これらの報道だけでは、令和5年度の交付決定、補助金額の確定、支出命令及び支払の具体的な日、学園が岐阜市に提出した書類の全容並びに取消し及び返還を求めるべき具体的な範囲及び金額までは確認できなかった。

しかし、遅くとも同年4月11日の時点では、岐阜市補助金の年度及び金額、実際の事業費、3市の補助金の合計額、対象となった経費並びに同一の書類が提出された可能性が具体的に公表されており、一般住民が相当の注意力をもって調査した場合には、客観的にみて、令和5年度の岐阜市補助金について監査請求をするに足りる程度に、問題となる財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた。

請求人がその後に取得した関係資料は、報道によって既に公表されていた問題の内容を具体化

し、又は補強するものではあるが、当該資料がそろそろまで住民監査請求を行うことが客観的に困難であったことを示すものではない。

本件請求は令和8年8月25日に行われており、同年3月13日から165日、同年4月11日から136日を経過している。

請求人は、同年4月27日に、本件補助金の交付要綱を対象とする情報公開請求を行ったが、令和5年度の交付決定、実績報告、補助金額の確定その他の補助金執行関係文書について、自ら情報公開請求を行ったものではなかった。また、他の関係者から資料の提供を受けるまで請求を行わなかったことについて、それが住民監査請求を行うために客観的に必要であったと認めるに足りる事情は確認されなかった。

以上から、令和5年度の過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分について、請求期間を経過したことの正当な理由は認められない。

ウ 令和6年度

前記3（11）のとおり、令和8年5月14日付け中日新聞には、学園が令和5年度及び令和6年度について、岐阜市、大垣市及び羽島市に同様の名目で補助金を申請し、3市から補助金の交付を受けていた旨が記載されていた。

また、令和5年度及び令和6年度のいずれについても、3市の補助金の合計額が実際の事業費を上回っていたこと及び令和6年度の超過額の概数が記載されていた。

同記事だけでは、令和6年度の交付申請及び実績報告の具体的な内容、計画変更申請及び承認の有無、調律及びワイヤレススピーカーに関する個別の問題、補助金額の確定時に提出された証憑の内容並びに取消し及び返還を求めるべき具体的な範囲及び金額までは確認できなかった。

しかし、遅くとも令和8年5月14日の時点では、対象年度、岐阜市を含む3市、同様の名目による補助申請及び補助金の交付並びに3市の補助金の合計額が実際の事業費を上回っていたという基本的な事実が公表されていた。このため、一般住民が相当の注意力をもって調査した場合には、客観的にみて、令和6年度の岐阜市補助金について監査請求をするに足りる程度に、問題となる財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた。

同記事には、岐阜市及び大垣市が調査及び対応を検討していた旨が記載されていたが、岐阜市が一定の期限までに返還請求その他の措置を必ず講ずることが確定していたものではない。この事情は、同年8月25日まで監査請求又は必要な調査を行わずに待つことを客観的に正当化するものとは認められない。

令和8年5月14日を算入せず、翌15日から監査請求日である同年8月25日まで103日を経過している。

以上から、令和6年度の過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分について、請求期間を経過したことの正当な理由は認められない。

エ 令和元年度

令和8年3月13日から同年5月14日までの間に確認された新聞報道には、令和元年度の岐阜市補助金に関する問題は記載されていなかった。

同年8月13日付け中日新聞において、令和元年度が返還対象であることが初めて公表された。監査請求は同月25日に行われており、同月13日を算入せず、翌14日から監査請求日まで12日である。

措置請求書には、請求人が同月17日に他市の住民から資料の提供を受け、監査請求に必要な

資料がそろった旨が記載されている。

これに対し、請求人の陳述から確認できるのは、令和元年度、令和５年度及び令和６年度の関係資料一式を同年８月中に一括して受領したとの説明までである。８月１７日という具体的な受領日、提供者、提供方法、提供資料の個別一覧及び各資料によって初めて判明した事項は、現存資料では確認できない。また、これらを追加して確認できる資料も現時点では存在しない。

このため、８月１７日の資料提供を、令和元年度について正当な理由を認めるための不可欠な根拠として用いない。

令和元年度については、同年８月１３日の報道によって令和元年度の問題を知り得た後、１２日で監査請求が行われていることから、請求期間を経過したことについて正当な理由を認める。

オ 結論

令和元年度については、請求期間を経過したことについて正当な理由を認め、実体判断の対象とする。

令和５年度及び令和６年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、支出命令及び支払並びに令和６年度の変更支出負担行為を直接対象とする部分は、いずれも請求期間を経過しており、そのことについて正当な理由も認められないため、実体判断の対象としない。

ただし、この却下は、令和５年度及び令和６年度について、監査過程で確認された事実がなかったこと、教育委員会の確認及び審査に問題がなかったこと、又は交付規則第１９条第１項第２号若しくは第３号の取消事由に該当しないことを意味するものではない。両年度について監査過程で確認された事実は、補助金交付事務の検討並びに制度及び内部統制の改善に用いるため、確認事実として記録に残す。

（３）交付決定及び当初の支出負担行為について

ア 判断基準

交付決定及び当初の支出負担行為の適否は、原則として、それぞれの行為時に存在した事実及び適用されていた規定に基づいて判断する。

本件補助制度において、他市補助金との併用が一律に禁止されているとは認められない。そのため、他市の補助制度又は交付決定が存在することだけで、岐阜市の交付決定が直ちに違法又は不当となるものではない。ただし、交付決定時に、他市補助金との具体的な重複及び補助金の合計額が対象経費を上回ることを認識し、又は具体的に予見できた場合は、その影響を検討する必要がある。

イ 当てはめ

前記３のとおり、令和元年度の交付申請額及び交付決定額は、予算額及び同年度の交付要綱に定める算定方法の範囲内であった。また、相手方、金額、予算科目及び決裁権限は、同年度の交付決定及び当初の支出負担行為に適用される規定に沿うものであった。

令和５年度及び令和６年度について確認された交付申請額、交付決定額、相手方、予算科目及び決裁権限その他の事実は、前記３のとおりである。ただし、両年度については、前記（２）オのとおり、本件請求において交付決定及び当初の支出負担行為自体の違法又は不当を判断しない。これらの事実は、教育委員会が監査意見に基づき、取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

令和元年度は、岐阜市の交付決定後に大垣市及び羽島市への交付申請が行われており、岐阜市の交付決定時に、教育委員会が他市への申請予定を把握していたとは確認されなかった。

令和 6 年度は、大垣市の交付決定が岐阜市の交付決定に先行していたが、教育委員会がこれを把握していたとは確認されなかった。また、岐阜市の交付決定時には、実際の支出額、大垣市補助金の確定額及び羽島市補助金額は確定していなかった。

令和元年度の交付申請前及び交付決定前の納品についても、その事実が交付申請書に明示され、教育委員会が交付決定時に認識していたとは確認されなかった。この問題は、交付決定時の適否とは別に、実績報告の審査及び補助金額の確定時に、当該経費を補助対象経費として扱うことができるかという問題として判断すべきである。

ウ 結論

以上から、令和元年度の交付決定及び当初の支出負担行為については、それぞれの行為時の事実及び適用される規定に照らし、その行為自体に違法又は不当は認められない。

後に他市補助金との関係、計画変更未承認又は交付申請前かつ交付決定前の納品が判明したことにより、令和元年度の交付決定及び当初の支出負担行為が遡って違法又は不当となるものではない。これらは、実績報告、補助金額の確定並びに交付決定の取消し及び返還の問題として判断する。

令和 5 年度及び令和 6 年度の交付決定及び当初の支出負担行為を直接対象とする部分は、前記（２）オのとおり、請求期間を経過し、正当な理由も認められないため、本件における実体判断の対象としない。

ただし、両年度の交付申請及び交付決定に関して監査過程で確認された事実は、補助金交付事務の検討並びに制度及び内部統制の改善に用いるため、確認事実として記録に残す。

（４）計画変更及び軽微な変更について

ア 判断基準

交付規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 11 条第 1 項の規定により、補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更する場合は、市長が認める軽微な変更を除き、あらかじめ計画変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。

計画変更申請の要否は、交付決定額が増額されるかだけでなく、当初計画の事業内容、経費の配分又は執行計画が実質的に変更されるかによって判断する。

当初計画の一部を実施しなかった場合、予定額より安く購入した場合又は購入量が減少した場合であっても、その経費を当初計画にない別の物品、工事又は役務に振り替えておらず、実施内容が当初計画の範囲内にあるときは、原則として変更申請を要しない。

一方、当初計画にない物品又は役務を新たに追加する場合は、原則として、その購入又は実施前に計画変更申請及び承認を要する。「市長が認める軽微な変更」であるためには、原則として、購入又は実施前に市側が変更内容を把握し、軽微な変更として取り扱う旨を判断している必要がある。補助事業者が申請又は協議を行わず、市側も変更内容を把握していなかった場合に、実績報告又は補助金額の確定の段階で事後的に軽微な変更と評価しても、事前承認義務の違反が当然に治癒されるものではない。

イ 当てはめ

（ア）令和元年度

前記 3 のとおり、雑誌、作品集及び図書は、交付申請時に予定されていた書籍等と用途及び機能が共通しており、当初計画の範囲内にある。火災報知器・消火栓修繕を実施しなかった部分についても、その経費を当初計画にない他の事業へ振り替えたものではないため、未実施であるこ

とだけで変更申請を要するとは認められない。

一方、マット及びティーボールセットは、当初計画に含まれていない体育教材であり、申請時に予定されていた書籍等とは用途及び機能が異なる。その支出額127,440円は、申請時の教材費145,320円の大部分を占めるものであり、単なる品目又は数量の軽微な変更とはいえない。

また、その購入前に計画変更申請及び承認が行われた事実も、教育委員会が購入前に変更内容を把握し、軽微な変更と判断した事実も確認されなかった。

したがって、マット及びティーボールセットの購入には、事前の計画変更申請及び承認が必要であった。

(イ) 令和5年度

前記3のとおり、教材費の実績額は申請額より減少し、放送機器修繕については交付申請時と実績報告時の内容及び金額が一致していた。

ただし、令和5年度の交付決定、当初の支出負担行為、補助金額の確定、支出命令及び支払を直接対象とする部分は、前記(2)オのとおり、請求期間を経過し、正当な理由も認められないため、同年度について計画変更申請及び承認の要否に関する実体判断は行わない。

(ウ) 令和6年度

前記3のとおり、教材購入費は、交付申請時に予定されていた書籍等と用途及び機能が共通していた。一階屋根修繕も、申請時の「体育館・校舎補修」と用途及び内容が共通していた。これらの事実は、令和6年度の補助金交付事務について、当初計画との関係並びに計画変更申請及び承認の要否を検討するための基礎となる事実として取り扱う。ただし、令和6年度の過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、実体判断の対象とならないため、本件請求においては、これらについて計画変更申請及び承認を要したか、又は要しなかったかのいずれも判断しない。

一方、調律は当初計画に含まれていない役務であり、ワイヤレススピーカーは当初計画に含まれていない物品である。

教育委員会は、年度途中又は調律の実施若しくはワイヤレススピーカーの購入前に、学園から相談又は報告を受けたものではなく、実績報告時に計画と実績との相違を把握し、変更内容及び理由を確認したと説明している。また、これらを補助金額の確定に係る決裁過程において軽微な変更として取り扱ったとしている。

しかし、実施又は購入前の計画変更申請及び承認が行われた事実並びに教育委員会が実施又は購入前に変更内容を把握し、軽微な変更への該当性を判断した事実は確認されなかった。また、実績報告時に行ったとする確認及び軽微な変更への該当性の判断についても、その具体的な日、確認者、説明者、確認内容、判断者、判断基準及び判断理由を示す記録は確認されず、監査対象部局の陳述によっても、それ以上具体的に確認することができなかった。

これらの事実は、教育委員会が、令和6年度の補助金交付事務について、変更申請及び承認の要否、軽微な変更への該当性、第2号取消事由への該当性、取消権行使の要否及び範囲等を順次検討するための基礎となる事実として取り扱う。

令和6年度の過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は、前記(2)オのとおり、請求期間を経過し、本件請求における実体判断の対象とならない。このため、調律及びワイヤレススピーカーについて、計画変更申請及び承認が必要であったか、軽微な変更に該当したか、又は第2号取消事由に該当するかについて、該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、これらの

事項が第2号取消事由に該当しないと判断したものではない。

ウ 交付規則第11条第1項違反及び第19条第1項第2号への該当性

令和元年度のマット及びティーボールセットについて、学園は、必要な計画変更申請を行わず、承認を受けないまま購入した。

これは、交付規則第11条第1項及び交付決定の条件に違反し、同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当する。

教育委員会が実績報告書その他の資料を確認して補助金額を確定したとしても、それは購入後の確認にすぎず、購入前に申請及び承認を求める同規則第11条第1項の手續に代わるものではない。そのため、補助金額の確定によって事前承認義務違反が治癒し、又は取消権が消滅したとは認められない。

令和6年度の調律及びワイヤレススピーカーについては、当初計画に含まれていなかったこと、計画変更申請書を提出した事実及び教育委員会が変更を承認した事実が確認されなかったこと、並びに購入又は実施前に教育委員会が軽微な変更への該当性を判断したことを示す記録が確認されなかったことを、補助金交付事務の検討に用いるため、確認事実として記録に残す。

ただし、令和6年度については、本件請求において、交付規則第11条第1項若しくは交付決定の条件に違反するか、又は同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当するかについて、いずれも判断しない。

エ 交付規則第19条第1項第2号との関係

令和元年度のマット及びティーボールセットに係る計画変更未承認部分と、それ以外の部分とは区分することができるため、同年度の交付決定全部を取り消す必要があるとは直ちに認められない。

マット及びティーボールセットについては、前記ウのとおり、交付規則第11条第1項及び交付決定の条件に違反し、同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当すると認められる。

取消しの要否及び範囲については、当該取消事由と、他の取消事由及び既取消部分との関係を踏まえて判断する必要がある。

令和6年度の調律及びワイヤレススピーカーについては、本件請求において、変更申請及び承認の要否、軽微な変更への該当性並びに第2号取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、第2号取消事由に該当しないと判断したものではない。教育委員会は、監査意見に基づき、令和6年度の補助金交付事務について、確認された事実及び同年度に適用される規定を基礎として、変更申請及び承認の要否、軽微な変更への該当性、第2号取消事由への該当性、取消権行使の要否及び範囲、他の取消事由及び既取消部分との重複並びに判断結果及び具体的な理由を順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録する必要がある。

オ 結論

令和元年度の書籍等及び当初計画の未実施部分で他の物品、工事又は役務に振り替えていないものについては、計画変更申請及び承認を要したとは認められない。

一方、令和元年度のマット及びティーボールセットは、必要な計画変更申請及び承認を経ておらず、交付規則第11条第1項及び交付決定の条件に違反し、同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当する。教育委員会において、既取消部分その他の取消事由との関係を含め、交付決定の取消しの要否及び範囲を改めて検討する必要がある。

令和5年度及び令和6年度については、過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は、請

求期間を経過し、実体判断の対象とならない。このため、本件請求においては、計画変更申請及び承認の要否、軽微な変更への該当性並びに第2号取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、第2号取消事由に該当しないと判断したものではない。

ただし、令和6年度の調律及びワイヤレススピーカーが当初計画に記載されていなかったこと、計画変更申請及び承認が確認されなかったこと、教育委員会がこれらを軽微な変更として取り扱ったと説明していること並びに購入又は実施前に軽微な変更への該当性を判断したことを示す記録が確認されなかったことは、補助金交付事務の検討に用いるため、確認事実として記録に残す。

教育委員会においては、監査意見に基づき、令和6年度について、確認された事実及び適用規定を基礎として、変更申請及び承認の要否、軽微な変更への該当性、第2号取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、既取消部分その他の取消事由との重複、返還及び加算金への影響並びに判断結果及び具体的な理由を順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録する必要がある。

（５）実績報告及び補助金額の確定について

ア 判断基準

交付規則第15条の規定により、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書に、事業実績書、収支決算書又はこれに代わる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、所定の時期までに提出しなければならない。また、同規則第16条の規定により、市は、実績報告書等を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認した上で、補助金額を確定しなければならない。したがって、実績報告書及びその添付書類は、同条による審査及び補助金額の確定に必要な事実を正確に示すものでなければならない。

補助金額の確定に当たっては、事業及び支出の内容、支出の実在性、計画変更承認の有無、補助対象期間、実際の財源構成並びに他の補助金との調整の要否を確認する必要がある。

他市補助金との併給が一律に禁止されていないとしても、同一又は共通する経費に複数の補助金に関係する場合は、補助対象経費と各補助金との対応関係及び補助事業者の実際の負担額を確認しなければ、岐阜市補助金として確定すべき額を適切に判断することができない。

また、他市補助金を含む実際の財源構成が実績報告において正確に示されていない場合は、交付規則第15条に規定する実績報告義務を適切に履行したものと認められるか、交付決定の内容又は条件に違反するか、及び同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当するかを検討する必要がある。

この場合、同号の取消事由に該当することと、実際の財源構成を前提としたときに岐阜市補助金として確定すべき額に具体的な相違が生ずること、並びに取消権を実際に行使するか及びその範囲をどのように定めるかは、それぞれ区別して判断する必要がある。

また、交付申請前又は交付決定前に納品が完了した経費は、これを補助対象とする制度上の根拠又は事前着手の承認がない限り、補助対象経費として扱うことはできない。

補助事業者が、このような補助対象経費に該当しない経費を補助対象経費として実績報告に計上した場合は、実績報告書及びその添付書類が補助対象経費を適切に示したものといえるか、交付規則に従って補助事業を実施することを求めた交付決定の条件に適合するか、並びに同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当するかを検討する必要がある。

イ 当てはめ

（ア）実際の財源構成

前記３（４）から（６）までのとおり、各年度の収支決算書には、大垣市及び羽島市の補助金が記載されていなかった。

令和元年度及び令和５年度の「学園負担分」は、学園が自己資金により実際に負担した額として確認されたものではなく、実績経費から岐阜市補助金を控除した算術上の差額として記載されたものであった。令和６年度についても、他市補助金を含む実際の財源構成は表示されておらず、学園の自己資金による実際の負担額は確認できなかった。

したがって、他市補助金を含む実際の財源構成は正確に報告されていなかった。

教育委員会は、他市補助金の有無、金額、対象事業及び対象経費を確認せず、３市補助金と対象経費との重複及び超過を把握しないまま補助金額を確定した。実績報告の審査及び補助金額の確定に当たっては、他市補助金との関係を踏まえて岐阜市補助金の適正な額を判断するために必要な確認が十分に行われていなかった。

令和元年度の実績報告書及びその添付書類は、他市補助金を含む実際の財源構成を正確に示したのではなく、交付規則第１６条による審査及び補助金額の確定に必要な事実を明らかにしたものとはいえない。したがって、令和元年度について、学園が同規則第１５条に規定する実績報告義務を適切に履行したものとは認められず、交付規則に従って補助事業を実施することを求めた交付決定の条件にも違反する。

令和元年度における前記違反は、交付規則第１９条第１項第２号の取消事由に該当する。

もっとも、実際の財源構成が正確に報告されていなかったことと、そのことにより岐阜市補助金として確定すべき額に具体的な相違が生ずることとは、区別して判断する必要がある。確定すべき補助金額への影響については、各市の補助制度、各補助金の算定方法、補助対象経費、各補助金が実際にどの事業又は経費に充てられたか、複数市への提出書類に共通して計上された経費及び特定の市にのみ計上された経費並びに学園の自己資金による実際の負担額を整理した上で判断する必要がある。

令和５年度及び令和６年度についても、実績報告関係書類には、他市補助金を含む実際の財源構成が正確に示されておらず、教育委員会は、他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかった。

ただし、両年度の過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、実体判断の対象とならない。このため、本件請求においては、交付規則第１５条に規定する実績報告義務を履行したか、交付決定の条件に違反したか、又は同規則第１９条第１項第２号の取消事由に該当するかについて、いずれも判断しない。これは、実績報告義務を適切に履行したこと、交付決定の条件に違反しなかったこと又は第２号取消事由に該当しないことを判断するものではない。

実績報告関係書類の記載、実際の財源構成及び教育委員会の確認状況に関する事実は、教育委員会が、監査意見に基づき、各年度に適用される規定並びに交付規則第１９条第１項第２号の取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

（イ）計画変更未承認経費

令和元年度のマット及びティーボールセットは、必要な計画変更申請及び承認を経ないまま実績報告に計上され、補助対象経費に含めて補助金額が確定された。

前記（４）のとおり、これは交付規則第１１条第１項及び交付決定の条件に違反する。そのため、令和元年度の補助金額の確定は、これらを補助対象経費に含めた限度で、同規則第１６条に

適合しない。

令和6年度の調律及びワイヤレススピーカーについては、当初計画に含まれていなかったこと、計画変更申請及び承認が確認されなかったこと並びに教育委員会が購入又は実施前に軽微な変更への該当性を判断したことを示す記録が確認されなかったことを、補助金交付事務の検討に用いるため、確認事実として記録に残す。

ただし、令和6年度については、本件請求において、これらを補助対象経費に含めた補助金額の確定が交付規則第16条に適合するか、又は同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当するかについて、いずれも判断しない。

(ウ) 交付申請前及び交付決定前の納品

前記3(8)のとおり、令和元年度の雑誌購入費2件、合計26,199円は、いずれも交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた。また、これらを補助対象とする制度上の根拠又は事前着手の承認は確認されなかった。

したがって、当該2件は補助対象経費に該当せず、令和元年度の補助金額の確定のうち、当該2件を補助対象経費として取り扱った部分は、交付規則第16条に適合しない。

また、学園が当該2件を補助対象経費として実績報告に計上したことは、実績報告書及びその添付書類が補助対象経費を適切に示したものとはいえず、交付規則に従って補助事業を実施することを求めた交付決定の条件に違反し、同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当する。

教育委員会においては、この判断を前提として、当該2件を補助対象経費から除外した場合の補助対象経費の額及び補助金額の確定への影響、交付決定の内容との関係並びに既取消部分との重複の有無を整理した上で、取消しの要否及び範囲を検討する必要がある。

(エ) ワイヤレススピーカーに係る証憑

前記3(9)のとおり、ワイヤレススピーカーについては、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真だけでは、販売者への支払完了及び学園による立替精算の経過を確認することができなかった。販売者への支払完了及び学園による最終的な費用負担を確認できる証憑がそろっていなかったことから、補助金額確定時の証憑審査は十分でなかった。

監査の過程で教育委員会から提出された適格請求書には、2024年11月21日付けで、学園教員名義によりワイヤレスマイクスピーカーセットを23,980円で注文し、学園所在地とみられる住所を配送先とした旨が記載されている。この適格請求書には、実績報告書に添付されていた購入明細に対応する購入明細部分が含まれている。この資料は、教員名義による注文の内容、商品、金額及び配送先を示すものである。同書の末尾には「この書類は支払いの請求ではありません」との記載がある。また、同書には、決済日、決済方法その他支払完了を直接示す記載は確認できないため、当該教員から販売者等への決済完了を直接示す資料ではない。

また、当該教員が作成した2024年11月29日付けの領収書には、学園からワイヤレススピーカーのインターネット通販による購入立替分23,980円を受領した旨が記載されている。この領収書は、その記載内容に照らせば、学園から当該教員への立替金の精算を示す資料である。ただし、学園の出金記録そのものではない。同領収書に押印はないが、押印がないことだけを理由として、その証拠価値を否定することは適切でない。

教員名簿は、適格請求書の購入者及び領収書の作成者が学園の教員であることを補強する。ただし、教員から販売者等への支払又は学園から教員への精算を直接示す資料ではない。

適格請求書及び学園教員が作成した領収書は、購入者又は領収書作成者、対象物品、金額及び

時期の点で対応している。また、適格請求書に記載された配送先は学園所在地とみられる住所であり、教員名簿は、適格請求書の購入者及び領収書の作成者が学園の教員であることを補強している。これらの資料は、教育委員会が、問題判明後に購入物品の現物及び学園の帳簿における当該支出の記載を確認したとする説明とも整合している。

現有資料では、支出又は精算が存在しなかったことを示す具体的な反対事情は確認されていない。もっとも、反対事情が確認されていないことは、注文の取消し、返品又は返金がなかったことを直接確認したことを意味するものではない。

以上の資料及び事情を総合すると、学園教員が学園で使用するワイヤレススピーカーを23,980円で立替購入し、学園が当該教員に同額を精算した事実を認めることができる。

もっとも、当該教員から販売者等への決済記録及び学園から当該教員への出金記録そのものは確認されておらず、支払経路の全てを個別の客観的資料によって確認したものではない。しかし、支払経路の一部を直接確認できないことだけで、相互に整合する複数の資料によって裏付けられた購入及び立替精算の事実を否定することはできない。この留保は、現有資料を総合した前記事実認定を妨げるものではない。

なお、前記事実認定は、監査の過程で教育委員会から提出された資料を含む現有資料を総合して行うものである。これらの資料を教育委員会が具体的に取得し、又は確認した時期は、現有資料から明らかでない。監査過程で提出された資料を含む現有資料により購入及び立替精算を認定できることと、補助金額確定時の証憑審査が十分であったかは別の問題である。これらの資料を補助金額の確定時に確認済みであった資料として取り扱うことはできず、確定時の証憑審査が十分でなかったとの評価は変わらない。

また、購入及び立替精算の事実を認定できることは、当該経費が補助対象経費に該当すること、計画変更申請及び承認を要しなかったこと、軽微な変更に該当すること又は取消権を行使する必要がないことを当然に意味するものではない。これらの事項は、相互に区別して検討する必要がある。

令和6年度の補助金額の確定及びその審査の適否については、請求期間の経過により、本件請求において判断しない。このため、ワイヤレススピーカーに関する前記の事実についても、本件請求において、交付規則第19条第1項第2号への該当又は非該当のいずれも判断しない。ただし、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真の内容、当時の審査の状況並びに監査の過程で教育委員会から提出された資料及びこれにより確認された事実は、監査意見に基づく令和6年度の補助金交付事務の検討に用いる。

ウ 結論

前記確認事実によれば、令和元年度、令和5年度及び令和6年度の実績報告関係書類は、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に示したものではなかった。

令和元年度については、前記イ（ア）のとおり、学園が交付規則第15条に規定する実績報告義務を適切に履行したものとは認められず、交付決定の条件にも違反する。したがって、他市補助金を含む実際の財源構成を正確に報告しなかったことは、同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当する。

もっとも、同号の取消事由に該当することと、実際の財源構成を前提とした場合に岐阜市補助金として確定すべき額に具体的な相違が生ずることとは、区別して判断する必要がある。取消権を実際に行行使するか、また、行使するとしてどの範囲を取り消すかについても、取消事由への該

当性とは別に判断しなければならない。

令和元年度の補助金額の確定は、必要な計画変更申請及び承認を経ていないマット及びティーボールセットを補助対象経費に含めた限度において、交付規則第16条に適合しない。前記（4）のとおり、学園が必要な計画変更申請を行わず、承認を受けないままこれらを購入したことは、同規則第11条第1項及び交付決定の条件に違反し、同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当する。

令和元年度の補助金額の確定は、交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費2件を補助対象経費に含めた限度においても、同規則第16条に適合しない。学園が、補助対象経費に該当しない当該2件を補助対象経費として実績報告に計上したことは、交付規則に従って補助事業を実施することを求めた交付決定の条件に違反し、同規則第19条第1項第2号の取消事由に該当する。

以上のとおり、令和元年度については、実際の財源構成の不正確な報告、計画変更申請及び承認の未了並びに交付申請前かつ交付決定前に納品が完了した経費の計上のいずれについても、第2号の取消事由への該当性が認められる。ただし、取消しの対象とすべき事業、経費又は補助金部分の特定状況は同一ではない。

計画変更申請及び承認の未了については、対象となるマット及びティーボールセットを個別に特定することができる。交付申請前かつ交付決定前の納品についても、対象となる雑誌購入費2件、合計26,199円を個別に特定することができる。これに対し、実際の財源構成の不正確な報告については、各市補助金と対象経費との対応関係、学園の自己資金による実際の負担額及び既取消部分その他の取消事由との重複の有無を整理し、その違反が岐阜市補助金として確定すべき額に及ぼす具体的な影響を確認する必要がある。

したがって、教育委員会において、各取消事由と補助対象事業、補助対象経費及び確定すべき補助金額との関係並びに既取消部分その他の取消事由との重複の有無を整理した上で、取消権行使の要否及び範囲を改めて検討する必要がある。

令和5年度及び令和6年度については、過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は請求期間を経過しており、実体判断の対象とならない。このため、本件請求においては、学園が実績報告義務を適切に履行したか、交付決定の条件に違反したか、第2号の取消事由に該当するか、又は補助金額の確定が違法若しくは不当であるかについて、いずれも判断しない。これは、実績報告義務を適切に履行したこと、交付決定の条件に違反しなかったこと、第2号の取消事由に該当しないこと又は補助金額の確定が適法若しくは適当であったことを判断するものではない。

令和5年度について、実績報告関係書類の記載が実際の財源構成と一致していなかったこと並びに教育委員会が他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかったことは、補助金交付事務の検討に用いるため、確認事実として記録に残す。

令和6年度についても、実際の財源構成及び計画変更に関して確認された事実、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真の内容、当時の審査の状況並びに監査の過程で教育委員会から提出された資料及びこれにより確認された事実は、補助金交付事務の検討に用いるため、確認事実として記録に残す。

教育委員会においては、監査意見に基づき、令和5年度及び令和6年度の補助金交付事務について、各検討事項に係る事実及びその確認に用いた資料を整理した上で、各年度に適用される規定並びに交付規則第19条第1項第2号の取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権

を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、既取消部分その他の取消事由との重複、返還及び加算金への影響並びに判断結果及び具体的な理由を順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録する必要がある。

取消事由に該当しないと判断した場合又は取消事由に該当するが追加取消しを行わず、若しくは一部の取消しにとどめると判断した場合にも、その具体的な理由を記録する必要がある。

(6) 交付規則第19条第1項第3号への該当性について

ア 判断基準

交付規則第19条第1項第3号は、「虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」を取消事由としている。

第3号に該当するためには、提出された書類に客観的に不正確な記載又は重要な事実の不記載があるだけでは足りず、学園が、その不正確さ又は不記載を認識しながら、これを用いて補助金の交付又は補助金額の確定を受けたと評価できることが必要である。

その判断に当たっては、記載の客観的な不正確さ、学園が基礎となる事実を認識していたか、実際の財源構成を正確に示していないことを認識していたか、審査及び補助金額の確定への影響、提出様式並びに教育委員会の運用を総合して検討する。

イ 当てはめ

前記3のとおり、各年度の収支決算書は、他市補助金を含む実際の財源構成を正確に示したものではなかった。教育委員会は、(略)としている。ただし、(略)。令和元年度については、立入検査後に超過が判明したが、教育委員会は学園に当時の認識を改めて確認していない。

しかし、(略)。

また、当時の様式には他市補助金の専用欄及び具体的な記載要領がなく、教育委員会も「学園負担分」を実績経費から岐阜市補助金を控除した差額として扱い、他市補助金を含む財源内訳を審査していなかった。

学園の回答は、(略)。このため、第3号への該当性を基礎付ける学園の認識を十分に確認できたとはいえない。

令和元年度の交付申請前及び交付決定前の納品についても、学園が、当該経費が補助対象外となることを認識しながら実績報告に計上したとは確認されなかった。

ウ 結論

令和元年度の収支決算書は、他市補助金を含む実際の財源構成を正確に示したものではなかった。また、同年度には、交付申請前かつ交付決定前に納品が完了した経費が補助対象経費に含まれていた。

しかし、現有資料からは、学園が、収支決算書の記載が実際の財源構成を正確に示していないこと又は当該経費が補助対象外となることを認識しながら、これらを用いて補助金の交付又は補助金額の確定を受けたとまでは認定できない。

したがって、令和元年度について、交付規則第19条第1項第3号に該当するとまでは認められない。

令和5年度及び令和6年度についても、実績報告関係書類が他市補助金を含む実際の財源構成を正確に示していなかったこと及び当時の担当者の具体的な認識を確認できていないことは、監査過程で確認された事実として記録に残す。

ただし、両年度の過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、実体

判断の対象とならない。このため、本件請求においては、両年度が交付規則第19条第1項第3号の取消事由に該当するかについて、該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、第3号の取消事由に該当しないと判断したものではない。

令和5年度及び令和6年度について確認された事実は、教育委員会が、監査意見に基づき、適用すべき規定並びに交付規則第19条第1項第3号の取消事由への該当性、学園の認識、教育委員会の様式及び運用、取消権行使の要否及び範囲等を検討するための基礎となる事実として取り扱う。教育委員会は、その判断結果及び具体的な理由並びに検討過程を記録する必要がある。

なお、令和元年度について、第3号該当性を認められないことによって、交付決定の内容若しくは条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示への違反を対象とする同項第2号への該当性が否定されるものではない。また、同項第1号による既取消しの効力又は評価が左右されるものでもない。

（７）支出命令及び補助金の支払について

ア 判断基準

支出命令及び支払の適否は、先行する交付決定又は補助金額の確定に問題があるかだけでなく、支出命令額、支払額、支払先、予算科目、支払方法、決裁権限その他の処理自体に違法又は不当があるかによって判断する。

補助金額の確定に取消事由に該当する部分が含まれていても、そのことだけで、後続する支出命令又は支払自体が当然に違法又は不当となるものではない。

イ 当てはめ及び結論

令和元年度の支出命令額及び支払額は補助金確定額と一致し、支払先、予算科目、支払方法及び決裁権限にも問題は確認されなかった。

また、令和元年度の支出命令又は支払に関与した職員が、計画変更未承認、交付申請前かつ交付決定前の納品又は他市補助金との関係に係る問題を認識していたとは確認されなかった。

したがって、令和元年度の支出命令及び補助金の支払自体に違法又は不当は認められない。補助金額の確定に含まれていた問題は、交付決定の取消しの要否及び範囲並びにその結果に応じた返還等の問題として検討すべきものである。

令和5年度及び令和6年度の支出命令及び支払を直接対象とする部分は、前記（２）オのとおり、請求期間を経過し、正当な理由も認められないため、本件における実体判断の対象としない。

このため、令和6年度の補助金額の確定後に行われた変更支出負担行為を含め、本件請求においては、両年度の支出命令及び支払の処理自体が違法又は不当であるかについて判断しない。これは、両年度の支出命令及び支払が適法又は適当であったと判断したものではない。

ただし、令和5年度及び令和6年度の支出命令日、支払日、金額、支払先、予算科目及び決裁権限その他監査過程で確認された事実は、確認事実として記録に残す。

また、支出命令又は支払後に判明した事実は、当該支出命令又は支払の時点で確認済みであった事実として扱わず、監査意見に基づく補助金交付事務における取消権行使の要否及び範囲、返還及び加算金への影響並びに制度及び内部統制の改善の検討において取り扱う。

（８）交付決定の取消し及び返還について

ア 判断基準

取消し及び返還に関する基本的な判断枠組みは、前記（１）ウ及びエのとおりである。

交付規則第19条第1項第1号は補助金の他用途使用を、同項第2号は交付決定の内容若しく

は条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示への違反を、同項第3号は虚偽その他不正の手段による受給を、それぞれ取消事由としている。

交付決定を取り消した場合は、同規則第20条及び第21条の規定により、返還、加算金及び必要な延滞金を処理する。

イ 交付規則第19条第1項第1号による既取消し

前記3(7)のとおり、教育委員会は、3市補助金の合計額がその算定の対象とした経費の合計額を上回った部分について、交付規則第19条第1項第1号に該当すると判断し、令和元年度76,973円、令和5年度59,409円、令和6年度90,534円、合計226,916円の交付決定を取り消した。

その算定は、3市補助金の超過額を各市の補助金確定額の割合で按分したものである。この方法は、複数市への提出書類に共通して計上された経費及び特定の市にのみ計上された経費を一定の範囲で区分しつつも、個々の補助金と個々の経費との具体的な対応関係までは特定せず、各市の補助金確定額を基礎に超過額を配分する一つの整理方法であるが、関係規定又は実際の財源充当関係から一義的に導かれるものではない。

また、令和元年度について羽島市補助金を算定から除外したこと及び令和5年度について各市の補助対象経費との対応関係を個別に精査せず算定したことなど、算定の前提及び対象範囲には検討を要する点がある。この算定方法は、複数市への提出書類に共通して計上された経費と特定の市にのみ計上された経費、補助金の算定方法の相違及び各市補助金と個々の経費との対応関係を十分に反映したものではないという限界を有する。

もっとも、現有資料の範囲では、教育委員会が、複数市への提出書類に共通して計上された経費及び特定の市にのみ計上された経費を一定の範囲で区分しつつも、個々の補助金と個々の経費との具体的な対応関係までは特定せず、各市の補助金確定額を基礎に超過額を配分する方法を採用したことが、直ちに合理性を欠くとまでは認められない。また、第1号による一部取消し及びその算定方法を直ちに違法又は不当とする事情までは確認されなかった。

なお、教育委員会が参照した裁判例は、問題部分と適正部分を区分できる場合に、一部取消し又は一部返還を検討する考え方の一般的な参考にはなるが、本件における第1号への該当性、補助金確定額の割合による按分又は第2号への非該当を直接裏付けるものではない。

ウ 交付規則第19条第1項第2号に該当する取消事由

前記(4)における計画変更及び軽微な変更に関する判断並びに前記(5)における実績報告及び補助金額の確定に関する判断によれば、令和元年度について、次の事項は、交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当する。

(ア) 実績報告書及びその添付書類において、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に示さず、交付規則第15条に規定する実績報告義務を適切に履行したものとは認められないこと、及び交付規則に従って補助事業を実施することを求めた交付決定の条件に違反したこと。

(イ) マット及びティーボールセットについて、必要な計画変更申請及び承認を経なかったこと。

(ウ) 交付申請前かつ交付決定前に納品が完了した雑誌購入費2件を補助対象経費として実績報告に計上したこと。

これらは、教育委員会が第1号により取り消した部分とは異なる要件に基づく取消事由である。第1号による取消しが行われたことだけで、第2号への該当性が失われるものではない。

令和5年度については、実績報告関係書類の記載が他市補助金を含む実際の財源構成と一致し

ていなかったこと及び教育委員会が実際の財源構成等を確認していなかったことを、確認事実として記録に残す。

令和６年度については、実際の財源構成、調律及びワイヤレススピーカーに係る計画変更、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真の内容並びに監査の過程で教育委員会から提出された資料及びこれにより確認された事実を、確認事実として記録に残す。

ただし、令和５年度及び令和６年度の過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、実体判断の対象とならない。このため、本件請求においては、これらの事実が交付規則第１９条第１項第２号の取消事由に該当するかについて、該当又は非該当のいずれも判断せず、同号の規定による追加取消しの法的義務の有無も判断しない。これは、これらの事実が第２号取消事由に該当しないこと又は追加取消しを検討する必要があることを判断したものではない。

エ 令和元年度における取消事由の評価及び取消範囲についての基本的な考え方

前記ウのとおり、次の各事項は、いずれも交付規則第１９条第１項第２号の取消事由に該当すると認められる。

(ア) 他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に報告しなかったこと。

(イ) マット及びティーボールセットについて、必要な計画変更申請及び承認を経なかったこと。

(ウ) 交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費２件を、補助対象経費として実績報告に計上したこと。

もっとも、同号の取消事由に該当することと、その取消権を実際に行使するか、また、行役するとしてどの範囲を取り消すかは、区別して判断する必要がある。

取消権行使の要否及び範囲について判断の余地があることは、教育委員会がこれを任意に決定できることを意味するものではない。交付規則第３条の趣旨を踏まえ、補助金等が税その他の貴重な財源で賄われること、公正かつ効率的に使用されるべきこと及び同種事案との公平性に留意し、確認された事実、関係規定及び合理的な理由に基づいて判断する必要がある。ただし、同条の趣旨は、取消権行使の要否及び範囲を判断する際の考慮要素であり、同条から直ちに具体的な取消義務又は取消範囲が導かれるものではない。

また、前記ウの各事項は、学園が交付規則並びに交付決定の内容及び条件に定められた具体的な義務を履行しなかったものである。同時に、同規則第１０条に定める、法令等並びに交付決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うという基本的義務との関係でも、各違反の内容及び程度を評価する必要がある。ただし、同条を前記ウの各事項とは別の独立した取消事由として重複して扱うものではなく、同条との関係から直ちに具体的な取消義務又は取消範囲が導かれるものでもない。

前記各事項は、取消しの対象となり得る事業、経費又は補助金部分の特定状況が同一ではない。

計画変更未承認については、対象となるマット及びティーボールセットを個別に特定することができる。また、交付申請前かつ交付決定前の納品については、対象となる雑誌購入費２件、合計26,199円を特定することができる。

これに対し、実際の財源構成の不正確な報告については、報告上の違反及び同号の取消事由への該当性は認められるものの、そのことにより岐阜市補助金として確定すべき額に具体的な相違が生ずるか、また、相違が生ずる場合の金額については、なお整理を要する。具体的には、各市の補助制度、各補助金と対象経費との対応関係、各補助金が実際に充てられた事業又は経費並び

に学園の自己資金による実際の負担額を整理した上で判断する必要がある。

したがって、前記ウの各事項のいずれについても第2号の取消事由への該当性は認められるが、取消しの対象とすべき事業、経費又は補助金部分の特定状況は同一ではない。

取消しの要否及び範囲を判断するに当たっては、前記各事項の相違を踏まえ、少なくとも、次の事項を本件に即して検討する必要がある。

- (ア) 違反の内容及び程度
- (イ) 補助目的の達成状況
- (ウ) 各取消事由に係る事業又は経費が、その内容自体として補助対象事業又は補助対象経費に該当するか
- (エ) 計画変更について事前の申請及び承認を経なかったことが、変更内容の審査、交付決定及び補助金額の確定に及ぼした影響
- (オ) 実際の財源構成を前提とした場合の、確定すべき補助金額への影響
- (カ) 各取消事由に係る事実についての学園の認識
- (キ) 教育委員会の様式及び従前の運用
- (ク) 既取消部分その他の取消事由との重複
- (ケ) 同種事案との公平性
- (コ) 取消し及び返還が、補助事業の実施及び補助目的の達成に及ぼす影響

教育委員会は、前記ウの各事項について第2号の取消事由に該当しないと判断したと説明している。このため、教育委員会は、第2号の取消事由に該当するとの前記判断を前提として、取消権行使の要否及び範囲を検討したものではない。また、教育委員会が第2号への該当性について、どのような事実及び規定に基づいて検討し、判断したのかを具体的に示す記録は確認できない。

一方、計画変更未承認及び交付決定前納品については、対象となる事業又は経費を個別に特定することができる。実際の財源構成の不正確な報告についても、その違反が確定すべき補助金額に及ぼす具体的な影響を改めて整理することができる。また、前記(6)のとおり、令和元年度について、交付規則第19条第1項第3号に該当するとまでは認められない。

以上から、第2号の取消事由が認められることだけをもって、令和元年度の交付決定の全部を取り消すべきことが当然に導かれるものではない。教育委員会において、各取消事由と補助対象事業、補助対象経費及び確定すべき補助金額との関係並びに既取消部分その他の取消事由との重複の有無を整理した上で、取消権行使の要否及び範囲を改めて検討する必要がある。

教育委員会が、追加取消しを行わないこと又は一部の取消しにとどめることが相当であると判断する場合には、前記の事情をどのように評価したのかを含め、認定した事実、使用した資料、適用した規定、評価内容及び判断理由を具体的に明らかにする必要がある。

オ 教育委員会において検討すべき事項

令和元年度については、実際の財源構成を正確に報告しなかったこと、交付規則第11条に規定する変更申請義務を履行しなかったこと及び交付申請前かつ交付決定前に納品が完了した経費を補助対象経費として実績報告に計上したことについて、交付規則第19条第1項第2号の取消事由が認められる。

もっとも、本勧告は、令和元年度に係る取消権行使の要否及び範囲を直接確定するものではない。教育委員会は、認定事実、各取消事由と補助対象事業、補助対象経費及び確定すべき補助金額との関係並びに第1号による既取消部分その他の取消事由との重複の有無を整理した上で、取

消権行使の要否及び範囲を改めて検討する必要がある。

その判断に当たっては、採用した整理方法、認定した事実、使用した資料、適用した規定、評価内容、判断理由及び検討過程を記録し、事後的な検証が可能となるようにする必要がある。

令和５年度及び令和６年度については、監査意見に基づき、両年度の補助金交付事務について、各検討事項に係る事実及びその確認に用いた資料を整理した上で、各年度に適用される規定並びに交付規則第１９条第１項第２号又は第３号の取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、第１号による既取消部分その他の取消事由との重複、返還及び加算金への影響並びに判断結果及び具体的な理由を順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録する必要がある。取消事由に該当しないと判断した場合又は取消事由に該当するが追加取消しを行わず、若しくは一部の取消しにとどめると判断した場合も、その具体的な理由を記録する必要がある。

本件請求においては、両年度の過去の財務会計上の行為が違法若しくは不当であるか、第２号若しくは第３号の取消事由に該当するか、又は追加取消しの法的義務若しくは返還義務があるかについて、いずれも判断しない。また、違法な怠る事実も認定しない。教育委員会による前記検討は、法定勧告に基づく措置ではなく、監査意見に基づく補助金交付事務の検討である。

カ 交付規則第１７条による措置との関係

令和元年度について、計画変更の承認は変更後の事業の実施又は物品の購入前に、実際の財源構成の報告及びその審査は補助金額の確定前に、それぞれ行われるべきものであった。また、交付申請前かつ交付決定前に納品が完了した経費については、その後の是正によって補助対象経費としての適格性を回復させることはできない。

これらについては、交付規則第１７条による是正措置によって事後的に解消できる問題ではなく、同規則第１９条の規定による取消しの要否及び範囲を検討すべき問題である。

令和５年度及び令和６年度については、本件請求において前記の評価を適用するものではない。両年度について確認された事実と、交付規則第１７条又は第１９条との関係については、監査意見に基づき、教育委員会において、各年度に適用される規定、各事実が判明した時期及び補助金額の確定時期を踏まえて検討し、その結果及び理由を整理する必要がある。

キ 結論

教育委員会が令和元年度、令和５年度及び令和６年度について行った交付規則第１９条第１項第１号による一部取消しについては、その算定の前提及び対象範囲に前記の限界があるものの、現有資料の範囲では、教育委員会が採用した整理方法が直ちに合理性を欠くとまでは認められず、一部取消し及びその算定方法を直ちに違法又は不当と認めることはできない。

令和元年度については、前記ウの各事項が同項第２号の取消事由に該当する。教育委員会は、これらの事項は同号の取消事由に該当しないと判断したと説明しており、同号の取消事由に該当するとの前記判断を前提として、取消しの要否及び範囲を検討したものではない。また、教育委員会が同号への該当性を検討した過程及び判断理由を具体的に示す記録も確認できない。

したがって、教育委員会は、令和元年度について、前記オの事項を整理した上で、同項第２号の規定による取消しの要否及び範囲を改めて検討する必要がある。

令和５年度及び令和６年度については、過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、実体判断の対象とならない。このため、本件請求においては、同項第２号又は第３号の取消事由への該当又は非該当、追加取消しの法的義務、具体的な取消範囲、返還義務及

び加算金への影響のいずれも判断しない。これは、第2号又は第3号の取消事由に該当しないこと、追加取消しの検討を要しないこと又は返還及び加算金への影響がないことを判断したものである。

令和5年度及び令和6年度について監査過程で確認された事実は、教育委員会が取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

教育委員会においては、監査意見に基づき、両年度について、各検討事項に係る事実及びその確認に用いた資料を整理した上で、各年度に適用される規定並びに交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、既取消部分その他の取消事由との重複、返還及び加算金への影響並びに判断結果及び具体的な理由を順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録する必要がある。取消事由に該当しないと判断した場合又は取消事由に該当するが追加取消しを行わず、若しくは一部の取消しにとどめると判断した場合も、その具体的な理由を記録する必要がある。

この検討結果は、令和元年度に係る法定勧告の措置期限と同一の期限までに、監査意見に基づく検討結果報告として監査委員へ報告するものであり、法定勧告に基づく措置報告とは法的位置付けを異にする。

(9) 返還請求権、加算金及び追加取消権不行使について

ア 判断基準

交付規則第19条の規定による交付決定の取消権は、取消事由に該当する事実が認められる場合に、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる行政上の権限である。

これに対し、同規則第20条の規定による補助金返還請求権は、交付決定の全部又は一部が取り消され、その取消範囲に応じた返還額及び納期限が定められることにより、市が補助事業者に対して具体的な金額の返還を求めることができることとなるものである。

このため、取消事由に該当する事情があることだけで、直ちに市が具体的な金額の返還を求めることができるものではない。

既に取り消された部分について発生した返還請求権、加算金請求権及び延滞金請求権の行使又は管理と、未取消部分について取消権を行使していないこととは区別する。

また、交付決定及び補助金額の確定が取り消されることなく存続している場合は、取消しその他の理由により法律上の原因が失われない限り、不当利得返還請求権が当然に発生するものではない。

イ 第1号による既取消部分

交付規則第19条第1項第1号による既取消部分については、返還金226,916円及び加算金79,106円が納期限内に全額納付され、延滞金は発生していない。

したがって、この部分について、現に行使又は管理すべき未納債権は存在せず、返還請求権等の行使又は管理を怠る事実は認められない。

ウ 未取消部分に係る返還請求権及び加算金請求権

未取消部分については、取消しの要否及び範囲が決定されておらず、その結果に基づく返還額及び納期限も定められていない。そのため、現時点で、市が学園に対して返還を求める具体的な金額は定まっていない。

したがって、未取消部分について、現に行使すべき具体的な返還請求権又は加算金請求権が既に発生しているとは認められず、その行使又は管理を怠っているとは認められない。

エ 追加取消権不行使

追加取消権は、返還請求権を発生させ得る行政上の権限であり、既に発生している債権そのものではない。

このため、教育委員会が追加取消権を行使していないこと自体は、既に発生している返還請求権又は加算金請求権の行使若しくは管理を怠る事実と同一に扱うことはできない。本件では、教育委員会が追加取消権を行使していないこと自体を、法第242条第1項の財産の管理を怠る事実として法定勧告の対象とはしない。

もっとも、令和元年度については、前記（８）ウからオまでのとおり、交付規則第19条第1項第2号の取消事由への該当性を実体判断し、取消しの要否及び範囲を改めて検討するよう法定勧告を行う。

令和5年度及び令和6年度については、本件請求において、過去の財務会計上の行為の違法性若しくは不当性又は同項第2号若しくは第3号の取消事由への該当若しくは非該当のいずれも判断しない。これは、取消事由に該当しないと判断したものではない。監査意見により、教育委員会に対し、両年度の補助金交付事務について、各検討事項に係る事実及びその確認に用いた資料を整理した上で、各年度に適用される規定並びに交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、既取消部分その他の取消事由との重複、返還及び加算金への影響並びに判断結果及び具体的な理由を順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録するよう求める。

オ 不当利得返還請求権及び571,752円

請求人が返還を求める571,752円は、3か年度の補助金交付総額798,668円から、交付規則第19条第1項第1号による既取消額226,916円を控除した算術上の残額である。

この金額は、追加の取消対象額、市の損害額、不当利得額又は是正措置の対象額として確定したものではない。

各年度の交付決定及び補助金額の確定が取り消されことなく存続している段階において、571,752円について不当利得返還請求権が当然に発生しているとは認められない。

カ 結論

交付規則第19条第1項第1号による既取消部分について、返還請求権、加算金請求権又は延滞金請求権の行使若しくは管理を怠る事実は認められない。

未取消部分については、取消しの要否及び範囲が決定されておらず、市が学園に対して返還を求める具体的な金額も定まっていない。したがって、現に行使すべき返還請求権又は加算金請求権が発生しているとは認められず、その行使又は管理を怠っているとは認められない。

教育委員会が追加取消権を行使していないこと自体は、法第242条第1項の財産の管理を怠る事実として法定勧告の対象とはしない。

また、571,752円全額について、現時点で不当利得返還請求権が発生しているとは認められず、その全額及びこれに対する加算金を直ちに返還させることはできない。

令和元年度については、交付規則第19条第1項第2号の取消事由を前提として、取消しの要否及び範囲を改めて検討するよう法定勧告を行う。

令和5年度及び令和6年度については、追加取消しの法的義務又は返還義務があると判断するものではなく、また、違法な怠る事実を認定するものでもないことを明示した上で、監査意見により、補助金交付事務に係る取消権行使の要否及び範囲等を検討し、その判断結果及び理由を記

録するよう求める。

(10) 関与職員に対する財務上の責任追及の要否

ア 判断基準

関与職員に対して損害賠償その他の財務上の責任を追及するためには、少なくとも、市に具体的かつ未回復の損害があること、対象職員及び対象となる具体的な行為又は不作為が特定できること、当該職員がその行為を行い、又は必要な措置を講ずべき職務上の権限及び義務を有していたこと、故意又は重大な過失その他の責任要件が認められること、並びに当該行為又は不作為と損害との間に因果関係があることが必要である。

また、法第243条の2の9第3項の規定による監査委員の賠償責任の決定には、市長から監査委員に対する要求が必要である。

イ 当てはめ

第1号による既取消部分については、返還金及び加算金が全額納付されており、市に具体的かつ未回復の損害があるとは認められない。

第2号に係る事項については、教育委員会において、同号の取消事由に該当することを前提とした取消しの要否及び範囲の検討がなされておらず、また、その検討結果に基づく具体的な措置も講じられていない。

また、現有資料からは、関与職員ごとの権限、担当事務、確認した資料、認識していた事実及び判断への関与の程度を十分に特定できない。特定の職員が本件の問題を認識しながら意図的に看過した事実、故意又は重大な過失及び市の損害との因果関係も確認されなかった。

さらに、市長から法第243条の2の9第3項の規定による要求は行われていない。

ウ 結論

以上から、本件監査において確認した資料及び事実関係の下では、関与職員への損害賠償請求その他の財務上の責任追及を求めるべき事情は認められない。

もっとも、これは教育委員会の事務処理に問題がなかったことを意味するものではない。申請及び実績報告の様式、審査基準、計画変更及び軽微な変更の判断、他市補助金の確認、役割分担並びに判断記録の不足は、職員個人の財務上の責任とは区別し、組織及び内部統制上の課題として改善を求めるべきものである。

(11) 本件請求に関する総合判断

ア 請求期間

前記(2)のとおり、令和元年度については、請求期間を経過したことについて正当な理由を認め、実体判断の対象とする。

令和5年度及び令和6年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、支出命令及び支払並びに令和6年度の変更支出負担行為を直接対象とする部分は、法第242条第2項に定める請求期間を経過し、正当な理由も認められないため、却下する。

イ 令和元年度について理由がある部分

令和元年度について、次の事項は、交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当すると認められる。

(ア) 他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に報告しなかったこと。

(イ) マット及びティーボールセットについて、交付規則第11条第1項に規定する変更申請及び承認を経ていなかったこと。

(ウ) 交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費 2 件を補助対象経費として実績報告に計上したこと。

これらの事項は、補助対象事業の内容、補助対象経費として認められる範囲又は確定すべき補助金額に影響し得るものであり、交付規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定による取消しの要否及び範囲を判断する上で重要な事実である。

もともと、同号の取消事由に該当することと、取消権を実際に行使するか、また、行使するとしてどの範囲を取り消すかは、区別して判断する必要がある。ただし、この判断は教育委員会が任意に行うことができるものではなく、交付規則第 3 条の趣旨を踏まえるとともに、同規則第 10 条に定める補助事業者の基本的義務との関係から前記各違反の内容及び程度を評価した上で、確認された事実、関係規定及び合理的な理由に基づいて行う必要がある。

教育委員会が、これらの事項について、同号の取消事由への該当性を検討した過程及び判断理由を具体的に示す記録は確認できない。また、これらの事項が同号の取消事由に該当するとの判断を前提として、取消しの要否及び範囲を検討したものとも認められない。

したがって、教育委員会に対し、令和元年度について、取消しの要否及び範囲を改めて検討し、その結果に応じた必要な措置を講ずるよう、法第 242 条第 5 項の規定による勧告を行う。

ウ 理由がない部分

次の部分には理由がない。

(ア) 令和元年度の交付決定全部の取消しを直ちに求める部分。

(イ) 3 か年度の補助金交付総額 798,668 円から既取消額 226,916 円を控除した 571,752 円全額及びこれに係る加算金の返還を直ちに求める部分。

(ウ) 追加取消し前から不当利得返還請求権が存在することを前提として、その行使を求める部分。

(エ) 令和元年度の交付決定、当初の支出負担行為、支出命令及び支払自体に違法又は不当があることを前提として、是正を求める部分。

(オ) 令和元年度について、交付規則第 19 条第 1 項第 3 号への該当性を前提として、交付決定の取消し及び補助金の返還を求める部分。

(カ) 関与職員への損害賠償その他の財務上の責任追及を求める部分。

前記イのとおり、令和元年度については、交付規則第 19 条第 1 項第 2 号の取消事由に該当する事項が認められる。しかし、同号の取消事由に該当することから、交付決定全部の取消し又は特定額の返還が直ちに導かれるものではない。

計画変更未承認及び交付申請前かつ交付決定前の納品については、問題となる事業又は経費を個別に特定することができる。

実際の財源構成を正確に報告しなかったことについては、取消事由への該当性は認められるものの、そのことが確定すべき補助金額に及ぼす具体的な影響について、なお整理を要する。

取消権行使の要否及び範囲は、違反の内容及び程度、補助目的の達成状況、各取消事由に係る事業又は経費が、その内容自体として補助対象事業又は補助対象経費に該当するか、計画変更について事前の申請及び承認を経なかったことが、変更内容の審査、交付決定及び補助金額の確定に及ぼした影響、確定すべき補助金額への影響、各取消事由に係る事実についての学園の認識、教育委員会の様式及び従前の運用、既取消部分その他の取消事由との重複、同種事案との公平性並びに取消し及び返還が補助事業の実施及び補助目的の達成に及ぼす影響を踏まえて判

断する必要がある。

したがって、現有資料の下で、同号の取消事由が認められることのみを理由として、令和元年度の交付決定全部を取り消すべきものとは認められない。

また、571,752円は、3か年度の補助金交付総額798,668円から、交付規則第19条第1項第1号による既取消額226,916円を控除した算術上の残額であり、市の損害額、不当利得額又は本件請求に係る是正措置の対象額を示すものではない。未取消部分について取消しの要否及び範囲が決定されていない段階では、同額について具体的な返還請求権又は不当利得返還請求権が発生しているとは認められず、同額全額及びこれに対する加算金を直ちに返還させることはできない。

令和元年度の交付決定、当初の支出負担行為、支出命令及び支払については、それぞれの行為自体に違法又は不当は認められない。

さらに、令和元年度について、交付規則第19条第1項第3号に該当するとまでは認められず、現時点において、関与職員の財務上の責任を追及すべき事情も認められない。

エ 令和5年度及び令和6年度の補助金交付事務

令和5年度及び令和6年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、支出命令及び支払並びに令和6年度の変更支出負担行為を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、実体判断の対象とならない。このため、本件請求においては、両年度の過去の財務会計上の行為が違法若しくは不当であるか、又は交付規則第19条第1項第2号若しくは第3号の取消事由に該当するかについて、該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、当該行為が適法若しくは適当であったこと又は取消事由に該当しないことを判断するものではない。

両年度について監査過程で確認された事実は、教育委員会が、監査意見に基づき、各年度に適用される規定に照らして、取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

令和5年度については、学園が提出した実績報告関係書類の記載が、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成と一致していなかった。また、教育委員会は、収支関係書類を補助事業全体の実際の財源構成を記載する書類とは取り扱っておらず、他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかった。

令和6年度については、実績報告関係書類に記載された財源構成と実際の財源構成との関係、教育委員会による他市補助金及び自己資金負担額の確認状況、調律及びワイヤレススピーカーに係る計画変更並びにワイヤレススピーカーに係る補助金額確定時の証憑審査について、監査過程で確認された事実がある。ワイヤレススピーカーについては、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真と、監査の過程で教育委員会から提出された適格請求書、学園教員が作成した領収書及び教員名簿とを区別して検討する必要がある。

令和5年度及び令和6年度について確認された前記事実は、第2号若しくは第3号の取消事由に該当するか、追加取消しの法的義務又は返還義務があるかについて判断するものではない。また、違法な怠る事実を認定するものでもない。

現在の補助金事務の適正及び内部統制を確保するため、教育委員会において、両年度の補助金交付事務について、各検討事項に係る事実及びその確認に用いた資料を整理した上で、各年度に適用される規定並びに交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、第1号による既取消部分その他の取消事由との重複、返還及び加算金への影響並びに判断結果及び具体的な理由を

順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録する必要がある。取消事由に該当しないと判断した場合又は取消事由に該当するが追加取消しを行わず、若しくは一部の取消しにとどめると判断した場合も、その具体的な理由を記録する必要がある。

この検討は、令和元年度の法定勧告対象事項と共通する論点があるため、令和元年度に係る検討と一体的に行うよう監査意見で求める。ただし、令和元年度に係る検討及び報告は法定勧告に基づくものであり、令和５年度及び令和６年度に係る検討及び報告は監査意見に基づくものであるため、その法的位置付けを区別する。

オ 処理区分

本件請求のうち、令和５年度及び令和６年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、支出命令及び支払並びに令和６年度の変更支出負担行為を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、正当な理由も認められないため、却下する。

令和元年度のうち、前記ウの各部分は、理由がないため棄却する。

令和元年度について、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に報告しなかったこと、マット及びティールボールセットについて必要な変更申請及び承認を経ていなかったこと並びに交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費２件を補助対象経費として実績報告に計上したことは、交付規則第１９条第１項第２号の取消事由に該当すると認められる。

しかし、教育委員会は、これらが同号の取消事由に該当するとの判断を前提として、取消しの要否及び範囲を検討したものではなく、その検討過程及び判断理由を具体的に示す記録も確認できない。

したがって、本件請求のうち、教育委員会に対し、令和元年度について取消しの要否及び範囲を改めて検討し、その結果に応じた必要な措置を講ずることを求める限度で、理由があると認める。

教育委員会が追加取消権を行使していないこと自体は、法第２４２条第１項の財産の管理を怠る事実として法定勧告の対象とはしない。

令和５年度及び令和６年度の補助金交付事務並びに制度及び内部統制の改善については、法定勧告とは区別して、監査意見の対象とする。

５ 結論

本件請求については、次のとおり判断する。

第１に、本件請求のうち、令和５年度及び令和６年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、支出命令及び支払並びに令和６年度の変更支出負担行為を直接対象とする部分は、法第２４２条第２項に定める請求期間を経過しており、同項ただし書に規定する正当な理由も認められないため、これを却下する。

第２に、次の請求については、理由がないため、これを棄却する。

- (１) 令和元年度の交付決定全部の取消しを直ちに求める部分
- (２) ３か年度の補助金交付総額798,668円から既取消額226,916円を控除した571,752円全額及びこれに係る加算金の返還を直ちに求める部分
- (３) 追加取消し前から不当利得返還請求権が存在することを前提として、その行使を求める部分
- (４) 令和元年度の交付決定、当初の支出負担行為、支出命令及び支払自体に違法又は不当があ

るとして、その是正を求める部分

(5) 令和元年度について、交付規則第19条第1項第3号への該当性を前提として、交付決定の取消し及び補助金の返還を求める部分

(6) 関与職員への損害賠償その他の財務上の責任追及を求める部分

第3に、令和元年度について、次の事項は、交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当すると認められる。

(1) 学園が、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に報告しなかったこと。

(2) マット及びティーボールセットについて、交付規則第11条第1項に規定する変更申請及び承認を経ていなかったこと。

(3) 交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費2件を補助対象経費として実績報告に計上したこと。

もっとも、同号の取消事由に該当することと、取消権を実際に行使するか、また、行使するとしてどの範囲を取り消すかは、区別して判断する必要がある。ただし、この判断は教育委員会が任意に行うことができるものではなく、交付規則第3条の趣旨を踏まえるとともに、同規則第10条に定める補助事業者の基本的義務との関係から前記各違反の内容及び程度を評価した上で、確認された事実、関係規定及び合理的な理由に基づいて行う必要がある。

これらの事項が補助対象事業の内容、補助対象経費として認められる範囲及び確定すべき補助金額に及ぼす影響並びに既取消部分その他の取消事由との重複の有無については、なお整理を要する。

教育委員会は、これらの事項が同号の取消事由に該当するとの判断を前提として、取消しの要否及び範囲を検討したものではなく、その検討過程及び判断理由を具体的に示す記録も確認できない。

よって、教育委員会に対し、令和元年度について、取消しの要否及び範囲を改めて検討し、その結果に応じた必要な措置を講ずるよう、法第242条第5項の規定により、後記のとおり勧告する。

第4に、令和5年度及び令和6年度について、監査過程で確認された事実、教育委員会が取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

本件請求においては、両年度の過去の財務会計上の行為が違法若しくは不当であるか、又は交付規則第19条第1項第2号若しくは第3号の取消事由に該当するかについて、該当又は非該当のいずれも判断しない。また、追加取消しの法的義務又は返還義務があるかについても判断せず、違法な怠る事実も認定しない。これは、両年度の過去の財務会計上の行為が適法若しくは適当であったこと又は取消事由に該当しないことを判断するものではない。

令和5年度及び令和6年度の補助金交付事務について、教育委員会が、各検討事項に係る事実及びその確認に用いた資料を整理した上で、各年度に適用される規定並びに交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、第1号による既取消部分その他の取消事由との重複、返還及び加算金への影響並びに判断結果及び具体的な理由を順次検討し、その検討過程及び判断内容を記録するとともに、補助金交付事務並びに制度及び内部統制を改善するよう、後記7のとおり監査意見を述べる。取消事由に該当しないと判断した場合又は取消事由に該当するが追加取消しを行わず、若しくは一部の取消しにとどめると判断した場合も、その具体的な理由を記録するもの

とする。

6 法第242条第5項の規定による勧告

法第242条第5項の規定により、教育委員会に対し、次の措置を講ずるよう勧告する。

(1) 措置を講ずべき期間

法第242条第9項の規定により、本監査結果の通知の日から90日以内に、次の措置を講じ、その旨を監査委員に通知すること。

なお、取消し及び返還を必要と判断した場合における補助金の実際の納付完了までは、この期間内に講ずべき措置の完了要件とはしない。この場合、教育委員会は、この期間内に、適用される規定に基づく必要な手続を経て、取消しの範囲、返還額、加算金及び納期限を決定し、必要な取消し及び返還命令その他の措置を講ずるとともに、その内容、納付状況及び今後の債権管理の方法を監査委員に通知すること。納期限までに納付が完了しない場合は、適用される規定に基づき、延滞金その他必要な債権管理上の措置を講ずること。

(2) 対象年度

本勧告の対象年度は、令和元年度とする。

令和5年度及び令和6年度は、過去の財務会計上の行為を直接対象とする請求が請求期間を経過し、正当な理由も認められないため、本勧告の対象年度には含めない。

(3) 検討の対象事項

教育委員会は、令和元年度について、交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当すると認められた次の事項を、取消しの要否及び範囲の検討対象とすること。

ア 学園が、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に報告しなかったこと。

イ マット及びティーボールセットについて、交付規則第11条第1項に規定する変更申請及び承認を経ていなかったこと。

ウ 交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費2件を補助対象経費として実績報告に計上したこと。

前記アからウまでが交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当することは、本監査において監査委員が判断したものである。教育委員会は、この該当性を白紙から再判断するのではなく、当該判断を前提として、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、確定すべき補助金額への影響、既取消部分その他の取消事由との重複並びに返還及び加算金への影響を検討すること。

(4) 事実及び資料の整理

教育委員会は、前記(3)の各事項について、取消しの要否及び範囲を判断するため、少なくとも、次の事項を整理すること。

ア 各取消事由と補助対象事業、補助対象経費及び確定すべき補助金額との関係

イ 各市補助金の対象範囲及び算定方法

ウ 複数市への提出書類に共通して計上された経費及び特定の市にのみ計上された経費

エ 各補助金が実際に充てられた事業又は経費

オ 学園の自己資金による実際の負担額

カ 交付規則第19条第1項第1号による既取消部分その他の取消事由との重複

キ 計画変更未承認の対象となる事業又は経費

ク 交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費 2 件を補助対象経費から除外した場合の補助対象経費及び補助金額への影響

前記の整理に当たっては、確認した資料、関係者の説明及び確認できなかった事項を区別すること。現存する資料及び合理的に可能な確認によっても事実を確定できない場合は、当該事実の確定を前提とすることなく、確認できた範囲、確認できなかった事項及びその理由、判断のために置いた前提並びに当該前提が判断結果に与える影響を明らかにすること。

(5) 取消しの要否及び範囲の判断

教育委員会は、前記(3)及び(4)の整理結果を踏まえ、交付規則第19条第1項第2号の取消しの要否及び範囲を改めて判断すること。

この判断は、教育委員会が任意に行うことができるものではない一方、交付規則第3条の趣旨のみから取消義務又は特定の取消範囲が導かれるものでもない。補助金等が税その他の貴重な財源で賄われること、公正かつ効率的に使用されるべきこと及び同種事案との公平性に留意し、確認された事実、関係規定及び合理的な理由に基づいて行うこと。

また、前記(3)の各事項については、それぞれの具体的な義務への違反だけでなく、同規則第10条に定める補助事業者の基本的義務との関係も踏まえ、その違反の内容及び程度を評価すること。この場合において、同条を前記(3)の各事項とは別の独立した取消事由として重複して扱わないこと。

その際は、同号の取消事由に該当することと、取消権を実際に行使するか、また、行使するとしてどの範囲を取り消すかとを区別した上で、少なくとも、次の事項を、前記(3)の各取消事由に応じて、本件に即して検討すること。

ア 各具体的な義務への違反の内容及び程度並びに交付規則第10条に定める補助事業者の基本的義務との関係

イ 各取消事由に関係する事業又は経費と交付申請時の計画との相違

ウ 補助目的の達成状況

エ 各取消事由に関係する事業又は経費が、その内容自体として補助対象事業又は補助対象経費に該当するか

オ 計画変更について事前の申請及び承認を経なかったことが、変更内容の審査、交付決定及び補助金額の確定に及ぼした影響

カ 実際の財源構成を前提とした場合に、岐阜市補助金として確定すべき額に相違が生ずるか

キ 各取消事由に関係する事実についての学園の認識

ク 教育委員会の申請及び実績報告の様式、学園に対する説明並びに従前の運用

ケ 交付規則第19条第1項第1号による既取消部分その他の取消事由との重複

コ 同種事案との公平性

サ 取消し及び返還が補助事業の実施及び補助目的の達成に及ぼす影響

シ その他取消権行使の要否及び範囲を判断する上で必要な事情

教育委員会は、前記の事項を踏まえ、取消しの対象とすべき事業、経費又は補助金部分を可能な限り特定すること。

(6) 検討過程及び判断理由の記録

教育委員会は、認定した事実、使用した資料、適用した規定、考慮した事情、評価内容、採用した考え方、採用しなかった考え方及びその理由並びに判断結果を記録し、事後に検証できるよ

うにすること。

複数の考え方があり得る場合には、それぞれの考え方を比較し、採用した考え方及び採用しなかった考え方の理由を明らかにすること。

(7) 検討結果に応じた措置

教育委員会は、前記の検討結果に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消す必要があると判断した場合には、適用される規定に基づき、学園に対する理由の提示、説明又は意見を述べる機会の付与その他必要な手続を行った上で、その取消範囲に応じ、補助金の返還、加算金その他交付規則に定める措置を講ずること。返還金又は加算金が納期限までに納付されない場合は、適用される規定に基づき、延滞金その他必要な債権管理上の措置を講ずること。

追加取消しを行わないこと、又は一部の取消しにとどめることが相当であると判断した場合には、その判断を正式に決定し、認定した事実、適用した規定、考慮した事情、既取消部分その他の取消事由との関係、評価内容及び判断理由を記録すること。

いずれの場合にも、講じた措置又は決定した内容及びその判断理由を明確にすること。

(8) 措置結果の通知

法第242条第9項の規定による通知に当たっては、認定事実、使用した資料、検討内容、判断結果、判断理由及び措置内容を明らかにすること。返還を命じた補助金、加算金又は延滞金の納付が完了していない場合は、返還命令その他の措置の内容、納期限、通知時点の納付状況及び今後の債権管理の方法を併せて通知すること。

また、交付規則第19条第1項第2号に基づく追加取消しを行わなかった場合、又は一部の取消しにとどめた場合には、その理由及び根拠を併せて通知すること。

7 監査意見

本件監査を通じ、令和5年度及び令和6年度の補助金交付事務について、教育委員会において改めて検討し、その判断結果及び理由を記録する必要がある事項が確認された。

また、補助事業の実際の財源構成を把握する仕組み、他の公的補助金との関係の確認、補助対象期間及び交付決定前着手の取扱い、計画変更及び軽微な変更の判断、証憑及び立替精算の確認、実績報告の審査、役割分担及び決裁並びに判断過程の記録について、制度及び内部統制上の改善を要する事項が確認された。

前記6の勧告は、令和元年度について認められた交付規則第19条第1項第2号の取消事由を前提として、教育委員会において取消しの要否及び範囲を改めて検討し、その結果に応じた必要な措置を講ずることを求めるものである。

これに対し、令和5年度及び令和6年度については、過去の財務会計上の行為を直接対象とする請求を請求期間の経過により却下している。このため、両年度の補助金交付事務に関する以下の意見は、両年度の過去の財務会計上の行為が違法若しくは不当であるか、交付規則第19条第1項第2号若しくは第3号の取消事由に該当するか、又は追加取消しの法的義務若しくは返還義務があるかについて、本件請求において判断するものではない。また、違法な怠る事実を認定するものでもなく、法定勧告に基づく措置を求めるものでもない。

両年度の補助金交付事務の検討に当たっては、それぞれの検討事項に係る事実、確認に用いた資料及び各年度に適用される規定を整理する必要がある。その上で、各事実が判明した時期及び補助金額の確定時期を踏まえ、交付規則第17条による是正措置との関係を整理するとともに

に、同規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲、第1号による既取消部分その他の取消事由との重複並びに返還及び加算金への影響を順次検討する必要がある。

その検討過程、判断内容及び具体的な理由を記録し、取消事由に該当しないと判断した場合又は取消事由に該当するが追加取消しを行わず、若しくは一部の取消しにとどめると判断した場合にも、その理由を具体的に記録する必要がある。

令和5年度及び令和6年度の補助金交付事務に係る検討結果については、本監査結果の通知の日から90日以内に、監査委員へ報告するよう求める。

両年度の検討結果の報告期限を令和元年度に係る法定勧告の措置期限と同一の期限とするのは、共通する論点を一体的に検討し、判断の整合性及び公平性を確保するためである。令和元年度に係る報告は法定勧告に基づく措置報告であり、令和5年度及び令和6年度に係る報告は監査意見に基づく検討結果報告であるため、その法的位置付けを区別する。

(1) 令和5年度の補助金交付事務の検討

ア 確認された事実

関係資料によれば、令和5年度について、学園が提出した実績報告関係書類の記載は、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成と一致していなかった。

教育委員会は、提出された収支予算書及び収支決算書を、補助事業全体の実際の財源構成を記載する書類とは取り扱っておらず、収支決算書の「岐阜朝鮮学園」欄には、本市が補助対象として認定した経費から本市補助金を差し引いた額を記載する運用であったと説明している。

また、教育委員会は、他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかった。

イ 本件請求において判断しない事項

令和5年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、支出命令及び支払を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、正当な理由も認められないため却下した。

このため、前記アの確認事実については、次の事項を本件請求において判断しない。

- (ア) 交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由に該当すること、又はこれらの取消事由に該当しないこと。
- (イ) 補助金額の確定、支出命令又は支払が違法又は不当であること。
- (ウ) 教育委員会に追加取消しを行う法的義務があること。
- (エ) 追加の返還金又は加算金が発生すること。
- (オ) 追加取消権不行使が、法第242条第1項の財産の管理を怠る事実にあたること。

請求期間の経過を理由として請求を却下することは、実績報告関係書類の記載と実際の財源構成との不一致がなかったこと、教育委員会の確認方法に問題がなかったこと又は取消事由に該当しないことを意味するものではない。

ウ 令和5年度の補助金交付事務について検討を求める事項

教育委員会においては、令和5年度の補助金交付事務について、少なくとも次の事項を整理し、前記の共通検討手順に従って検討されたい。

- (ア) 実績報告関係書類の記載が、他市補助金を含む実際の財源構成と一致しなかった経緯
- (イ) 当時の交付申請書、実績報告書及び収支関係書類の様式並びにその記載方法
- (ウ) 教育委員会の当時の運用及び学園に対する説明

- (エ) 教育委員会が他市補助金を確認しなかった理由
- (オ) 教育委員会が学園の自己資金による実際の負担額を確認しなかった理由
- (カ) 令和5年度に適用される規定
- (キ) 交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性

検討に当たっては、関係資料により確認された事実、関係者の説明及び確認できなかった事項を区別し、使用した資料、適用した規定、採用した考え方、採用しなかった考え方及びその理由を記録されたい。

エ 再発防止として求める事項

前記ウの令和5年度の補助金交付事務に係る検討とは別に、同種の問題の再発を防止するため、教育委員会においては、少なくとも次の改善を行われたい。

- (ア) 交付申請時及び実績報告時に、同一又は関連する事業について、他の国、地方公共団体その他の公的機関へ補助金を申請し、又は補助金の交付を受けているかを申告させること。
- (イ) 他の公的補助金がある場合は、その名称、交付者、対象事業、対象経費、申請額、交付決定額、確定額及び受領額を記載させること。
- (ウ) 補助事業全体の実際の財源構成を記載させること。
- (エ) 補助事業者の自己資金による実際の負担額と、他の公的補助金その他の財源とを区別して記載させること。
- (オ) 交付申請書、実績報告書及び収支関係書類の様式並びに記載要領を見直すこと。
- (カ) 担当者、確認者及び決裁者が確認した内容並びに判断した内容を記録として残すこと。
- (キ) 提出された資料だけでは他の公的補助金の対象事業、対象経費又は金額を確認できない場合に、必要な範囲で関係する交付団体へ照会し、又は申告内容を確認する方法を定めること。
- (ク) 交付申請時及び実績報告時の双方において、他の公的補助金及び実際の財源構成を確認すること。
- (ケ) 交付決定後又は補助金額の確定後に、他の公的補助金の存在又は申告内容との相違が判明した場合の確認、再審査、交付決定の変更若しくは取消し及び返還の要否を検討する手続を定めること。

前記の改善については、補助金額、事業内容、他の補助金との重複可能性及び過去の問題発生状況等のリスク並びに確認に要する事務負担を踏まえ、申告内容及び提出資料の範囲を段階的に定めることも検討されたい。

オ 検討結果の報告

令和5年度の補助金交付事務の検討結果は、令和元年度に係る法定勧告の措置期限と同一の期限までに、監査委員へ報告されたい。

報告に当たっては、確認した事実、使用した資料、適用した規定、検討した対応案及びその比較、判断結果、判断理由並びに今後の対応を明らかにされたい。

この報告は、監査意見に基づく検討結果報告であり、法第242条第5項の規定による法定勧告に基づく措置報告ではない。

(2) 令和6年度の補助金交付事務の検討

ア 確認された事実

関係資料によれば、令和6年度の収支決算書には、他市補助金を含む実際の財源構成が記載されておらず、教育委員会も、他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の

負担額を確認していなかった。

また、調律及びワイヤレススピーカーは、交付申請時の事業計画に記載されておらず、これらについて、学園が計画変更申請書を提出した事実及び教育委員会が変更を承認した事実は確認されなかった。

教育委員会は、令和6年度の計画と実績との相違について、年度途中又は調律の実施若しくはワイヤレススピーカーの購入前に学園から相談又は報告を受けたものではなく、実績報告時に提出された収支決算書及び補助金使途明細書によって把握したと説明している。また、実績報告書の提出時期に、学園に対し変更内容及び理由を確認し、備品の不具合等により事業に支障が生じることから必要な経費を緊急に支出した旨の説明を受けた記憶があるとしているが、確認の具体的な日、説明者、確認者及び説明内容を示す記録並びに不具合及び緊急性を裏付ける資料は確認されなかった。

さらに、教育委員会は、調律及びワイヤレススピーカーを計画変更の承認を要しない軽微な変更として取り扱い、補助金額の確定に係る決裁の過程でその該当性を判断したと説明している。しかし、当該決裁文書には、軽微な変更への該当性、判断基準、判断理由又は判断者を明示した記載はなく、変更後の役務の実施又は物品の購入前に教育委員会が変更内容を把握して判断した事実も確認されなかった。

ワイヤレススピーカーについては、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真だけでは、販売者への支払完了及び学園による立替精算の経過を確認することができなかった。監査の過程で教育委員会から提出された適格請求書、学園教員が作成した領収書及び教員名簿その他の現有資料を総合すると、学園教員が当該物品を23,980円で立替購入し、学園が当該教員に同額を精算した事実を認めることができる。ただし、当該教員から販売者等への決済記録及び学園から当該教員への出金記録そのものは確認されていない。

イ 本件請求において判断しない事項

令和6年度の交付決定、支出負担行為、補助金額の確定、変更支出負担行為、支出命令及び支払を直接対象とする部分は、請求期間を経過し、正当な理由も認められないため却下した。

このため、前記アの確認事実については、次の事項を本件請求において判断しない。

- (ア) 交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由に該当すること、又はこれらの取消事由に該当しないこと。
- (イ) 補助金額の確定、変更支出負担行為、支出命令又は支払が違法又は不当であること。
- (ウ) 教育委員会に追加取消しを行う法的義務があること。
- (エ) 追加の返還金又は加算金が発生すること。
- (オ) 追加取消権不行使が、法第242条第1項の財産の管理を怠る事実にあたること。

請求期間の経過を理由として請求を却下することは、前記の各事実がなかったこと、教育委員会の審査及び確認に問題がなかったこと又は取消事由に該当しないことを意味するものではない。

ウ 令和6年度の補助金交付事務について検討を求める事項

教育委員会においては、令和6年度の補助金交付事務について、少なくとも次の事項を整理し、前記の共通検討手順に従って検討されたい。

- (ア) 収支関係書類の記載と、他市補助金を含む実際の財源構成との関係
- (イ) 学園の自己資金による実際の負担額
- (ウ) 調律に係る計画変更の内容、変更申請及び承認の可否並びに軽微な変更への該当性

- (エ) ワイヤレススピーカーに係る計画変更の内容、変更申請及び承認の要否並びに軽微な変更への該当性
- (オ) 補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真の内容並びに当時の審査の状況
- (カ) 監査の過程で教育委員会から提出された適格請求書、学園教員が作成した領収書及び教員名簿その他の資料並びにこれらの資料により確認された事実
- (キ) 購入及び立替精算の事実認定と、補助金額確定時の証憑審査が十分であったかの判断との区別
- (ク) 令和6年度に適用される規定
- (ケ) 交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性

監査の過程で教育委員会から提出された資料は、補助金額の確定時に実績報告書に添付されていた購入明細及び物品写真と区別して検討されたい。また、教育委員会がこれらの資料を取得し、又は確認した具体的な時期が明らかでないことにも留意されたい。

また、関係資料により確認された事実、関係者の説明及び確認できなかった事項を区別し、使用した資料、適用した規定、採用した考え方、採用しなかった考え方及びその理由を記録されたい。

エ 検討結果の報告

令和6年度の補助金交付事務の検討結果は、令和元年度に係る法定勧告の措置期限と同一の期限までに、監査委員へ報告されたい。

報告に当たっては、確認した事実、使用した資料、適用した規定、検討した対応案及びその比較、判断結果、判断理由並びに今後の対応を明らかにされたい。

この報告は、監査意見に基づく検討結果報告であり、法第242条第5項の規定による法定勧告に基づく措置報告ではない。

(3) 補助金交付事務並びに制度及び内部統制の改善

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）は、国が交付する補助金等を対象とするものであり、本件補助金に直接適用されるものではない。

他方、補助金適正化法と交付規則は、それぞれの適用対象及び規定内容に相違があるものの、補助金に係る予算の執行及び交付の適正を確保するため、交付申請、交付決定、交付条件、計画変更、実績報告、補助金額の確定、交付決定の取消し及び返還に関する手続を設けている点で共通している。このため、補助金適正化法は、本件に直接適用される判断基準ではないが、補助金制度における各手続の趣旨を理解するための参考となる。

交付規則に定める各手続は、単なる形式的な事務処理ではなく、補助事業の実施状況を確認し、補助金の適正な執行を確保するための重要な手続である。

教育委員会においては、交付規則、交付要綱及び交付決定に付された条件に基づき、各手続の目的及び本件補助制度の内容に応じ、計画変更、実績報告、補助金額の確定、交付決定の取消し及び返還に必要な確認及び判断を適切に行う必要がある。

ア 申請及び実績報告様式の見直し

教育委員会においては、交付申請書及び実績報告書の様式を見直し、同一又は関連する事業について、他の国、地方公共団体その他の公的機関へ補助金を申請し、又は補助金の交付を受けて

いるかを確認できるようにされたい。

他の補助金がある場合は、その名称、交付者、対象事業、対象経費、申請額、交付決定額、確定額及び受領額、補助対象経費ごとの充当財源並びに補助事業者の自己資金による実際の負担額を記載させる必要がある。

また、交付申請時の財源計画と実績報告時の財源構成との差異及びその理由並びに他の補助金の申請内容、交付決定額又は確定額に変更があった場合の報告事項を明確にされたい。

実績経費から岐阜市補助金を控除した算術上の差額を補助事業者の負担額として記載させるのではなく、自己資金による実際の負担額と、他の公的補助金その他の財源とを区別して記載させる必要がある。

なお、確認を求める情報及び提出資料の範囲については、補助金額、事業内容、他の補助金との重複可能性及び過去の問題発生状況等のリスクに応じて定める必要がある。申請時には他の補助金の有無及び概要を申告させ、他の補助金がある場合又は重複の可能性が認められる場合に、対象経費、交付決定額、確定額及び経費ごとの財源構成に関する詳細資料を提出させるなど、段階的な確認方法も検討されたい。

イ 他の補助金及び実際の財源構成の確認

教育委員会においては、交付申請時及び実績報告時の双方において、他の公的補助金の有無及びその内容を確認する手続を整備されたい。

他の公的補助金がある場合には、各補助金の対象事業、対象経費、対象期間、申請額、交付決定額、確定額及び受領額を確認する必要がある。

複数の補助金が同一又は共通する経費に係る場合は、補助対象経費ごとの財源構成、各補助金の充当関係及び補助事業者の自己資金による実際の負担額を確認し、補助金の合計額が対応する対象経費を上回っていないかを審査されたい。

補助対象経費の範囲が補助金ごとに異なる場合は、共通する経費と各補助金に固有の経費とを区分して確認する必要がある。

まず補助事業者に他の公的補助金の申告及び関係資料の提出を求め、その内容、補助金額、対象経費又は証憑に疑義があり、提出資料だけでは確認できない場合は、必要な範囲で関係地方公共団体に照会する仕組みを整備されたい。

照会を行う場合は、その可否を判断する基準、照会事項及び照会範囲、法令、条例その他の情報提供及び利用の根拠、利用目的、情報の管理方法、必要に応じた補助事業者への説明又は同意並びに確認結果の記録方法を明確にする必要がある。

補助事業者の同意を得る場合であっても、それだけで関係地方公共団体による情報提供が当然に可能となるものではないため、提供する情報の性質及び関係規定を個別に確認する必要がある。

また、交付決定後又は補助金額の確定後に、他の公的補助金の存在又は申告内容との相違が判明した場合の確認、再審査、交付決定の変更若しくは取消し及び返還の可否を検討する手続を定められたい。

ウ 補助対象期間及び交付決定前着手の取扱い

教育委員会においては、発注、契約、納品、履行及び支払の各時点と補助対象期間との関係を整理し、交付申請前又は交付決定前にこれらが行われた経費を補助対象とすることができるかを明文化されたい。

交付決定前着手を原則として認めない取扱いとする場合は、その旨を交付要綱、交付決定に付

す条件、申請案内その他の文書に明示されたい。

例外的に交付決定前着手を認める場合は、その要件、申請時期、申請方法、承認権者、必要書類、承認方法及び記録方法を明確にされたい。

エ 計画変更及び軽微な変更の取扱い

計画変更申請及び承認を要する変更と、軽微な変更との区分基準を明文化されたい。

その判断に当たっては、当初計画と変更後の事業との同一性、物品又は役務の用途及び機能、変更額及び事業全体に占める割合、補助目的への影響、補助対象経費の区分、必要性、数量、仕様又は価格を改めて審査する必要性並びに交付決定額及び補助金額への影響を考慮する必要がある。

軽微な変更に該当するかは、補助事業者が一方的に判断するのではなく、原則として、購入又は実施前に教育委員会が変更内容を把握して判断する手続とされたい。

正式な計画変更申請書の提出を省略できる場合であっても、事前相談の方法、確認資料、判断時期、判断者、判断の根拠及び理由並びに判断結果の記録方法を明確にする必要がある。

オ 補助事業者への事前説明

教育委員会においては、申請時及び交付決定時に、補助事業者に対し、計画変更申請を要する場合及び軽微な変更の判断手続を具体的に説明されたい。

特に、軽微な変更に該当するかは補助事業者が自己判断するものではないこと、当初計画にない物品又は役務を追加する場合は購入又は実施前に相談すること及び交付決定額の増額を伴わない変更であっても、その内容によっては承認を要することを明示する必要がある。

併せて、交付決定前の発注、契約、納品、履行及び支払の取扱い並びに他の公的補助金を申請し、又は受領した場合に報告すべき事項を説明されたい。

これらの説明は、口頭だけでなく、手引、交付決定通知及びこれに付す条件、申請案内、チェックシートその他の文書により行い、補助事業者が事業の着手及び変更前に確認できるようにされたい。

カ 証憑、立替精算及び実績報告の審査

教育委員会においては、実績報告の審査項目を明確にし、請求書、領収書、振込記録、会計帳簿、立替精算書その他の関係資料を相互に照合する手続を整備されたい。

証憑の確認に当たっては、取引及び支出の実在性、物品又は役務の内容、数量及び金額、販売者又は役務提供者への支払、補助事業者による費用負担並びに証憑、支払記録及び会計帳簿の対応関係を確認する必要がある。

役員、職員その他の者が立替払をした場合は、販売者等への支払だけでなく、補助事業者から立替者への精算も確認されたい。

証憑の名義が補助事業者と異なる場合の確認方法及び証憑に不足又は疑義がある場合の追加確認手続についても、あらかじめ定めておく必要がある。

また、交付申請時の事業計画及び収支予算と実績報告とを照合し、当初計画と実績との相違及びその理由、計画変更承認の要否及び承認手続、各経費の補助対象経費への該当性、発注日、契約日、納品日、履行日及び支払日と補助対象期間との関係を確認されたい。

さらに、他の公的補助金の有無、金額及び対象経費、補助対象経費ごとの財源構成、補助事業者の自己資金による実際の負担額、複数の補助金の合計額が対応する対象経費を上回っていないか並びに補助金の減額、交付決定の取消し又は返還命令の要否を確認する必要がある。

これらの確認事項については、担当者用の審査表又はチェックリストを整備し、使用した資料、確認結果、疑義及び判断内容を記録されたい。

キ 役割分担、決裁、牽制及び判断過程の記録

教育委員会においては、担当者、確認者、管理職及び決裁権者について、それぞれが確認し、又は再確認すべき事項を区分されたい。

また、決裁権者に報告すべき重要な相違及び疑義、計画変更、交付決定前着手、他の補助金との重複又は証憑上の疑義がある場合の報告経路並びに法務、財務その他の関係部署へ照会すべき場合を明確にする必要がある。

計画変更の承認、軽微な変更への該当性、補助対象経費への該当性、交付決定前着手、他の補助金との重複、補助金額の減額、交付決定の取消し又は返還命令について判断した場合は、確認した事実及び根拠資料、関係者から受けた説明、確認できなかった事項、適用した規定及び判断基準、当てはめ及び判断理由、判断者、確認者及び決裁権者並びに関係部署との協議又は照会の内容を記録されたい。

資料により確認した事実、関係者の説明及び確認できなかった事項は区分して記録し、後日、同様の案件との公平性及び判断の一貫性を検証できるようにする必要がある。

特に、取消事由に該当し得る事実が認められた場合には、当該事実をどのように評価し、交付決定の取消しの要否及び範囲をどのように判断したのか、その理由及び検討過程を記録し、事後的な検証を可能とされたい。

補助金交付事務が特定の担当者の経験又は個人的判断だけに依存しないよう、審査基準、チェックリスト、判断事例及び引継資料を整備し、担当者の異動時に必要な事項を確実に引き継ぐ仕組みを設けられたい。

また、後日の追加確認により新たな資料又は事実が判明した場合は、その確認日及び確認の契機を記録し、当初の審査又は立入検査の時点で確認済みであった事項と区別されたい。

ク 取消事由が判明した場合の検討手続

教育委員会においては、交付決定後又は補助金額の確定後に、取消事由に該当し得る事実が判明した場合の検討手続を明確にされたい。

少なくとも、認定すべき事実、収集すべき資料、関係者への確認事項、適用する規定、取消事由への該当性、取消権行使の要否、取消範囲、既取消部分その他の取消事由との重複、返還、加算金及び延滞金への影響を検討する手続を定める必要がある。

追加取消しを行わない場合又は一部の取消しにとどめる場合にも、その判断を正式に決定し、判断結果及び理由を記録されたい。

ケ 規程等の見直し

教育委員会においては、交付規則、交付要綱、交付決定に付す条件、申請及び実績報告の様式、記載要領、審査基準、事務処理要領、マニュアル並びにチェックリストの間に不整合又は不足がないかを点検し、各事項の性質に応じて必要な見直しを行われたい。

補助事業者の権利義務、補助対象事業及び補助対象経費の範囲、補助対象期間、交付決定前着手、計画変更の承認並びに交付決定の取消しに直接関係する事項は、交付要綱又は交付決定に付す条件に定められたい。

様式の記載方法、提出書類、審査項目、内部の役割分担及び判断記録の方法については、具体的な基準及び手続を定められたい。

見直し後は、補助事業者及び関係職員が同じ基準に基づいて事務を行えるよう、具体的な手続及び判断基準を明示されたい。

その際は、手続の厳格化による費用及び事務負担と、補助金の重複、交付決定前経費の算入、過大な補助金額の確定及び審査漏れを防止する効果との均衡にも配慮する必要がある。

コ 職員への周知及び研修

教育委員会においては、見直した規程、様式、審査基準、手続及びチェックリストについて、補助金交付事務を担当する職員、確認者、管理職及び決裁権者へ周知し、必要な研修を実施されたい。

研修では、他の公的補助金及び実際の財源構成の確認、交付決定前着手、計画変更及び軽微な変更、証憑及び立替精算、実績報告の審査、取消事由が認められる場合の対応並びに判断過程の記録について、具体的な事例を用いて確認することも検討されたい。

（４）改善状況の確認及び定期的な点検

教育委員会においては、前記（３）に掲げる改善事項ごとに、実施主体、実施時期、実施方法、決裁又は確認方法、記録として残す事項及び実施後の確認方法を定め、優先順位を付して改善を進められたい。

見直した様式、審査基準、手続、マニュアル及びチェックリストが実際の事務で使用されているかを、一定期間経過後に点検されたい。

また、本件補助金だけでなく、他の補助制度についても、他の公的補助金との重複、実際の財源構成、交付決定前着手、計画変更、証憑及び立替精算その他本件と共通するリスクがあるかを横断的に確認されたい。

横断的な確認の対象及び範囲については、補助金額、対象事業、補助対象経費、他の補助制度との重複可能性及び過去の問題発生状況等のリスクに応じて定められたい。

点検又は横断的な確認により同種の問題が判明した場合は、問題が判明した補助金交付事務の是正、関係規程及び手続の見直し、職員への追加研修その他必要な対応を行う仕組みを整備されたい。

別表 1 変更申請及び承認に係る事項

1 整理の目的

本表は、変更申請及び承認に関して監査過程で確認された事実を、各年度における監査上の判断及び取扱いに応じて整理するものである。

令和元年度のマット及びティーボールセットについては、交付規則第 19 条第 1 項第 2 号の取消事由に該当すると本文の判断を前提として、教育委員会が取消しの要否及び範囲を検討する際の基礎資料とする。

令和 6 年度の調律及びワイヤレススピーカーについては、請求期間の経過により、本件請求において、変更申請及び承認の要否、軽微な変更への該当性並びに第 2 号取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、第 2 号取消事由に該当しないと判断したものではない。本表に記載した確認事実は、教育委員会が、監査意見に基づき、適用すべき規定及び第 2 号取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

本表は、取消対象額、追加取消額、返還額その他の金額を算定することを目的とするものではない。

2 変更申請及び承認に係る事項

年度	対象	交付申請時の内容	実施内容	変更内容	変更申請・承認の状況
令和元年度	マット及びティーボールセット	交付申請書及び事業計画書の記載内容による。	マット及びティーボールセットを購入した。	交付申請時の計画に含まれていなかった体育教材を追加した。	購入前の変更申請及び承認なし
令和 6 年度	調律及びワイヤレススピーカー	事業計画書に調律及びワイヤレススピーカーの記載なし。	調律を実施し、ワイヤレススピーカーを購入した。	交付申請時の計画に含まれていなかった役務及び物品を追加した。	計画変更申請書を提出した事実及び教育委員会が変更を承認した事実は確認されなかった。 教育委員会は軽微な変更として取り扱ったと説明しているが、実施又は購入前に軽微な変更への該当性を判断したことを示す記録は確認されなかった。

3 教育委員会に求める検討

令和元年度のマット及びティーボールセットについては、交付規則第 19 条第 1 項第 2 号の取消事由に該当すると監査委員の判断を前提として、前記 6 の法定勧告並びに別表 4 の該当行及び同表 3（1）に従って検討し、記録する。

令和 6 年度の調律及びワイヤレススピーカーについては、本件請求において、変更申請及び承認の要否、軽微な変更への該当性並びに第 2 号取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。教育委員会は、前記 7 の監査意見並びに別表 4 の該当行及び同表 3（2）に従って検討し、

記録する。

別表２ 交付申請前及び交付決定前の納品に係る事項の整理

１ 整理の目的

本表は、令和元年度において交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた経費に係る事実及び交付規則第１９条第１項第２号との関係を整理するものである。

当該経費を補助対象経費として実績報告に計上したことは、同号の取消事由に該当すると判断した。本表は、この判断を前提として、教育委員会が取消しの要否及び範囲を検討する際の基礎資料とするものであり、取消対象額、追加取消額、返還額その他の金額を直接算定することを目的とするものではない。

２ 対象経費

年度	納品書の日付	内容	金額	交付申請及び交付決定との関係
令和元年度	令和元年４月１０日	雑誌購入費	12,141円	令和元年５月２８日の交付申請前かつ同月３１日の交付決定前
令和元年度	令和元年５月８日	雑誌購入費	14,058円	令和元年５月２８日の交付申請前かつ同月３１日の交付決定前
合計			26,199円	

※事実関係は監査において確認した資料による。

３ 交付規則第１９条第１項第２号との関係

前記２件は、いずれも交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた経費である。

これらを補助対象経費として実績報告に計上したことについては、本文の判断のとおり、交付規則第１９条第１項第２号の取消事由に該当する。

４ 算術上の差額及び教育委員会に求める検討

当該２件・合計26,199円を令和元年度の補助対象経費310,266円から除外すると、残る補助対象経費は284,067円となり、実際の補助金確定額305,000円がこれを20,933円上回る。この20,933円は、当該２件のみを補助対象経費から除外した場合に生ずる算術上の差額である。26,199円及び20,933円は、いずれも既取消部分その他の取消事由との重複を調整する前の金額であり、直ちに追加取消額又は返還額となるものではない。

教育委員会は、当該２件を補助対象経費として実績報告に計上したことが交付規則第１９条第１項第２号の取消事由に該当するとの監査委員の判断を前提として、前記６の法定勧告並びに別表４の令和元年度「雑誌購入費２件の交付申請前・交付決定前納品」の行及び同表３（１）に従って、取消権行使の要否及び範囲等を検討し、記録する。

別表３ 財源構成及び「学園負担分」に係る事項の整理

１ 整理の目的

本表は、補助事業に係る財源構成、「学園負担分」の記載内容及び他市補助金との関係について、監査過程で確認された事実を年度別に整理するものである。

令和元年度については、実際の財源構成を正確に報告しなかったことが交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当するとの本文の判断を前提として、教育委員会が法定勧告に基づき取消しの要否及び範囲を検討する際の基礎資料とする。

令和5年度及び令和6年度については、実績報告関係書類の記載、実際の財源構成及び教育委員会の確認状況に関する事実を整理し、監査意見に基づく補助金交付事務の検討に用いる。請求期間の経過により、本件請求において、両年度が交付規則第19条第1項第2号若しくは第3号の取消事由に該当するかについて、該当又は非該当のいずれも判断しない。また、追加取消しの法的義務又は返還義務があるかについても判断せず、違法な怠る事実も認定しない。これは、取消事由に該当しないと判断したものではない。本表に記載した確認事実は、教育委員会が、各年度に適用される規定並びに第2号又は第3号の取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

本表は、取消対象額、追加取消額、返還額、市の損害額、不当利得額その他の金額を算定することを目的とするものではない。

2 収支決算書の記載及び他市補助金の確認状況

年度	収支決算書 記載の 実績経費	収支決算書 記載の 岐阜市補助金	収支決算書の 「学園負担分」 欄	関係資料で 確認した 大垣市補助金	関係資料で 確認した 羽島市補助金
令和元年度	310,266円	305,000円	5,266円	110,000円	65,000円
令和5年度	340,634円	275,000円	65,634円	110,000円	49,500円
令和6年度	218,668円	218,668円	記載なし	105,000円	49,500円

※「実績経費」、「岐阜市補助金」及び「学園負担分」は、岐阜市に提出された収支決算書の記載による。

※大垣市補助金及び羽島市補助金は、関係資料により別途確認した確定額であり、岐阜市に提出された収支決算書には記載されていない。各補助金が実際に充てられた事業又は経費及び学園の自己資金による実際の負担額は、現有資料から確定していない。

3 実際の財源構成を確認するため整理を要する事項

年度	整理を要する事項
令和元年度	収支決算書に記載された実績経費、岐阜市補助金及び「学園負担分」と、大垣市補助金及び羽島市補助金を含む実際の財源構成との関係を整理する必要がある。
令和5年度	収支決算書に記載された「学園負担分」と、大垣市補助金及び羽島市補助金を含む実際の財源構成との関係を整理する必要がある。
令和6年度	収支決算書では実績経費と岐阜市補助金が同額とされている一方、大垣市補助金及び羽島市補助金の交付も確認されているため、これらを含む実際の財源構成を整理する必要がある。

4 教育委員会に求める検討

令和元年度については、実際の財源構成を正確に報告しなかったことが交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当するとの監査委員の判断を前提として、前記6の法定勧告並びに別表

4の該当行及び同表3（1）に従って検討し、記録する。

令和5年度及び令和6年度については、本件請求において、第2号又は第3号の取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。教育委員会は、前記7の監査意見並びに別表4の該当行及び同表3（2）に従って、各年度の補助金交付事務を検討し、記録する。

別表4 年度別・事由別の監査上の判断及び処理

1 整理の目的

本表は、令和元年度、令和5年度及び令和6年度について、監査過程で確認された事実、本件請求に対する監査委員の判断、教育委員会に求める検討、処理区分及び対応を、年度別及び事由別に整理したものである。

令和元年度については、監査委員が、交付規則第19条第1項第2号の取消事由への該当性を判断した上で、教育委員会に対し、その判断を前提として、取消権行使の要否及び範囲等を検討するよう、法第242条第5項の規定による勧告を行う。

令和5年度及び令和6年度については、過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分を請求期間の経過により却下するため、本件請求において、第2号又は第3号の取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、取消事由に該当しないと判断したものではない。監査過程で確認された事実は、教育委員会が、監査意見に基づき、各年度に適用される規定に照らして、取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。

本表は、本文における年度別及び事由別の判断を一覧化したものであり、新たな事実認定又は法的評価を加えるものではない。また、本表の記載から、特定の取消額、返還額又は加算金額を直接導くものではない。

2 年度別・事由別整理

年度	事由又は論点	本件請求に対する 監査委員の判断	教育委員会に 求める検討	処理区分 及び対応
令和 元年度	実際の財源構成を正確に報告しなかったこと	学園が、他市補助金を含む補助事業の実際の財源構成を正確に報告しなかったことは、交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当すると判断する。	実際の財源構成、各市補助金の対象範囲及び学園の自己資金による実際の負担額を整理し、別表4の3（1）に従って検討し、記録する。	取消しの要否及び範囲を改めて検討し、その結果に応じた必要な措置を講ずることを求める限度で理由あり。法第242条第5項の規定による勧告。
令和 元年度	マット及びテ ィーボールセ ットの計画変	マット及びティーボールセットについて、必要な計画変更申請及び承認を経なかったこ	対象事業及び対象経費、交付申請時の計画との差異並びに確	取消しの要否及び範囲を改めて検討し、

	更未承認	とは、交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当すると判断する。	定すべき補助金額への影響を整理し、別表4の3(1)に従って検討し、記録する。	その結果に応じた必要な措置を講ずることを求める限度で理由あり。法第242条第5項の規定による勧告。
令和元年度	雑誌購入費2件の交付申請前・交付決定前納品	交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費2件を補助対象経費として実績報告に計上したことは、交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当すると判断する。	当該2件を補助対象経費から除外した場合の補助対象経費及び補助金額への影響を整理し、別表4の3(1)に従って検討し、記録する。	取消しの要否及び範囲を改めて検討し、その結果に応じた必要な措置を講ずることを求める限度で理由あり。法第242条第5項の規定による勧告。
令和元年度	交付規則第19条第1項第3号の取消事由への該当性	現有資料からは、学園が、収支決算書の記載が実際の財源構成を正確に示していないこと又は交付申請前かつ交付決定前に納品が完了した経費が補助対象外となることを認識しながら、これらを用いて補助金の交付又は補助金額の確定を受けたとまでは認定できない。このため、交付規則第19条第1項第3号の取消事由に該当するとまでは認められない。	第3号取消事由への該当性について追加の検討を求めるものではない。第2号取消事由に該当すると判断した前記3つの事由については、各該当行及び別表4の3(1)に従って検討し、記録する。	第3号への該当性を前提として交付決定の取消し及び補助金の返還を求める部分を棄却。
令和5年度	実績報告関係書類の記載と実際の財源構成との不一致	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は請求期間の経過により却下するため、本件請求においては、第2号又は第3号の取消事由への該当又は非該当のいずれも判断	実績報告関係書類の記載、実際の財源構成、各市補助金の対象範囲及び学園の自己資金による実際の負担額を整理し、別	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は却下。監査意見により、補助

		しない。これは、取消事由に該当しないと判断したものではない。	表４の３（２）に従って検討し、記録する。	金交付事務の検討及びその結果の報告を求める。
令和 ５年度	教育委員会が他市補助金及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかったこと	教育委員会が、他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかったことを、監査過程で確認された事実として記録に残す。ただし、本件請求においては、当該事実に係る違法若しくは不当又は取消事由への該当若しくは非該当のいずれも判断しない。	確認を行わなかった経緯及び理由、当時の様式、審査方法及び運用並びに実際の財源構成及び自己資金負担額を整理し、別表４の３（２）に従って検討し、記録する。	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は却下。監査意見により、補助金交付事務の検討及びその結果の報告を求める。
令和 ６年度	実績報告関係書類の記載と実際の財源構成との不一致	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は請求期間の経過により却下するため、本件請求においては、第２号又は第３号の取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、取消事由に該当しないと判断したものではない。	実績報告関係書類の記載、実際の財源構成、各市補助金の対象範囲及び学園の自己資金による実際の負担額を整理し、別表４の３（２）に従って検討し、記録する。	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は却下。監査意見により、補助金交付事務の検討及びその結果の報告を求める。
令和 ６年度	教育委員会が他市補助金及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかったこと	教育委員会が、他市補助金を含む実際の財源構成及び学園の自己資金による実際の負担額を確認していなかったことを、監査過程で確認された事実として記録に残す。ただし、本件請求においては、当該事実に係る違法若しくは不当又は取消事由への該当若しくは非該当のいずれも判断しない。	確認を行わなかった経緯及び理由、当時の様式、審査方法及び運用並びに実際の財源構成及び自己資金負担額を整理し、別表４の３（２）に従って検討し、記録する。	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は却下。監査意見により、補助金交付事務の検討及びその結果の報告を求める。
令和 ６年度	調律及びワイヤレススピーカーに係る計画変更	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は請求期間の経過により却下するため、本件請求においては、変更申	対象事業及び対象経費、計画との差異、変更申請及び承認の要否並びに軽微な変	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は却

		請及び承認の要否、軽微な変更への該当性並びに第2号取消事由への該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、第2号取消事由に該当しないと判断したものではない。	更への該当性を整理し、別表4の3(2)に従って検討し、記録する。	下。監査意見により、補助金交付事務の検討及びその結果の報告を求める。
令和6年度	ワイヤレススピーカーに係る補助金額確定時の証憑審査	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は請求期間の経過により却下するため、本件請求においては、補助金額の確定等が違法若しくは不当であるか、又は第2号若しくは第3号の取消事由に該当するかについて、該当又は非該当のいずれも判断しない。これは、当該行為が適法若しくは適当であったこと又は取消事由に該当しないことを判断するものではない。	補助金額確定時の資料と監査過程で提出された資料とを区別し、購入及び立替精算の事実認定と、確定時の証憑審査が十分であったかの判断とを区別して、別表4の3(2)に従って検討し、記録する。	過去の財務会計上の行為を直接対象とする部分は却下。監査意見により、補助金交付事務の検討及びその結果の報告を求める。
制度・内部統制	他の公的補助金、実際の財源構成及び自己資金負担額の確認	個別の財務会計上の行為に対する法定勧告の対象ではなく、補助金交付事務に係る制度及び内部統制上の課題として整理する。	他の公的補助金の申告事項、交付申請書、事業計画書、実績報告書及び収支関係書類等の様式、実際の財源構成及び自己資金負担額の確認方法並びに審査担当者及び決裁者の確認事項及び確認記録を見直す。	監査意見に基づく制度及び内部統制の改善。
制度・内部統制	計画変更及び軽微な変更の取扱い	個別の財務会計上の行為に対する法定勧告の対象ではなく、補助金交付事務に係る制度及び内部統制上の課題として整理する。	変更申請を要する場合、軽微な変更の判断基準、事前相談及び事前承認の方法、決裁権限、判断主体並びに判断内容の記録方法を明確にする。	監査意見に基づく制度及び内部統制の改善。
制度・	補助対象期間	個別の財務会計上の行為に対	発注、契約、納品、	監査意見に基

内部統制	及び交付決定前着手の取扱い	する法定勧告の対象ではなく、補助金交付事務に係る制度及び内部統制上の課題として整理する。	履行及び支払と補助対象期間との関係並びに交付決定前着手を例外的に認める場合の要件、申請手続、承認権限及び記録方法を明確にする。	づく制度及び内部統制の改善。
------	---------------	--	---	----------------

3 教育委員会による検討及び記録

(1) 令和元年度

教育委員会は、令和元年度について、前記2の表に掲げる、①実際の財源構成を正確に報告しなかったこと、②マット及びティールセットについて必要な計画変更申請及び承認を経なかったこと並びに③交付申請前かつ交付決定前に納品が完了していた雑誌購入費2件を補助対象経費として実績報告に計上したこと（以下「令和元年度の3事由」という。）が、いずれも交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当するとの監査委員の判断を前提として、前記6の勧告に従い、次の事項を検討し、その検討過程、判断内容及び具体的な理由を記録する。

追加取消しを行わない場合又は一部の取消しにとどめる場合も、その具体的な理由を記録する。

令和元年度の3事由が第2号取消事由に該当することは、本監査において監査委員が判断したものであり、教育委員会がその該当性を白紙から再判断するものではない。

- ア 取消権行使の要否
- イ 取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲
- ウ 確定すべき補助金額への影響
- エ 第1号による既取消部分その他の取消事由との重複
- オ 返還及び加算金への影響
- カ 採用した考え方及び採用しなかった考え方
- キ 判断結果及び具体的な理由

(2) 令和5年度及び令和6年度

教育委員会は、前記7の監査意見に従い、各年度に適用される規定並びに各検討事項に係る事実及び資料を整理した上で、次の事項を順次検討し、その検討過程、判断内容及び具体的な理由を記録する。

取消事由に該当しないと判断した場合、追加取消しを行わないと判断した場合又は一部の取消しにとどめると判断した場合も、その具体的な理由を記録する。これは、令和5年度及び令和6年度について、取消事由への該当又は非該当のいずれかを本件請求において判断するものではない。

- ア 交付規則第19条第1項第2号又は第3号の取消事由への該当性
- イ 取消権行使の要否
- ウ 取消権を行使する場合の対象事業、対象経費及び取消範囲
- エ 第1号による既取消部分その他の取消事由との重複
- オ 返還及び加算金への影響

カ 採用した考え方及び採用しなかった考え方
キ 判断結果及び具体的な理由

4 処理区分、対応及び報告

(1) 令和元年度

令和元年度に係る検討及び措置は、法第242条第5項の規定による勧告に基づくものとする。教育委員会は、本監査結果の通知の日から90日以内に必要な措置を講じ、同条第9項の規定により、その内容を監査委員に通知する。

(2) 令和5年度及び令和6年度

令和5年度及び令和6年度に係る検討は、法定勧告に基づく措置ではなく、監査意見に基づく補助金交付事務の検討とする。

教育委員会は、令和5年度及び令和6年度に係る検討結果を、本監査結果の通知の日から90日以内に、監査意見に基づく検討結果として監査委員に報告する。この期限は令和元年度に係る法定勧告の措置期限と同一であるが、法的位置付けは異なる。

令和5年度及び令和6年度に係る検討結果の報告は、法第242条第9項の規定による措置の通知ではない。

5 表の見方に関する注記

- (1) 「本件請求に対する監査委員の判断」欄は、本件請求において監査委員が判断する事項及び判断しない事項を示したものである。
- (2) 令和5年度及び令和6年度について「該当又は非該当のいずれも判断しない」とあるのは、取消事由に該当しないと判断したことを意味しない。
- (3) 令和5年度及び令和6年度について確認された事実は、教育委員会が取消事由への該当性その他の必要事項を検討するための基礎となる事実として取り扱う。
- (4) 「教育委員会に求める検討」欄の記載は、監査委員が当該事項についてあらかじめ結論を示したものではない。ただし、令和元年度の3事由が交付規則第19条第1項第2号の取消事由に該当することは、監査委員が判断したものである。
- (5) 本表の「処理区分及び対応」欄における「監査意見に基づく補助金交付事務の検討」と「監査意見に基づく制度及び内部統制の改善」は、いずれも法第242条第5項の規定による勧告とは法的位置付けを異にする。
- (6) 本表の記載から、特定の取消額、返還額又は加算金額を直接導くものではない。これらの金額は、取消権行使の要否及び範囲、第1号による既取消部分その他の取消事由との重複並びに返還及び加算金への影響を整理した上で判断する。